

14.5
786



0021943001

0021943-001

14. 5-786

朝鮮經濟年報

全國經濟調查機關聯合會朝鮮支部・編

改造社

昭和14. 15年版

昭14至15

ADC

145

786

8.110



朝鮮經濟年報

昭和十四年版

全國經濟調查機關聯合會朝鮮支部分部編

1
7



編部支鮮朝會合聯開機查調濟經國全

報年濟經鮮朝

昭和十四年版

行發社造改



序

朝鮮は施政以來滿二十八年を閲した、その間多少の波瀾なきにしも非ざりしが、歴代當局の拮据經營宜しきを得、産業及文化竝に社會各般の進歩發達は隔世の感あり、而も新附民衆の生活上とその幸福増進は寔に顯著にして、斯くて今日凡有る方面に内鮮一體の實効を奏し、克く帝國の一環として位置し、以て併合の大御心に副ひ奉つてゐることは、吾等朝鮮在住者の等しく誇りとし且つ欣快に堪へざる所である。

今や帝國は曠古の大事たる支那事變に際會し、大陸に於ける作戰は神速果敢なる皇軍の奮闘に依り未曾有の戦果を收めたるも、敗敵蔣政權は依然抗日の迷夢より醒めず、されば事變の前途は猶遠にして、而も聖戰有終の美を收めんが爲には、支那親日新政權の育成及産業建設に協助を要し、斯くて長期戦體制の強化と國力の總動員が要請せられる。

斯る秋、朝鮮は地理的には大陸ルートの要衝として立ち、資源に於ては人的及物的に豊富にして、殊に最近國防産業の擴充は急テンポに行はれ、曾ての農業中心の産業構成、又は内地依存の經濟機構を止揚し、日滿支プロックの重

要なる翼として、その地位使命に相應する職能を果し居れるは、寔に同慶に堪へざる所、而して半島の新使命は、所謂大陸前進兵站基地たるにあるも、現段階の朝鮮産業經濟は未だその實態の具備に缺くる點なしとせず、之が完成は半島在住官民の義務として、今後協力一致實現に邁進すべきものなりと信ずる。

我が朝鮮が大陸前進兵站基地たる所以のものは、日・滿・支の綜合的産業開發の觀點より抽出せらるべく、即ち、三國に於て客觀的立地條件より適正なる産業配分を期せんとすれば、朝鮮は帝國の大陸に於ける國防産業の重要據點たる機能把持する必然的運命下にありと謂ふべく、その機能發揮の成否は、専ら半島の包藏する人的資源の有効利用及び地上地下資源の開發にあるは贅言を俟たず。幸ひ是等に關し、官の施設漸次充實を加ふるに呼應し、民間の企業旺盛なる現況は力強く之を指摘するに足る。されば兵站基地の名實が完備するは遠き將來にあるまじく、然る曉に於ては近代朝鮮は更に發展せる姿相の下に、内鮮一體の實を顯現するであらう。

由來我半島は大陸政策最初の具現地にして、之に寄する朝野の認識は大なりしに拘らず、大陸政策の前進に従ひ半島に對する關心は漸次稀薄となり、就中今日の朝鮮を往昔の朝鮮認識に依り判斷する傾きあるは遺憾に堪へざる所である。茲に於て、朝鮮の實相を闡明すると同時に、半島に於ける諸般の問題を取

上げ之を分析し、以て施政竝に江湖認識の一端に資することは時宜に適するものと信ずる。

豫て本會朝鮮支部に於ては「朝鮮經濟年報」の發刊を企て、今茲にその第一輯を上梓するに至りたるは、從來類書に乏しき朝鮮としては、正に時勢の要求に對處したるものと謂ふべく、然も執筆に當れる當支部會員の地位に關しては冗説を要せず、必ず大方の期待に酬ゆる所あるものと確信する。勿論本年報は最初の試みなれば、多くの不備を免れず、殊に精粗統一を缺く感なしとせざるも、今後輯を重ねるに従ひ完璧を期せられるものと思惟する。

昭和十三年十一月

全國經濟調査機關聯合會朝鮮支部 支部長

福井隆一

凡 例

- 一、「朝鮮經濟年報」第一輯は、「昭和十四年版」と銘打つてゐるが、資料は昭和十三年上半期乃至第三四半期迄のものに據つてゐる。従つて、原稿ノ切後、編輯、印刷等の期間に、更に事態の進展したものが多いが、それらは次輯に取入れらるであらう。
- 二、「朝鮮經濟年報」は四半期毎或は尠く共上下各半期毎に世に送り度い念願であるが、種々の事情に依り、當分は年刊とする豫定である。
- 三、本輯は第一輯でもあること故、出來得るだけ朝鮮經濟の全體並に各部門の沿革及び現状を讀者諸君に傳へることを主眼とし、この一年間に於ける事象の推移を所謂「年報」的に分析報告することはこれを従とした。右の如き編輯方針を採つた結果、第一部に於て、朝鮮經濟の全體に就て、歴史的並に理論的究明を行ひ、第二部に於て、各産業部門及び流通部門にわたつて、個別的に朝鮮經濟の現状並に由つて來る沿革を明かにし、第三部に於て、本來の「年報」的色彩に歸り、過去一年間の——恰かも支那事變勃發と共に始まる一年間の朝鮮經濟に生じた推移をばその主たる問題に於て把へた。これによつて、所謂「年報」的使命を果たすと共に、第一輯は、第二輯以後の讀者に對する一般的な解説的、入門的役割をも果たし得べきことを期待してゐる。第二輯以後に於ては、その年間に於ける所謂年報的な報告をなすと共に、時に應じて興味ありまた重要と思はれる題目を選んで特殊的、理論的な解明をも併せなすであらう。それだけにまた、第二輯以後の讀者にとつても、この第一輯は座右に備へられて、朝鮮經濟に關するエンサイクロペディア的貢獻をなすであらうと信ずる。
- 四、本年報には、本輯に於てもまた次輯以後に於ても、附録として「朝鮮經濟日誌」及び「重要經濟統計」を掲げること

にする。本輯に於ける「重要經濟統計」は上述したる本輯のもつ特殊な使命に鑑み、各計數を原則として日韓併合の年まで遡らしめた。次輯以後に於ては、その年間の月別統計に主力が注がれるであらうから、統計に關する限りに於ても、本輯は、いつまでも座右におかれて隨時檢出の便宜を諸者に與へること信ずる。

五、本輯は、序文にもある如く、全國經濟調查機關聯合會朝鮮支部加盟の全機關を文字通り總動員して作られたものである。それだけに、文體の統一或は場合によつては意見の統一等に整はざるものがあるかも知れぬが、編輯者は出來得るだけその整備に努めた。尤も、全國經濟調查機關聯合會朝鮮支部は、會本來の立場から云つて、何等政策的の主義主張を持つものではないから、本文中若し偶々さうした色彩のあらはれたものがあるとしても、それは言ふ迄もなく個人的なものである。併し、朝鮮經濟を綜合的、理論的に、また個別的、實證的に解明する仕事に於て、朝鮮半島現地に於けるこれだけのスタッフを動員し得たことは、我々の私かに自負するところである。

六、本輯に執筆せる各機關及び執筆者は左の如くである。

朝鮮總督府財務局理財課(和田保太郎)

朝鮮總督府鐵道局調査課(小澤弘)

京城高等商業學校(西原峰次郎)

京城商工會議所調査課(三吉吉郎)

朝鮮金融組合聯合會調査課(大熊良一)

朝鮮殖産銀行調査部(中山幸三郎、全承範、宋準東)

朝鮮貿易協會(澁谷禮治)

京城電氣株式會社(岸 兼)

朝鮮銀行調査課(川合彰武)

京城帝國大學法文學部經濟研究室(大内武次、四方博、鈴木武雄、小田忠夫、森谷克巳、靜田均)

本支部所屬の加盟機關としては、右の他に、最近朝鮮商業銀行の加盟を見、まだ續々新機關の加盟を見る模様であるから、次輯以後には、更にヴァラエティに富んだ執筆陣を構成し得るであらう。

七、本輯の編輯は、大内武次、四方博、鈴木武雄の三名がこれに當つた。

以上

目次

凡 例

第一部 朝鮮經濟總說

序 章 朝鮮半島の素描……………三

第一節 半島の地位とその有する意義……………三

第二節 半島氣候の特色……………六

第三節 半島の地形と經濟活動地域……………九

第四節 半島の新興經濟活動地域……………二二

第一章 舊來の朝鮮經濟……………一七

第一節 序 說……………一七

第二節 從來の諸研究の結果……………一八

目次

第三節 朝鮮社會經濟の歴史的後景……………二四

第二章 朝鮮に於ける近代的資本主義育成期の展望……………三
——併合前後の概観——

第一節 序 説……………三

第二節 土地に對する資本主義的支配……………三

第三節 貨幣金融制度の確立……………三九

第四節 産業部門に於ける資本主義の活動……………四七

第五節 結 語……………五二

第三章 併合後に於ける内鮮經濟關係の推進と朝鮮經濟の現段階……………五

第一節 大陸に於ける唯一の帝國版圖としての朝鮮……………五

第二節 内鮮ブロック經濟の第一期……………五

第三節 内鮮ブロック經濟の第二期……………六

第四節 内鮮ブロック經濟の第三期……………六

第五節 内鮮ブロック經濟の第四期……………六

第六節 朝鮮産業革命と所謂「農工併進」……………六九

第七節 朝鮮經濟現段階の諸特質……………七

第四章 朝鮮財政とその發展的性格……………七

第一節 序 説……………七

第二節 朝鮮財政の發展の様相……………六

第三節 經費部面の構成……………六

第四節 收入の構成……………六

第五節 租稅收入……………六

第五章 朝鮮に於ける農村の諸問題……………七

第一節 初期の農業政策……………七

第二節 農村における近代化の過程……………七

第三節 産米増殖計畫の實績……………七

第四節 小作爭議と朝鮮農地令……………一〇

第五節 農山漁村振興運動……………一〇

第六節 農業政策の再檢討……………一四

第二部 朝鮮經濟の個別的考察

第一章 朝鮮に於ける資源

第一節 自然的條件の概観	一〇九
第二節 農業資源	一一三
第三節 林産資源	一一五
第四節 畜産資源	一二七
第五節 水産資源	一三〇
第六節 鑛産資源	一三三
第七節 動力資源	一三八
第八節 人的資源	一三三

第二章 朝鮮に於ける農業

第一節 概観	一三七
第二節 耕地面積	一三八
第三節 農作物	一四〇
第四節 産米増殖計畫と米穀統制	一五四

第五節 肥料の生産配給とその統制	一五九
------------------	-----

第六節 農村産業團體と農村經濟の協同化	一六一
---------------------	-----

第七節 農村振興運動	一七〇
------------	-----

第三章 朝鮮に於ける林業

第一節 序説	一七三
--------	-----

第二節 砂防事業	一七四
----------	-----

第三節 北鮮開拓事業	一七五
------------	-----

第四節 國有林並に民有林の造林獎勵	一七六
-------------------	-----

第五節 朝鮮林業開發株式會社の設立	一七七
-------------------	-----

第四章 朝鮮に於ける水産業

第一節 水産業の驚異的發展	一七九
---------------	-----

第二節 水産業の概況	一八〇
------------	-----

第三節 躍進する鰯漁業	一八三
-------------	-----

第四節 水産業の保護獎勵方策	一八六
----------------	-----

第五節 水産業の將來	一八八
------------	-----

第五章 朝鮮に於ける畜産業一九一

第六章 朝鮮に於ける鑛業一九五

第七章 朝鮮に於ける工業二〇一

 第一節 朝鮮工業の産業的地位二〇一

 第二節 朝鮮工業の發達過程と現勢二〇六

 第三節 種類別概観二二二

 第四節 朝鮮工業の地方的分布二二六

 第五節 結 言二三二

第八章 朝鮮に於ける電氣及瓦斯事業二三三

 第一節 朝鮮に於ける電氣事業發達の過程二三三

 第二節 電氣事業統制と當局の指導方針二三七

 第三節 電氣事業統制の實績と現勢二四〇

 第四節 朝鮮に於ける瓦斯事業二四六

第九章 朝鮮に於ける陸上運輸二五一

 第一節 概 説二五一

 第二節 國有鐵道二五三

 第三節 私設鐵道二六五

 第四節 自動車及軌道二六五

 第五節 道路及小運送二七三

第十章 朝鮮に於ける水上運輸二七六

 第一節 沿 革二七六

 第二節 航路網の現況二八〇

 第三節 航路の統制と趨勢二八三

 第四節 造 船二八四

第十一章 朝鮮に於ける航空二八六

 第一節 概 説二八六

 第二節 航空法令二八七

第三節 航空施設 二八八

第四節 航空の概況 二九〇

第十二章 朝鮮に於ける通信 二九四

第一節 沿革概要 二九四

第二節 監督機關 二九五

第三節 事業概況 二九六

第十三章 朝鮮に於ける金融 二九九

第一節 通貨 二九九

第二節 金融機關 三〇四

第三節 金利 三二〇

第十四章 朝鮮に於ける取引市場 三二三

第一節 序説 三二三

第二節 一般市場 三三四

第三節 米穀市場 三八八

第四節 證券市場 三三〇

第十五章 朝鮮に於ける貿易 三三四

第一節 朝鮮貿易の發展概観 三三四

第二節 鮮内各港の特異性 三三九

第三節 朝鮮貿易の商品別様相 三四五

第四節 對内地貿易の概況 三五〇

第五節 對外貿易の概況 三五四

第六節 最近の貿易情勢 三六〇

第十六章 朝鮮に於ける移民問題 三六五

第一節 朝鮮人の對外的進出 三六五

第二節 在滿朝鮮人と滿洲國の方針 三六六

第三節 朝鮮の對滿移民政策 三六九

第四節 鮮農移民の具體的内容 三七四

第三部 支那事變と朝鮮經濟

第一章 支那事變後に於ける朝鮮經濟の概況……………三八一

第一節 事變と朝鮮……………三八一

第二節 戰時體制の發展過程……………三八三

第三節 事變後の財界概観……………三八六

第四節 金融統制と財界……………三九〇

第五節 資金調整法の實績……………三九四

第二章 「大陸兵站基地」としての朝鮮……………三九九

第一節 大陸兵站基地思想の淵源……………三九九

第二節 「兵站基地」論成立の根據……………四〇二

第三節 「兵站基地」としての現況及將來……………四〇六

第三章 事變と朝鮮に於ける市況及物價……………四〇九

第一節 序 説……………四〇九

第二節 事變と物價の動向……………四一〇

第三節 結 言……………四一八

第四章 事變と朝鮮に於ける物資統制……………四二〇

第一節 序 説……………四二〇

第二節 物資統制の積極面としての生産力擴充策……………四二〇

第三節 貿易統制……………四二三

第四節 配給消費統制……………四二四

第五節 物價統制……………四三一

第六節 物資統制の將來……………四三二

第五章 圓「ブロック」輸出制限と朝鮮……………四三四

第一節 圓「ブロック」の意味……………四三四

第二節 圓「ブロック」輸出制限と朝鮮……………四三六

第三節 輸出制限の朝鮮貿易に及ぼした影響……………四四一

第四節 朝鮮の「ブロック」貿易發展策……………四四三

第六章 産金奨勵と朝鮮の役割……………四四五

第一節 序 説……………四四五

第二節 朝鮮産金業の全貌 四四六

第三節 産金増産五ヶ年計畫 四五四

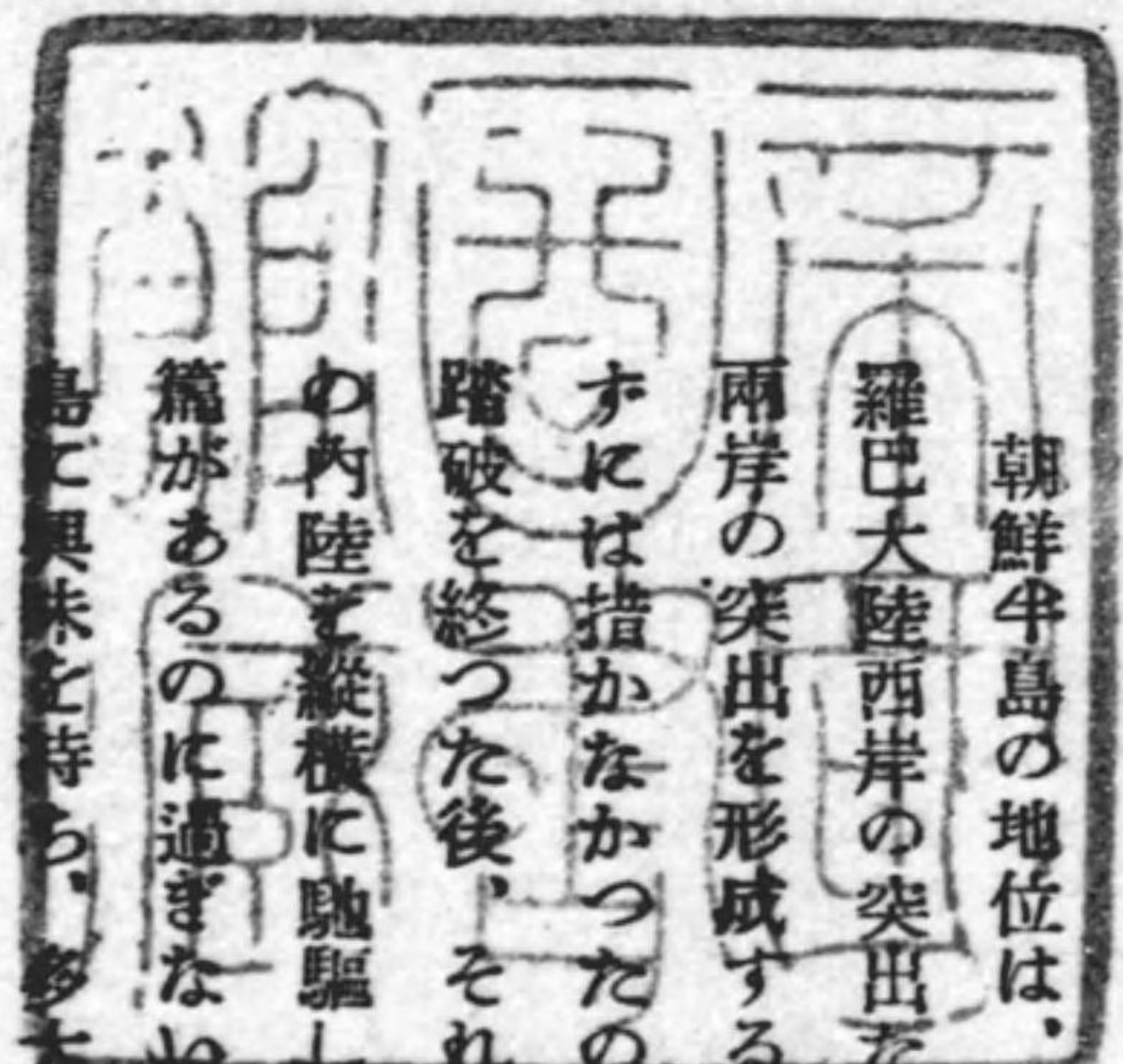
附録一 朝鮮經濟日誌

二 重要經濟統計

第一部 朝鮮經濟總說

序章 朝鮮半島の素描

第一節 半島の地位とその有する意義



朝鮮半島の地位は、温帯人類活動地帯について見るときは亞細亞大陸東岸の突出をなしてゐるのであつて、恰も歐羅巴大陸西岸の突出をなすイベリヤ半島とは、東西相應して相對比すべき地位に當つてゐる。歐亞大陸に於て、東西兩岸の突出を形成する、この兩半島の對稱的關係は、當然にその地位的存在に興味を持つ所の地理學者の注目を惹かすには措かなかつたのであらう。昭和八年に獨逸ギーゼン大學地理學教授ヘルマン・ラウテンザツハ氏は、西班牙の踏破を終つた後、それと對比して朝鮮半島を研究すべく、その秋から自動車を驅つて約半ヶ年の期間に亙つて、半島の内陸を縦横に馳驅し、仔細にその比較的觀察を試みたのである。その結果たる氏の報告は、未だ斷片的の豫報二三篇があるのに過ぎないのであつて、全般的觀察を纏めたものには接して居ないが、そのやうな觀點から、わが朝鮮半島に興味をもち、多大の經費を擲つてその究明に従つた同氏の志は壯としなければならぬ。

寔に朝鮮半島とイベリヤ半島とは、世界に於て文化の隆盛を見た大陸の縁邊をなす半島である點に於て、恐らく地理的環境論の上からは、興味ある對象をなすものであらう。それは恰も、日本々土が亞細亞大陸の東岸に接せる島嶼的存在をなすに對し、英國本土が歐羅巴大陸の西岸に於て、それと正に對稱した地位を以て島嶼的存在をなせるの故

を以て、その兩國の發展過程を、自然環境上の見地から究めんとする地理的決定論者の、その論究と相似たものを爲すことであらう。然しここでは斯る問題に深く觸れようとは思はない。それはたゞ朝鮮半島の地理的地位を明確に示さんが爲め、そのやうな見方をなす者があることを説いた迄に他ならない。本節の説明は朝鮮半島自體を明にする爲めに、その地位と周圍との關聯に就て、更に詳細に見て行くことにしなければならぬ。

朝鮮半島は亞細亞大陸東岸から南方に突出すること約七三五杆ほどの胴體で、ほゞ内地本州と同面積を占めて居る。その形は昔は老人が亥（北東部）に座つて巳（南東部）に頭を置き、西に向いて中國に拱揖して居る形であると云はれて居た。これは朝鮮の地圖を斜に倒さに置いて、稍々遠方から熟視すると、釜山邊にある頭が隠れん許に手を拱き擡げ、長袖を垂れ首筋から上背を屈めた所の一老人を髣髴させるに足りるのである。地形學者の云ふ所によれば、朝鮮の地貌は地盤を構造する岩層が古期に屬するものが多いから、それが永く創削圓平にせられて、老年期の形貌にあると云ふのである。従つてそれを老人に比喩するのも、亦一理あるかの如く見えるのであるが、然し歴史の進展は斯くの如き中國に忠順な老爺を以て半島の形體を説くを許さなくせしめた。こゝに新らしい比喩的形體が求められなければならぬのである。近時に於ける地質的探究は、この老年期の地形は地質上若い時代である所の洪積世に火山岩を噴出してゐるから、そのやうな場所には、地形上の大變革を惹起せしめてゐると云ふことを報告してゐる。それは三つの地方、即ち白頭山を中心とする玄武岩臺地、京元線に沿ふ地溝帯の玄武岩の噴流並に黃海道禮成江の上流の玄武岩の噴出がそれである。さればこれによつて、京都大學教授中村新太郎氏は、この若返つた地形を頭とし、心臓として持つ所の兎を以て半島の形體に擬して居るのである。それは黃海道を前肢とし、全羅南北道を後肢とし、偉大な耳を咸鏡南北道に持つ所の、正に跳ねんとする所の兎の姿であるとなして居る。正にこれこそ今日の躍進朝鮮を象徴するにふさはしい形體であると云はなければならぬ。

斯る兎はその頭を大陸に接し、その後肢を日本々土に接せんとして遙かにさし伸べてゐるのである。それは日本島嶼と東亞大陸を連繫する橋梁たるの地位にあるに他ならない。人文地理學者の云ふ所の陸橋は即ちこれである。斯る陸橋が文化の傳播並に人類の往來に寄與するものであることは、他に多くの類例を求めざるまでもないことであらう。既に過去の歴史は東亞大陸の文化を日本に傳播するについて、朝鮮が重要な役割を勤めたものであることを示してゐる。このことは更に又將來の歴史に於て朝鮮半島の果すべき使命を示すものであると云はなければならぬ。今や朝鮮は日本國力發展の前進基地としての役割を、その有する所の地位によつて果さんとしつゝあるのである。

半島の位置、はその中央を貫く東經一二七度並に一二八度の軸によつて保たれて、北は北緯四三度（露領と接する地點）から南は北緯三三度七分（濟州島南部）に亘る地域を占めてゐる。これを日本々土と對比するときは、ほゞ札幌から熊本（又は八丈島或ひは潮崎）に亘る區間に相當して居る。従つてそれは日本内地から北と南の極端の地域を除外した中央の部分に該當するのであつて、溫帯の中樞的地位に位するのである。されば半島の占める部分は地球上に於て最も人類の活動に便宜な且最も農耕に好適な地帯の一を占めるものであると云ふことが出来る。それであるからもし斯る地域に文化の繁榮を具現し得なかつたとすれば、それは恐らくこゝにその出現を妨げる何等か重大な他の條件が存してゐたからのことであらう。朝鮮の過去の歴史は不幸にもそれを實證する以外の何物でもなかつた。その妨げる條件を克服して、こゝにこの天惠的條件の發露を具現させるのは、半島の將來の歴史を作るもの責務であると云はなければならぬ。

第二節 半島氣候の特色

札幌から熊本に亙る地帯に該當する朝鮮半島の氣候は、内地の島嶼であるに對し、それは大陸に接續する半島である點に於て、先づ第一にその相違が見出せるのである。内地の氣候は海洋的氣候の典型的のものであるが、それに反する氣候形態は、大陸的氣候であつて、その典型は半島の北に位する滿洲國のそれについて見ることが出来る。その相違は第一に前者は冬と夏の氣溫の較差が大ではないが、後者にあつてはそれは甚だ大である。次に前者は多雨多濕であるが、後者は寡雨乾燥である。更に又前者にあつては曇天が多く天空は清明でないが、後者にあつては雲量が少なく天空は清明のことが多い。このやうに島嶼と大陸にあつては氣候の形態を異にするのであるが、その中間に位する半島にあつては、正にその兩者の中間の折衷的形態の氣候となつて現はれてゐる。日本島嶼と東亞大陸の陸橋である朝鮮半島は、氣候状態に付いてもその双方を遷移する仲介の役割を演じてゐるのである。然し乍らその北方が大陸に接續してゐる丈に、半島の氣候を全體として見るときは、海洋氣候的特色よりも大陸氣候的特色が濃いことは、自ら然るべきであると共に、半島南部の氣候が海洋的氣候と類縁を有し、半島北部の氣候が大陸的氣候と同一視せらるべきものであることも亦、自ら肯き得られるであらう。

全體の氣候の靜的狀態について見るときは、どの土地にあつても作用する恒常的の氣候因子の影響が強示されるから、半島の氣候も日本内地のそれと大差あることはない。全年の等溫線は半島の南岸の一四度から北部咸南高原の一度に亙る範圍内にあつて、即ち北に行くに従ひ溫度が漸次低くなつてゐる。そして北部は土地の高度が高いから北に進むに従つて溫度遞減の割合は急激となつてゐる。又海岸にあつては東西兩岸とも半島内陸の溫度よりも高くなつ

てゐる。このやうな年平均氣溫の全體の有様は、北部を除けば、内地同緯度の地方と大した相違を見るものではない。然し乍ら冬と夏の寒暑の氣溫の較差に就て見るときは、朝鮮のそれは目立つて大である。こゝに大陸的氣候の片鱗が示されてゐるのである。今、南から北に亙りほぼ同緯度に位する都會、木浦と東京、京城と山形、平壤と宮古、新義州と秋田を選んで、それを較べると次の如くである。

	年平均	年較差	年平均	年較差
木浦	一三・一	三三・二	東京	一三・三
京城	一〇・九	二〇・一	山形	一〇・九
平壤	九・二	三三・四	宮古	一〇・一
新義州	八・四	三三・五	秋田	一〇・四

斯くの如き氣溫の年に於ける動的状態が内地と異なることは、農作物の選擇に影響を及ぼさすには止まないのである。夏季生育して一代で終る作物にあつては、特に比較的高溫を要するもの、例へば陸地棉の栽培の好成績であるが如き、又比較的多くの光熱を要するもの、例へば蕨果類の栽培の容易であるが如きは、

内地と異なる所である。然し乍ら越冬を要する作物は寒氣に對する抵抗力の強いものでなければ、その栽培は危険である。即ち内地で生育する柑橘類の栽培の朝鮮で望まない所以はこれである。

次に雨量について見ることとする。年降水量は一般に内地より少ないのである。それは大體内地の年量八〇〇耗乃至三、〇〇〇耗であるに對し、朝鮮は五〇〇耗乃至一、四〇〇耗を上下するのであつて、内地年量の五割乃至六割の降水を見るに過ぎないのである。大體の標準として内地の年量を一、五〇〇耗以上と押へ、朝鮮の大半は八〇〇耗乃至一、〇〇〇耗位が普通であるとして差支ないやうである。その最も多雨であるのは南端の慶尙南道及び全羅南道の朝鮮海峽に面する海岸地方であるが、多いと云つても年量一、四〇〇耗から一、三〇〇耗を上下するに止つてゐる。そして整然としてゐないが、大體北に進むに従ひそれが少なくなつてゐる。中部の京城附近は大體一、〇〇〇耗前後であ

る。その最も寡雨な地方は北部の咸鏡北道であつて、一般に六〇〇耗以内であるに過ぎない。斯る降水量は滿洲國になると平均は四〇〇耗乃至七〇〇耗を上下するのであるから、その寡雨状態は更に甚しくなつてゐる。従つてこのやうな見地から、滿洲國を乾燥地帯とし、内地を濕潤地帯とするならば、その比較から朝鮮は半乾燥地帯であると云ふことが出来よう。

斯る半乾燥地帯に於て雨の一年間に於ける分配が宜しきを得ない場合には農耕に差支を來さないとも限らない。然し乍ら朝鮮に於ける雨量の分配は全く農耕に差支ないやうになつてゐる。内地で六月から八月に互る期間には、年降水量の二〇%乃至四〇%しか降らないのであるが、朝鮮ではその間に年量の五〇%乃至六〇%の降水を見てゐる。それに反して十二月から二月に互つては年量の僅か五%乃至一〇%の降水を見るに過ぎない。従つて朝鮮にあつては夏の雨期と冬の乾燥期とが截然として區別せられるのである。従つて朝鮮は比較的年降水量が少なくと云つても、夏の作物生育期間にその大部分を降下するのであつて、それと夏期の高温と相俟つて、農耕に極めて幸して居るのである。斯る條件は乾燥地帯である滿洲國に於ても見られる、所のものである。けれどもそこにあつてはかかる條件は更に重要で、それがあるがため農耕は始めて可能となつてゐる。

然し乍ら夏期に降雨が偏することは、治山治水の施設の完備しない朝鮮にあつては、洪水の憂を甚しからしめることとなる。けれども夏期内地に屢々襲來する颱風は、朝鮮ではその進路に當ることが稀である。従つて二百十日、二百二十日の心配は殆んどないのである。このことは農作、特に稲作に甚だ恵まれて居る。然し乍らたゞ朝鮮の農業で最も憂とする所は、雨が夏に偏してゐるとは云へ、その降水が雨期に於て順當に割り當てられないことがあることである。それがため植付の適期を失し、又は植付が出来たと云つてもその後の生育に充分な水の得られないことがあることである。このやうにして朝鮮では早魃による農業の被害は珍しくないことになつて來る。水害による被害は局

地的のものであるから、全體の農作に影響を及ぼすことはないのであるが、早魃は全般に互るものであるからその被害は甚大である。半乾燥地帯に於ける農業の悩みは一つにこの點にかゝつて存する。朝鮮の稲作の如きは數億の巨費を使つて大規模の水利組合事業を起し、そこで始めて産米増殖の實を擧げたのであるが、それはこのためであるに他ならない。

第三節 半島の地形と經濟活動地域

朝鮮半島は概観すると北に高く南に低くなつてゐる。殊に咸鏡南北道に於てその山地は重厚であつて、高い高原をなして約一、〇〇〇米前後の高度をなしてその上に白頭山を擁してゐる。これは朝鮮の屋根と云つてよいであらう。蓋馬臺地はこれである。この高地は西に平安北道の北部に延び、高度は稍々低く七〇〇米前後を保つてゐるが、それは更に西側の黄海に向つて次第に低くなつて、海岸で平野となつてゐる。この高地の南部は咸鏡南道と平安南道の境界に沿つて狭く半島の胴體を南へ延びて、それは一脈の山脈として江原道に進み、日本海岸に密接して金剛山のやうな奇勝を造り乍ら、八〇〇米前後の高度を保ちつゝ海沿ひに南下して居るのである。太白山脈はこれである。これは朝鮮半島中部の脊梁骨を形成してゐる。この山脈は慶尙北道の境に於て太白山を造つてゐるが、こゝから南はその勢が弱まつて二つに分岐して居る。一方は低山性のものであるがほゞ慶尙北道の海岸に沿つて釜山迄延びてゐる。他方は太白山から南西の方向をとり、以前よりは稍々低く、小白山脈として忠清北道と慶尙南道の境に沿つて俗離山、秋風嶺を造りつゝ、次いで全羅北道と慶尙南道の境を進み、やがてその脈が四散するに至るのである。以上が朝鮮半島の骨骸を形成する山容の極めて荒つばいスケッチである。

太白山脈は日本海岸に沿つて半島の脊梁としては極めて東方に偏局してゐる。そしてその日本海に面する斜面は殆んど平野を残さないで、急峻な傾斜を以て海岸に直下してゐるが、西側の斜面はそれに反して、極めて緩慢な傾斜を以て段々と下り、そしてそれはやがて黄海岸に開かれた平野に推移してゐるのである。それであるから、山脈の東側には平野なく、江河の大なるものを見ないが、その西側には廣く開けた緩斜面から海岸の平野にかけて、大きな江河が蜿蜒として長蛇を横たへ、到る所に平野を涵養してゐるのである。この平野が朝鮮經濟の活動舞臺として意義を持つのである。今その大きな江河を北から見てゆくと、平安北道では蓋馬臺地から流下する清川江と大同江、黄海道では禮成江、京畿道では漢江（その上流は江原道では北漢江、忠清北道では南漢江）、忠清南道では錦江、全羅北道では榮山江等が數へられるのであつて、それはいづれも西して黄海に注いで居る。そしてこれ等の黄海に注ぐ流域を繞り、平安南道、黄海道、京畿道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、並に全羅南道一部の平野が展開されてゐるのである。たゞ江原道はその大部分が太白山脈の西側斜面によつて占められ、山岳性を保つてゐる部分で覆はれてゐるから、そこには平野らしい部分は見られない。又全羅南道の南部と慶尙南道は、小白山脈と太白山脈の餘脈によつて西と東が圍まれてゐるから、平野は北から南へと朝鮮海峡に向つて開けてゐる。従つてこゝの河流はすべて南下して海峡に注いでゐる。その主なのは洛東江と蟾津江で、こゝでもそれ等の流域を繞り、その各道の平野を展開してゐるのである。

朝鮮の平野には内地に見るやうな一望十里に亙るが如き大平野は頗る乏しいのである。従つてそこには汪洋として大江が流れると云つた宏大な趣を全く缺いてゐる。その然る所以は、地盤が早くから創割されて既に平坦面を構成してゐるのではあるが、然しその間にそれに抵抗して残された多くの殘丘が丘陵として残つてゐるから、平地の大部分はそれ等の山丘の間を縫つて平たい谷として形成されてゐるものが多いからである。それでその分散した平地が全體

として見て平野を構成してゐるのである。然し乍ら比較的連互した平野もないことはないのであつて、即ち全羅北道の湖南平野、京畿道の安城平野、黄海道の延白並に寧載平野、平安南道の安州平野の如きはその例である。農業朝鮮の寶庫は實にこれ等平野部分に存するのである。従つて、農業のみが朝鮮の唯一の産業であつた時期に付いて見るときは、朝鮮半島の形體を兎として、その腹部に當る太白山脈西部、南部の平坦面が朝鮮經濟の舞臺面であつたのである。従つてこの部分にあつては豊富な農産物が收穫され、道路、鐵道が縱横に通することになつた。政治中心としての都市の他に、市場としての都市も亦發達することになつた。従つて自ら人口もこの部分が最も稠密の有様を呈した。それで鐵道幹線たる釜山より新義州を通ずる京釜、京義の兩線路、並びに後に開けた大田、木浦を通ずる湖南鐵道線は、この地域の産業活動を哺むものとして、開港地たる鎮南浦、仁川、群山、木浦、釜山の諸港と相通じ、斯くしてこゝに朝鮮經濟活動の主要部分は形成せられるに至つたのである。従つて農産物加工の諸工業はこゝに起されるに至つた。内地から産業に資本が投下せられる場合、その大部分はこの地域のいづれかに立地して工場が建設された。鑛山も亦この地域に通じ得る地點についてその開發が見られた。このやうにして朝鮮の農、工、商を通ずるすべての産業の開發は、半島の西部、南部たるこの地域についてのみ行はれたのである。それは全く半島の地體構成に基く地形的條件に支配せられて選擇せられた所の地域であるに他ならなかつた。

今これ等の地域の關係を明かにするため、朝鮮の地圖を披いて、北は鴨綠江岸の義州の所在する地點を一點にとり、南は江原道と慶尙北道の道界が日本海に面する地點を一點にとり、その二點を一つの直線で連結して見るがよい。さうすると朝鮮の全半島は、その直線を境として東と西に、面積のほぼ同一な二つの地域に別たれる。その直線以東の地域は、その大部分が蓋馬臺地並に太白山脈によつて占められて、平地たるものは極めて寡小である。反之直線以西の地域にあつて始めて、河流に涵養せられた平地を見得るのである。即ち、こゝに朝鮮の經濟活動地域も亦、

その區別に相應じて、この直線によつて兩分せられて居るのを見ることになるのである。最近の事實はしばらくさし置いて、従前に於ける朝鮮經濟活動の地域について云ふならば、既に述べた如く、直線以西の地域のみが高く評價せられたのであつて、その以東の地域にあつては、小數の例外を除いて、その他には殆んど經濟上の活動は見られなかつたのである。たゞそこには未だ伐採せられない處女林が、徒らに火田民の侵掠するにまかされてあつたか、或は又貴重な礦物資源が地下に眠つて居つたにしても、その調査すら未だ行届いてゐなかつた所の、人跡未踏の地域たるに他ならなかつたのである。

第四節 半島の新興經濟活動地域

然るに滿洲事變を契機として、その前後から動きつゝあつた朝鮮經濟の動向は、そのやうな以前の經濟地理的常識を、通用せしめなくしようとしつゝある。殊に隣邦滿洲國の生誕を見るに至つてからは、その形勢は動かすべからざるものとなり、それは着々として確定し行きつゝある。それはいづれも如上の直線以東の地域に於て、従前に於ける朝鮮經濟活動の規模を越えた、大なるスケールを以て、その開發が行はれつゝあることである。その第一は従前は交通を阻害する以外の何物でもなかつた、その蓋馬臺地の地形を利用して、こゝに水力發電の事業が始められたことである。咸鏡南北道に於て、朝鮮の屋根を形成する蓋馬臺地は、高い高原状をなして居つて、それは南方日本海に面する部分に於て、そこに海沿ひの狭い平地を残して、急崖を以て傾斜して平地に下り、斷然たる障壁をなしてゐる。この急崖たる障壁の縁は山稜をなしてゐるが、いづれも千二三百米突の高度ある黃草嶺、赴戰嶺、禁牌嶺、原峙嶺などの峠を持つてゐる。そしてこの高原は北方鴨綠江に向つて、緩かにその地表に起伏を保ちつゝ高度を減じて下つてゐ

るのであるから、そこを流れる河流は、その高原の南部の海に臨む山稜に水源を求めて、北方の鴨綠江に注入してゐるのである。その河流の大なるものに、長津江、赴戰江、虛川江の三つがある。それであるから此等の河流のその鴨綠江に向つて北流する流を堰き止めて、これを南方に逆流せしめ、その高原の海に臨む千米突以上の急崖を落下せしめるときは、こゝに莫大な水力電力が得られることになる。流域變更式水力發電は即ちこれである。斯くの如き工事は先づ第一に赴戰江について完成せられた。又相次で長津江についても完成せられ、更に進んで黃水院江（虛川江の支流）について新たに工事に着手せられつゝあるのである。このやうな水力電源の開發は咸鏡南道の東部蓋馬臺地についてのみ行はれてゐるものではない。平安北道の西部蓋馬臺地についても亦同様に行はれ、そこに北流して鴨綠江に注ぐ禿魯江にあつては江界水力の工事が既に着手せられつゝあるのである。更に又それ等にもまして大規模のものは鴨綠江による水力發電事業である。この工事は單にその地形を利用すると云ふことに止るものではなく、人爲を以て積極的に地形を改變して、發電をなさんとするものであつて、日本始まつて以來の大工事であると云ふことが出来る。それは滿洲國との共同を以つて爲される所の仕事であるが、鴨綠江の全水流を七つの部分に區切つて、それをダムによつて堰止め、巨大な貯水湖を出現せしめ、それによつて發電せんとするものである。既に現在その一部の工事に着手せられてゐるのである。以上の如く蓋馬臺地の周縁をめぐる諸所の地點に於て、今や前代未聞の電力の一大開發事業が行はれてゐる。鴨綠江の如きは曾つて、西部蓋馬臺地で伐採せられた原始林材の一部を、流筏するに役立つてゐたのに過ぎないのであつたが、それが今や一大發電所に化せんとしつゝある。茲に於て今までかかる動力資源について、その貧困を嘆かれてゐた朝鮮が、今や一躍してその資源の豊富を誇り得ることになつたのである。

次に又、斯る電源の開發は水力にのみ止るものではない。それは太白山脈の南部に盤踞する、太白山を中心とした山地に於て、饒多の炭量を有する無煙炭層が開發されることになつて、日本に於て最大の規模を持つ所の、火力發電

が設備されることになつたのである。その一部の設備は既に完成してゐる。このやうな炭層の存在してゐることは早くから知られてゐたことであるが、以前は交通機關を設けることの至難な地域であつたことからして、そのまゝに放置されてゐたのである。然し現下日本經濟の推進力は、それをその儘に放置しておくことを許さなくした。かくして山間の經濟上無價値であつた僻陬は、一舉にして産業動力の供給源の中心となるに至つたのである。江原道三陟並に寧越の炭田の開発はこれである。このやうにして極めて豊富の動力が、従來顧みられてゐなかつた地域に、急テンポを以て開發されることになつた。こゝに朝鮮半島の産業地圖は、速に書き直されなければならなくなつてゐるのである。

以上の開發はすべて山岳地に關することである。山岳地で起された動力は、自ら産業の立脚する諸方の土地に供給されなければならぬ。既に朝鮮半島中部の西側の平坦地域には多くの産業が成立してゐるのであるから、新たに開發された動力のある部分は、それ等の地域に向けて供給されることになるのは當然のことである。従つてそれによつて従來の朝鮮經濟活動地域に存立する多くの産業を強化することになるのは、元より期待し得ることである。けれどもそれにもまして期待し得ることは、その電源に近き便宜の地點を求め、そこに立地して新たな産業が興隆するに至ることである。特に豊富な電力に依存する所の化學工業はさうであらうし、又地下資源による所の工業もさうであらう。幸ひに地下資源はこの電力開發に伴ひ、この同じ山岳地について多く開發せられることにもなつた。斯くてそれ等の新興工業は、その電力資源の存在する附近に於て、新たに事業に着手せらるゝに至つたのである。咸鏡南北道には蓋馬臺地の斷崖に沿つて日本海岸に細長い平野が伸べられてゐるが、それは北と南を通ずる主要な通路をなし、半島中部の産業地帯とは、京元線の所在する地溝帯によつて結ばれてゐたのである。従來咸鏡南北道に多少なりとも産業活動があつたとすれば、その舞臺はこの平野を措いて他になかつたのである。この海岸の中に比較的廣く展開された平野が三つある。咸興平野、吉州平野、輪城平野はこれである。そしてそこには便宜な港灣も形成されてゐる。蓋

馬臺地の電源を消化すべき産業が、斯る平野を求めて立地するに至つたのは當然のことであらう。斯くてそれにより咸興平野に於ける興南、吉州平野に於ける城津並に吉州、輪城平野に於ける清津は今正に新興工業都市として立ち上りつゝあるのである。即ち興南に於ける一大化學工業、城津、吉州に於ける高周波工業、輕金屬工業、パルプ工業、清津に於ける製鐵工業、油脂工業の如きは、すべて最近の成立にかゝるのである。そのための港灣として、興南港は築造され、城津港は修築され、清津港は擴張さるゝに至つた。今や斯る工業の偉大な發展は、咸鏡南北道からなるこの北鮮の地方をして、朝鮮の重要な産業地域に化せしめることになつたのである。以上と同様の事實は平安北道並びに江原道についても見得ることである。これ等の地方に於ける發電事業は今正に開發に着手せられつゝあることであるから、未だそれによる工業の發展を既成の事實として認めることは出来ない。然し乍ら鴨綠江の景觀が一變されることにより、黄海に面する新義州を中心とした平野地方に、一大工業地帯が出現するに至るべきことは、遠い將來のことではないであらう。それがため鴨綠江口に位する多獅島には、既に着々として築港工事が進められてゐるのである。江原道三陟の事情も亦同様である。こゝではその日本海に面する海岸部に廣い平野を求めるとは出来ないが、既に地下資源に依據する各種の工業並に諸多の化學工業が多く計畫せられてゐる。そして墨湖港がそのための港灣たるべく築造せられるに至つて居るのである。而して近時に於ける以上の趨勢は、恐らく蓋馬臺地、太白山脈に埋藏されてゐる、未知の幾多の地下資源の發見に益々拍車をかけることになるであらう。斯くの如くして此等の地方にあつては、益々多くの工業が成立しその經濟活動が更に一層振起せられるに至るであらうことは疑ふことが出来ないのである。

北鮮地方に於ける經濟地理的變化の第二は、滿洲國の生誕によつて、北滿と北鮮を通ずる鐵道が開通され、その豊富な物産を吞吐すべき港灣がこゝに見出されるに至つたことである。従來日本海沿岸に於ける朝鮮の港灣には、元

山、清津、雄基の三港があつたが、元山は別として、雄基と清津はその鐵道開通によつて、丁度それ等北滿物資を吞吐すべき港たるの地位に當ることになつたのである。そして同時に又その終端港として別に羅津港が築造せらるゝに至つたのであるから、以上の諸港は所謂北鮮三港として、従前朝鮮のどの港灣にも見ることの出来なかつた、廣大な背後地を有する商港として出現するに至つたのである。このやうな鐵道開通によつて、經濟地域の擴大せらるゝに至る期待は、此地方にあつては尙ほ他の部分についても抱かれ得るのである。從來蓋馬臺地を通ずる鐵道は殆んど無かつたのであるが、最近それを縦斷する二つの路線が開通せられることになつた。その一つは吉州から東部蓋馬臺地を縦斷して鴨綠江岸の惠山鎮に至る惠山線であるが、これは既に開通してゐる。他の一つは安州に起つて西部蓋馬臺地を縦斷して同じく江岸の滿浦鎮に達する滿浦線であるが、これはほゞその工事が完了せんとしてゐる。此等の鐵道は元より蓋馬臺地それ自體の開發に資することと少くないものであることは勿論であるが、そのいづれの路線も、滿洲國の鐵道計畫に於て、その終點たる鴨綠江岸の地點と滿洲國鐵道の重要な路線と連絡すべく豫定されてゐるのである。特に滿浦線にあつては、鴨綠江の對岸輯安から滿洲國鐵路に通ずる梅韓線の工事が既に進められつゝあるから、その完成を見るのも近いことであらう。このやうにして此等の路線はすべて滿洲國と通ずることになり、こゝに東北滿と朝鮮を結ぶ新たな一大ルートが創設せられるであらうから、その曉に於て此等の地域の經濟關係は従前とは全く異なる状態を呈し、一つの躍進的變化を遂げることになるであらう。このやうにすべての方面に於て朝鮮の經濟事實は現在動きつゝあるのである。半島中部の西側平野は、従前は朝鮮に於ける唯一の經濟活動地域であつたのであるが、今や新たな經濟情勢の力は、會つて經濟上顧られることなかつた半島の北東部をして、新興の産業活動區域たらしむるに至つたのである。それであるから朝鮮半島の經濟活動は、その全部の地域に互り擴充せられ今後日本國力發展の前進基地としての役目を完全に果すことになるであらう。

第一章 舊來の朝鮮經濟

第一節 序 說

「舊來の朝鮮」は、前世紀の末葉、愈々加はれる外部的勢力の重壓と、同時に發展をみた國內的諸矛盾とのために長い間の歴史的無活氣と睡眠状態から搖り覺された。その際、外部的勢力として決定的に最も重要な役割をつとめたのは固より我が帝國であり、又それ故に朝鮮は大陸諸國のうち最も早く日本との合生の方向をとつた。

孤立閉鎖的朝鮮の開國は、明治九年（西紀一八七六年、李太王一三年）における日韓修交條規（江華條約）の調印を以て始まつた。韓國は日清戰爭を契機として全く清國の羈絆を脱し、次いで日露戰爭を契機として日本との合生を成就した。

舊來の朝鮮は、我が帝國との合生を深めつゝ、現世紀に入ると共に愈々その孤立閉鎖を解いて近代的世界に登場することができた。例へば朝鮮鐵道の嚆矢をなす京仁鐵道の完成は邦人資本によつたものであるが、それが全線の開通をみたのは明治三十三年（西紀一九〇〇年）であつた。次いで、日露戰爭を契機として日本資本の一大投資により半島縦貫鐵道が完成され、同時に又馬山線の開通をもみた。これらは、固より初め經濟線としてではなくて軍用線として建設された。とは言へ、兎に角、それらの鐵道の敷設が朝鮮の孤立閉鎖を解く上に決定的に重要な一役割をつと

め得たことは明らかである。

朝鮮は、周知の如く明治四十三年（西紀一九一〇年）帝國に併合されたが、これを契機として、何よりもその支配的生産部門をなせる農業生産を近代的な安全軌道におくための重要改革がなされた。すなはち、大規模に土地調査が遂行され、そして朝鮮民事令の施行をみ、近代的な土地制度が樹立されたのである。而してそれが又舊來の朝鮮の解體化のために決定的なる一役割をつとめ得たことも、言ふまでもない。

かくして「舊來の朝鮮」は、その孤立閉鎖性を解き、愈々益々その姿態を近代的に改め來つた。とは言へ、しかし、それは今日全く舊來の面貌をとらぬ、徹底的に近代化されたといふのでは勿論ない。他の諸方面は姑く措き、半島の社會的經濟的生活過程において朝鮮舊來の諸關係がなほ充分廢棄されてゐないことは顯著である。新しい經濟様式の採用と、従つて又新たな社會的諸關係の成立にも拘らず、同時に朝鮮舊來の經濟様式と社會的諸關係も強度に保存されてゐる。而して半島經濟生活の諸根源よりする一分析によつてそれらを辨別し、當代朝鮮の經濟的生活過程におけるそれらの比重を測定してみること朝鮮研究の一課題たりうるであらう。

してみれば、舊來の朝鮮の經濟的生活過程の諸特性の闡明は、單に謂はゞ既に減んだ一社會有機體を問題とするのではなくて、現存する社會有機體の生活過程の究明をも意味する。それは、當代朝鮮の經濟的生活過程の諸特性を明らかにする上にも極めて重要なのである。

第二節 從來の諸研究の結果

朝鮮半島は、言ふまでもなく東亞大陸の一部をなし、舊來政治的にも又むしろ大陸に連繫され、これとの合生が

圖られ來つた。それ故に、朝鮮の社會的經濟的生活過程も亦從來支那に類似して形成されたであらうといふことは容易に想像されるところであらう。しかし、かゝる豫感半島の經濟生活の諸根源よりする分析によつて確かめられねばならぬ。

舊來の朝鮮の總體的經濟の特性を問題とした最初の人は、恐らく福田徳三博士である。（『韓國の經濟組織と經濟單位』明治三十七年）博士は、舊「韓國」の經濟様式を特徴づけ、經濟段階に關するピユツヒヤ一の觀點よりして、未だ謂ゆる都市經濟の段階にも達せずとされ、「借金の自足經濟」（Naturalborgwirtschaft）と呼ばれた。それは、「自足經濟より貨幣經濟への過渡時代」にあつて、遂に封建制度の成立をみなかつたがために形成されたものであり、自足經濟の「一種變態」を意味した。福田博士は、舊來の朝鮮における封建制度の缺如を指摘されると共に、又商工業の社會的分業も存在しないとされ、そして原始共産的な村落制度や、家族以前の氏族的社會統制の存続を認められた。而して土地に關しては、「唯漠然たる共有の觀念あるのみ」で、しかもそれは共同態的占有であるとされた。強ひてその所有者を求めれば王室ともみられ得たが、「而も之れ虚名を擁するのみ」であつた。舊來の朝鮮社會は「兩班」貴族によつて代表され、「大多數の下層民は人間としての品格と權利」とを認められないものであつた。それは、謂はゞ「兩班」貴族社會であつて、ここでは王權もそのために——博士によれば——「極めて微弱」であつた。「兩班」貴族が「政權を分有するが爲め、鞏固なる統一的中央集權は遂に發生せず、王室の權勢は常に甚しき掣肘を受け」たのである。と言つて、貴族自身も亦「決して封建諸侯の有するが如き鞏固なる地位にあるものにあらず」、又「自ら進んで一國政權の重きに任ずる」ものでもなかつた。要するに、舊來の半島においては遂に封建制度の成立をみず、「兩班」社會が存立し、そこでは共産的な村落制度や氏族的社會統制を保存して、なほ商工業の社會的分業もみられず、その經濟段階は未だ謂ゆる「都市經濟」を以て呼ばれることもできなかつた。

確かに福田博士は、舊來の朝鮮の總體的經濟の姿態を犀利に觀察され、そしてその相貌を可成り深刻に描かれた。しかし、なほ博士は、屢々鋭く觀察された相親的諸特徴の聯關を必ずしも劃切に描かれたとは言はれ得ず、又、我々をして「何故に」如何にして」の疑問を残さしめるところが尠くない。それは、畢竟、博士にあつては半島經濟生活の根源、生産諸力よりする分析が缺けてゐたからである。

次に、やゝ後れて河合弘民博士の、朝鮮經濟史的諸事項、殊に土地制度等に關する解説が、『經濟大辭書』(大正二年刊)中に出される。それは、資料的には部分的に遙かに豊富であるが、しかし主として諸々の制度史的敘述である。が、兎に角、河合博士によれば、舊來の朝鮮文化一般はこれを我國に比較すれば、「王朝の末紀とも稱すべき時代」に屬するものであつた。舊「韓國の文化」は「全く我國に於ける藤原時代と同一の情態」にあつた。

又少し後れて、和田一郎博士により朝鮮の土地制度に關する包括的な研究が寄與された。(『朝鮮の土地制度及地稅制度調査報告書』大正九年)それは、舊來の朝鮮社會の基本的構成に關するものであつたと言へ、やはり制度史的考察であり、固よりその時代／＼における總體的經濟の特性の闡明に焦點をおいたものではなかつた。が、和田博士が朝鮮土地調査に従事して得られた舊來の半島の社會的映像も、亦やはり「經濟史上恰も我が中世時代に在るが如く」であつた。併合前の半島においては、「庄土天下に半ばならむとして民其の堵に安んぜず、國其の資を得ず、土地制度は全く其の經記を失」つてゐた。

次いで再び、舊來の朝鮮の經濟組織の本質如何の問題が黒正巖博士により提起された。(『朝鮮の經濟組織と封建制度』大正十二年)それは福田博士により初めて同様の問題が提起されてより殆んど二十年を経過してゐた。黒正博士は、「朝鮮の固有の經濟組織の本質は如何」との設問に對してさきの福田博士の解答に不満を表され、經濟段階に關するピユツヒヤ一の觀點よりして「余は朝鮮の經濟組織を以て都市經濟 die Stufe der Stadtwirtschaft の一變態であると

いひ度い」と述べられた。すなはち、福田博士が舊「韓國の經濟組織」を、むしろより一層低度の「自足經濟」の一變態と看做されたに對して、黒正博士は、それが既に本質的にかゝる域を脱して謂ゆる「都市經濟の段階」に到達せるものなることを主張された。しかし、それは、黒正博士によるも「都市經濟の一變態」であり、しかもなほ「幼稚なる初期の」それであつた。「即ち市による經濟、更に適切にいへば、市を中心とする地方經濟、これ朝鮮の經濟組織の本質である」とされた。そこでは、常設商業は重要な役割をつとめず、生産と消費との間隔は甚だ短少であつた。生産は多くの場合自家消費のために行はれ、經濟交通は、たゞ各自が僅少なる剩餘を携へて一定の場所に集合し、有無相通するといふ状態にあり、その手段として市を行ひ、しかも市は全鮮到るところに存在した。この市によつて交換經濟が行はれたのである。而して市は、經濟の幼稚なる地方にあつては孤立してゐたが、經濟交通の盛なる地方においては負線商と稱される専門の市場商人によつて連結され、彼らが市場を巡回して各地の貨物の流通を助成してゐた。「故に大都會の市は自然的に親市たるの地位を占むるに至り、之を中心にして一定地域内の多數の市が、往復一日行程位の間隔を保つて成立し、相連結して所謂市場網を形成し一の經濟地域を成して居る。而してその經濟地域内に於て生産せられたる貨物は、殆ど全部この市場網を轉輸流通し、他の經濟地域に出づることなくして消費せらるるのである。」それ故に、舊來の朝鮮經濟は、ピユツヒヤ一の觀點よりして——と黒正博士は考へられた——既に謂ゆる「封鎖的家内經濟の段階」よりは進み、しかも未だ「國民經濟の段階」に到達せず、その中間をなす「都市經濟の段階」にあつたのであり、たゞこれが「一變態」と看做さるべきであつた。而してこの「一變態」は、負線商を媒介として市場網が形成され、多數の市が連結されて一經濟地域をなした點に示された。要するに朝鮮の經濟組織は都市經濟の一變態にして、只一個の大きな都市を中心として貨物が輻輳流通するのではない。多數の市が結合して初めて貨物の流通を完成するのである。」因みに、かくの如き經濟組織は、「恰も英國の中世紀特に十二世紀乃至十四世紀の

間に於て著しく之を見ることが出来る。」舊來の朝鮮は、長期に亘つてかくの如き「幼稚なる初期の而して變態の都市經濟時代に停滯」し來つた。

黒正博士は進んでかゝる停滯の原因を問題とされ、そしてやはり朝鮮史上における封建制度の缺如を指摘して此にその「最も根本的にして且つ重大の影響を有する」原因を認められた。抑々郡縣制の對稱たる封建制は氏族や莊園等の羈絆から「土地と人とを解放し」、かくして「封鎖經濟より進歩せる交換經濟に移り行く過渡期に際し、最も秩序的にして且つ自然的な制度」たるものであるが「今朝鮮の歴史を按ずるに、何れの時代に於ても郡縣の制によつて國を治むるを本義とし、未だ封建制度に擬すべきものを發見せぬ。」しかし、その郡縣制も、舊來の半島においては徹底されず、完全には行はれ得なかつた。といふのは、「郡縣制の前提としては土地人民の公有又は國有主義が確立して居らねばならぬ」が、舊來の朝鮮においては「常民並に奴隸は土地と共に事實上、王族或は兩班の私有」に歸し、それを妨げてゐたからである。舊來の半島は恰も我國莊園時代を想起せしめ、「公田主義」が弛廢して郡縣制の徹底を妨ぐる莊園類の宮房庄土と兩班私田が増加し、しかも遂に封建制度の發生をみるに至らなかつた。黒正博士は、こゝに半島が「幼稚なる初期の」、「都市經濟の一變態」に停滯せねばならなかつた根本的原因を認められた。

更に黒正博士は、朝鮮においては何故に封建制度の成立をみなかつたかといふ最も興味ある最も重要な問題を提起された。そして博士は三つの「重大の原因」を列擧された。すなはち、(一)朝鮮においては、我國史上にみられた如く莊官が強大となつて莊園制度崩壞の端緒をつくりうるに至らず、又地方の兩班も土地人民を兼併して他を壓倒する迄に勢力の均衡を破り得なかつたといふこと、(二)殊に半島は外寇を受け易い地位にあつて、そのために封建的な分權化を許さなかつたといふこと、(三)兩班のうち武班が文班の下風に立たしめられ、その勢力の増大を阻止せられたといふこと、これである。それらは、「朝鮮が我國と殆ど同様の土地制度の歴史を有するに拘らず、長く莊園的經濟の時代に彷彿し終に封建制度の發生を見なかつた重大の原因である。しかし、それらの原諸因は、(二)を除けば、それ自體更に又その原因が探究さるべきであつたが、博士はたゞそれらの列擧に止められた。

以上の諸家の研究諸結果により、まづ人々は、舊來の朝鮮が歴史的により一層低い段階に停滯し來つたといふ印象を與へられるであらう。諸家の見解は、半島にあつては封建制度の成立をみなかつたといふ點において一致する。福田博士は、それ故に朝鮮經濟は永く自足經濟の一種變態「借金の自足經濟」の段階に停滯したとされ、又黒正博士は、そのために半島にあつては交換經濟の發達を妨げられ、「完全なる都市經濟を實現することを不可能ならしめ」られ、長く「幼稚なる初期の而して變態の」都市經濟への停滯をみねばならなかつたと述べられた。しかし、舊來の朝鮮經濟がピュツヒヤ一の觀點よりして「自足經濟」の段階にあつたか、或ひは「都市經濟」を以つて擬せらるべきであつたかについての決定は、なほピュツヒヤ一の三段階説が舊來の朝鮮社會の研究に際しても「方法的補助手段」として有効適切であるか否かの決定を先決條件とし、しかもそのためには我々自身まづ舊來の半島における「總體的經濟發達」について「充分精細に歴史的に研究」することを必要とするであらう。といふのは、ピュツヒヤ一の三段階は、何よりも「充分精細に歴史的に研究される中歐及び西歐の諸民族」について、それらの「總體的經濟發達」を分つたものに外ならなかつたからである。我々はまづ、既に諸家により發展よりもむしろ停滯を以つて特徴づけられた舊來の朝鮮の總體的經濟につき、經濟生活の根源よりする分析によつて充分實質的な知識を獲得して、その特性の發見に努めることが肝要であらう。

第三節 朝鮮社會經濟の歴史的後景

一 何故に停滯したか——労働の生産性の低位

現世紀の初頭における観察者達の諸報告によれば、當時半島の農業は依然粗放で、労働の生産性は極めて低かつたことが窺はれうる。半島農業の進歩發達を妨げた諸事情として、蓋し、氣候や土地の諸關係も考慮に入れられねばならない。(この點については森谷克巳、『舊來の朝鮮農業社會についての研究のために』——『朝鮮社會經濟史研究』、昭和八年刊所載——参照) 同時に後述の如きその社會的諸關係が又大なる役割をつとめたのである。

今、治水のもとに防水および灌漑設備を共に含ませるならば、それはやはり半島農業の基礎條件をなすが、舊來の朝鮮の末期にはむしろその荒廢が著しかつた。而して耕作者は、農具、耕牛、種子、肥料等の生産手段にも不足を告げてゐた。又農法は甚だ粗放であつた。例へば半島における有数の米産地として知られる江景、論山地方においても、當時の農業専門家の踏査報告によれば、「一般に稻田の區劃甚だ廣大にして一區の廣さ七、八段なるは稀ならず、就中大なるは二町歩に過ぐるものあり、區劃は一般に不規則にして畦畔の屈曲せる狀我邦に於ける未整理地に異ならず」といふ状態にあつた。しかも、同地方と限らず一般に、「田地は十中の九、否殆んど全部は一毛作にして之を排水し二毛作をなすは極めて鮮少」であつた。實際、半島の二毛作畜面積は、その後初めてその割合が統計的に捕捉され得た大正三年においてもなほ畜の總面積の一割餘を占めたにすぎなかつた。而して、前述の如く一般に耕牛は不足し、農具は不完全であつたから、従つて耕鋤は淺く、「漸く三寸許りに過ぎ」なかつた。播種においても、挿秧(正條植は皆無と認められた)においても、除草においても、稲作は極めて粗放であつた。従つて又、米の反當收穫高も

自ら甚だ少くなければならなかつた。それは明治三十八年の頃、比較的最も豐饒なるべき南鮮においてさへ、我が農商務省技師諸氏によつて平均九斗と推定された。

半島の作物としては、米の外、大麥、小麥、蜀黍、粟、豆菽類、棉、荏、麻、煙草、人蔘等が存した。が、一般に農法は粗放であつた。今、舊來の半島の棉作をみるに、現世紀の初頭における観察者の報告によれば、例へば開城附近においては、「一般に心摘、剪枝等を行ふことなく又灌水及施肥も之を行ふこと稀少」であつた。殊に全羅道においては棉作は氣候および土質に恵まれ、産額最も多く、栽培法も「較や丁寧」と認められたが、しかしそれも以下の如くに行はれた。「三月下旬より四月上旬頃整地を行ひ、畦を設け、灰に人尿を混ぜるものに種子を交へて條播し、木製の土ナラシを用ひて土を被ふ。二三週間に於て發生す。六月下旬に至り二三寸に生長せし時第一回除草及間引を行ひ、其後一、二回除草と間引とを併せ行ふ外、別に手入を施さず。七月下旬より八月上旬に至らば開花す。八月下旬開架し始め十月に至る。棉圃には胡麻、大豆を共作すること多し。」

要するに、現世紀の初頭における観察者達の諸報告によれば、舊來の半島の農業は粗放で、その労働の生産性は甚だ低かつたといふことが印象づけられる。而してかゝる労働の生産性の低位は、蓋し、次にみる如き舊來の朝鮮の社會的諸關係と一の惡質循環を形成し、舊來の朝鮮を、やはり停滯的たらしめたのである。

二 本來的の經濟的社會構成と、その開展されたる形態

舊來の朝鮮の社會的經濟的生活過程は、本來的な基本的構成から言へば、國王およびその官僚と、これに隸屬する直接的生産者「佃夫」との對立關係のもとに形成され來つた。すなはち、本來、「域中の田は皆王田」丁若璠『經世遺表』、田制」と看做され得た。農民は、本質的には王田の耕作者として國王とその官僚に隸屬するものであつた。國王

とその官僚は、農民の全剩餘生産物を税貢として取立て、又徭役を徴し得た。

しかし、舊來の朝鮮の官僚は、本來の意味における官吏、すなはち國王の單なる受任者より以上のものであつた。外官、殊に守令(郡守、縣令)は、現實に土地および人民を支配して、一方國王の肆意に對してこそ全く無力であつたとはいへ、同時に他方その支配下におかれた農民に對しては全く有力であり得た。彼らは農民の剩餘生産物を横取りし、又違法に土地を私占し得た。

しかも、支那大陸におけると同様に、朝鮮においても變形的な莊園が、主として王子孫のそれとして形成され、發達した。土地所有の謂ゆる封建的な段階的構成こそ成熟をみなかつたが、しかし莊園類似の大土地所有が成立し、繰返し封建的勢力のための據點が形成され、政府はこれが抑壓を必要とした。舊來の「朝鮮は經濟史上恰も我が中世時代に在るが如く、庄土、天下に半ばならんとす」(和田一郎、前掲書)。

この場合、代表的なるものは官室、官家の庄土であつた。彼らは、古くから「官房田」と稱されるところの、法典に規定された可成り廣大なる結數の田土を支給されてゐた。彼らは、これを據點として更に國王から田土の賜與を受け、或ひは開墾、又は賣買によつて田土の擴張兼併に努めた。又、土豪中の或るものは官吏の誅求を免れんがために進んで官房に對し土地を投托した。官房田は、初め各官房自ら管理人(導掌)を置いてこれを支配したが、後に、法典に結數を規定された官房田についてはこれが支配を政府に集中化し、政府が收税して戸曹より各官房にこれを支給することに改められた。従つて導掌も廢止され、官房は導掌を通して行ひ來つた佃民に對する支配を喪失した。謂ゆる「無土免稅田」がそれであつた。しかし、官房は漸次法典所定の結數以上に更に開墾、賣買、投托等によつて田土を兼併し擴張した。これは謂ゆる「有土免稅地」を形成し、官房はやはり導掌を置き(投托の場合は投托者が導掌となつた)、これを通して土地および佃民を支配し得た。因みに、導掌自身はその下に監官、舍音を置き、これをして

庄土の管理に當らしめた。

かくして舊來の朝鮮の末年には、農業労働の生産力のより一層低い山間部、例へば江原道の如きを除き、一般に、官房の庄土および官僚的貴族(謂ゆる兩班)の私田の發達をみてゐた。土地所有の集積も可成り進み、「韓國土地農産調査報告」(明治三十八年、我が農商務省技師諸氏により全道に亘つて試みられた踏査報告で、全篇二千頁、多數の挿入寫眞あり)によれば、各地方において地主の大なるものは數百町歩から數千町歩を所有してゐたことが知られる。殊に大なる地主は京城に住み、而してその餘り大でない者は地方に散在したが、しかし主として郡衙所在地の邑に住んでゐた。彼らは不在地主で、謂はゞ外部から農村に寄生し、農民の全剩餘生産物、否その必要部分までも都邑に持去るのみで、何ものをも農村に返すことを知らなかつた。農村には、佃民の頭長且つ田土管理人たる舍音を置いて土地を管理せしめた。「舍音は大地主にありては一村に一名乃至數名を任命し、常に他の小作人の勤怠を調査し、又秋收に及んで小作米決定に參與せしむ。」而して「大地主に屬する小作人は多きは千四百人もありて舍音は百餘人に達するものありと云」はれた。(加藤末郎、「韓國農業論」、明治三十七年)

農民の大多數は、殊に比較的肥沃なる地方においては庄土、乃至兩班私田の小作人と化してゐた。「韓國土地農産調査報告」によれば、例へば南朝鮮においては「村内皆小作人」といふが如き村落が多數み出された。中部朝鮮においても、農民は、田疇開け生産饒多なる地方にありては常に豪族大官の爲に兼併せられて昨日の己が農地を今日他人監督の下に耕作せざるべからざる地位におかれ、こゝでも山間僻地を除けば田土の壓倒的部分が豪族官吏によつて私有され、一般に村民の八〇—九〇%が小作人と化してゐた。そして餘の一〇—二〇%が漸く「目漏地」を所有する者であつた。西鮮および北鮮は、農業の自然諸條件において劣り、且つ又僻遠となるに従ひ、多少關係を異にした。しかし、西鮮にあつてもなほ京城にも近い黃海道には著名なる官庄土が多數存在し、そして一般に村民の七〇%

以上が小作人と化し、殊により一層肥沃なる土地が不在地主の所有に歸してゐた。平安道においては、一般に村民の六〇—七〇%が小作人と推定された。最後に、咸鏡道では大地主が比較的少く、又京城に居住する大官によつて私占されるといふが如き土地も「稀」と認められた。この地方では、一般に村民の六〇%が小作人と推定された。

さて、漸く「目漏地」を所有する自作農は、近代的意味における自作農ではなく、王田の「佃夫」であり、しかも隨時豪族官吏によつて小作人に化せしめられうる地位におかれたものであつた。彼らは、たゞ租税を納める間「單に土地に於て作業を爲す」ことを認められたものに過ぎず、「納税を怠るときは當然個人の所有を離れ」、そして三年を過ぐる陳田は、他の告耕を許された。否、「官に於て必要あるときは隨意に收用」し得、これに對して勿論「政府より嘗て其代償を支拂ひたること」なかつた。しかも、豪族大官は、地方の吏員と結び「官簿を改訂して人民の所有地を奪取する事」ができ、彼ら自身は「以て敢て非違なりとなさず、人又怪ま」なかつた。してみれば、謂ゆる自作農も、その隷屬的地位において實は謂ゆる小作人と選ぶところがなかつた。

謂はゆる小作人は、田主に賭租、すなはち小作料をば米穀を以て納めた。その際、小作は大別して二種類に分たれた。すなはち、年の豊凶をみて收穫を大體折半するものと、豫め賭額を一定せるもの、これである。舊來、優勢なのは前者であり、その場合、田税は、多くは收穫物折半の際豫め控除された。後の形態にあつては、平年作の場合における收穫高の三分の一を以つて賭額を決定し、そしてこの場合には、田税はすべて佃夫が出した。耕作者は、田主に賭租を、國家に田税を出したのみならず、又戸布錢と呼ばれたところの、兵役の代りに徴される免役錢を出した。かくして彼らは、生産の全剩餘を、否その必要部分までも取立てられたから、多くは種子にも不足を告げ、毎年これが貸與を田主に仰がねばならなかつた。最後に、農民は、墾墾、鑿渠、浚湖、擔輿等々のための無償の勞働を給付せねばならなかつた。

三 村落共同體

農村は、前述の如く村民の壓倒的多数が單なる耕作者から成り、外部から寄生されてゐたが、しかしそれ自身一の小宇宙をなし、自治的共同體をなしてゐた。すなはち、外部においてこそ專制主義が行はれ、「朋黨は比周し、閥族は相闘ぎ、政權の爭奪と賄賂の行使」とが日常の事と化してゐたにも拘らず、村落自體は、かゝる政治過程とは全く無關係なるかの如く、「一種の特色を有し、組織の秩然として備れるもの」があつた。それは、面、洞および里に組織され、なほ原生的共同體の面影を多分に保存した。(舊來の半島農村の組織、制度については、殊に以下參照、大内武次「農村の構成」—「朝鮮社會經濟史研究」所載。)

そもく州府郡縣は上からの官僚的支配の組織であつたとすれば、面、洞、および里はむしろ自治的共同體であつた。まづ面は大小一定せず、その大なるものは戸數二千餘に及ぶものもあり、これに對してその小なるものは戸數五、六十にすぎなかつた。村落内部においては、前述の如く殆んど階級の分化が認められず、その成員の壓倒的多数が單なる耕作者から成つてゐた。面はその長(面任、坊首、管領、風憲、執綱等と呼ばれた)を有し、面長は村民の輿望によつて任に就き、税貢の徴收督促や法令訓諭の傳達に當ると共に、又獨立に面内の事務を處理し、そして報酬として米五、六俵乃至十五、六俵を受けた。面長の報酬は、村民が協議してこれを定め、面内戸數に賦課した。洞および里は、その戸數多きものは七、八百戸から成り、これに反して少ないものは五、六戸にすぎなかつた。夫々その長(尊位、所任、或ひは里任等と呼ばれた)を有し洞長、里長は部落の長老が輿望を擔つて任に就き、報酬としては米二石乃至五石を受けた。彼らは洞里内において税貢の徴收督促をなすと共に、争訟紛議の調停、その他洞里内の取締をなした。而して洞里は、共有財産を有した。すなはち、部落民が共同に落葉、柴草を採取する山野や、開墾地

や、堤堰等は洞里の共有と認められた。しかも、共有財産は屢々耕地をも包含してゐた。因みに、洞里内は、本來は五家共同體に組織されてゐた。すなはち、經國大典に「京、外は五戸を以つて一統と爲し、統主有り」と定められてゐる如く、部落民はまづ五家統に組織され、そして五統が一里をなした。この「統」組織は、隣保相助と警察の兩目的を有するものであつた。が、五家統は、尠くも既に前世紀の半頃には名のみ存してその實を失つてゐた。

第二章 朝鮮に於ける近代的資本主義

育成期の展望

—併合前後の概観—

第一節 序 説

舊來の朝鮮經濟社會の諸特徴に就いては、前章に述ぶるところの如くである。これを概括的に表現すべき觀點に關しては、論者意見を異にするところであるが、まづ中世的社會の埒内に於ける、半封鎖的自給自足經濟なりと觀念して差支へないであらう。李朝時代五百年を閲みしても、その主要なる特徴は、中世的社會らしく、著しき變革を受けなかつた。その中期以降政治權力の弛緩、官吏の墮落延いて中世的社會の骨格たる身分的階級制度の實質上の混亂等の傾向が見出され、それらは個々の問題としては、充分検討せらるべき價値を持つてあらうが、にも拘らず外觀上は、大體に於てその身分的半自給經濟的社會たる特質は保ちつゞけられたと云はなければならぬ。

それらの特質が俄然として打破せられ、朝鮮が近代的經濟社會の一員に編入せらるゝに至つた緒口は、李氏朝鮮の末期に於て開かれた。更に具體的に云へば明治九年（李太王十三年）の所謂江華條約—その前年の江華島砲臺による日本軍艦雲揚號砲擊事件を由として、日本により強行せられた釜山外二港の開港條約に於て—あつた。これ以來朝鮮も亦その先輩たる日清兩國の跡を踏んで、多年鎖國の帷を撤去せざるを得ないことゝなつた。明治十五年より同三

十四年に至る間に、清・米・英・獨・伊・露・佛・澳・白等諸國との間に締結せられた通商條約は、その現れである。ところで、こゝに云ふ近代的經濟社會とは、畢竟するに近代資本主義の社會と云ふに外ならない。この日以降、朝鮮に於ける近代資本主義化の工作過程が始まるのである。

資本主義的機構の觸手は、既に世界の隅々に迄も及んで居た。併しながら、一社會の經濟機構が、資本主義的組織に編成替へせらるゝ過程は、これを歴史に照らして、必ずしも一樣ではない。而してその小異を捨て、大同に従ふならば、大體二つの型が見出され得るであらう。その一は、自己の胎内に從來の經濟組織が爛熟の頂點に達し、新しき資本主義的組織實現の可能性が成熟し來れる不可避の結果として、自ら生みの悩みを突破してこゝに到達したるもの、謂はゞ自己發展的なる過程であり、その二は、自身の内包する經濟的社會的成熟過程を俟つことなく、偶々外來の資本主義による經濟的並に政治的刺戟によつて、この段階への飛躍を餘儀なくせらるゝものである。俗に謂ふ「先進國」、「後進國」の稱呼は、略々このそれぞれの過程に妥當する。それはまた、資本主義の持つ國際性の結果でもあるのである。

「半島朝鮮の經濟社會も亦その開國の當時に於て、他動的なる強制として資本主義社會への編入を受容したるものゝ一例であつた。當時の朝鮮には、資本の大なる蓄積もなく、企業的精神の何たるかを理解せる階級もなく、大規模生産に堪ふべき機械も技術も存しなかつた。否これらのもゝ存在を希望する事情も、必然ならしむる條件も具備しては居なかつた。そこに在つたものは、單なる米麥の生産者としての農民と、最少限の必要に應ずる餘暇労働的手工業者と、餘剰生産物や贅澤品や不可缺の他處製品やの流通者たる商人と、これらの上に立ち上るべき権利を享有し凡べての餘剰を吸収するところの専制統治階級たる官僚兩班とであつたのである。その何處に資本主義機構への必然性が見出され得たらうか。」

斯くて朝鮮に於ける近代資本主義の成立は、他力外來資本主義の移植であり、これによる産業の支配であり、將た土着資本の誘發促進であつた。従つてその發現形態は經濟社會の全部面に互つて現はれるが、今は便宜その基礎的な條件となつたもの、並びにその育成期に於て著明な態様を示したるものに就いて吟味してみよう。

第二節 土地に對する資本主義的支配

在來の産業活動の中、社會的に最も重んじられたのは、農業であつた。それは尊大兩班ですらも、これに従事するを恥としなかつた産業的活動であつた。これ農を以て國本也とする儒教的精神の顯現でもあつたが、また原始的生産に依存する社會の當然の歸趨でもあるのである。

併しながら當時の農業はもとより一家一門の衣食の料を獲んことに目標を置くものであつて、餘剰生産は、若しありとしても、寧ろ偶然の結果たるに過ぎない。従つて今資本主義組織の侵入に當つても、農業的生産の結果そのものは、その始めは、せいゝ副次的手段として役立つに止まり、進んでこれら生産の據つて以て立つところの土地そのものが、より主要なる資本化の目標として選ばれざるを得なかつたのである。この場合、土地の有すべき役割は數段にわたつて觀察されるであらう。

第一には、凡べての事業經營の場所としてある。各國の條約が土地家屋の賃貸借若しくは所有と共に、倉庫工場等の建設の権利をも主張したのは、この間の消息を説明するものである。

第二には、その收穫物を掌握せんが爲の手段としてある。各種農産物の餘剰は、その始めに於ては著しからざり

しにもせよ、猶ほ且つ純農業朝鮮に在つて、最重要なる商品である。況んや新組織の價格制度の魔術は、必需生産物をも 或程度迄餘剰生産物化せしむべき威力を持つのである。數次の防衛令が結局穀類輸出を防遏し得なかつたのは、これを物語るであらう。従つて農産物の取引を掌握することは、外來の商業資本にとつて重大なる任務でなければならぬ。而してその最確實なる方法は、土地を直接自己の支配下に置くことである。これが爲に耕作資金の前貸し・收穫期以前の抵當貸付・買収等々の手段が採られたが、それは更に、

第三の、土地を直接投資の目的物となす場合とも關聯した。自己生産を目標として土地の生産力の發揮を思はざる國土に來つて、従つて比較的安價なる土地を買収して、一方に於て封建的搾取に近き多額の小作料を收得し、他方にこの小作米を轉賣することによつて商業利潤を取得することは、極めて利廻りよき企業であつた。加之に農法改良の餘地の大なりしことは、一層この事業の有利性を増大せしめたのである。更にまた、土地支配の必要性は、

第四の、貨幣資本運用の機縁としても重大であつた。商品經濟の浸透は當然貨幣需要の増大を結果する。從來貨幣經濟の發達遅々たりし半島民は、貨幣入手の必要に對しては、多くの場合、或は土地を賣却し或は土地を抵當とするの用途がない。この孰れの場合にも、土地の基礎價格は低廉であり、後者の場合には、加之に金利が高率である。然も抵當は屢々結局抵當流れとなつて、極めて安價なる土地の收得に歸する。金融資本萬歳たらざるを得ない。

如上の諸理由によつて、土地投資は外來資本にとつて、一つの有力なる目標であつた。しかしながら、右の目的が満足せらるゝが爲には、これに伴つて土地所有權の法制的明定が要件とならざるを得ない。これを詳言すれば、

- 一 その目的物の確定。即ち土地の丈量の正確・境界の定立並にその稱呼の確定。
- 二 土地所有權の確立。
- 三 取引の安固を期する爲の證明制度の樹立。即ち土地文券を明らかにし、土地臺帳による登記制度の如きが要

求せられるのである。

然るにこれら三條件は、當時に於て孰れも曖昧模糊たる状態に在つた。蓋しそれらの正確性は、自足生産に於て、その手續上の煩累を犯してまでも甚しく熱心に追求せらるゝ程の價值が認められなかつたのである。勿論これら諸點の闡明が、始めより全く無視せられてゐた譯ではない。法制上或は慣習上或程度の證明の途が講ぜられ、當時の人々の必要には足りたのである。即ち

- 一 土地の廣狹を指示する單位としては、結負・斗落・日耕等の名稱があつた。結負とは元來徵稅の標準を收穫高に置くの趣旨より、土地の沃瘠の等級に従つて丈量の單位を異にし、面積異なるも收穫量の均等を豫想して樹てられたる稱呼である。従つて一等田と六等田とは等しく一結と云ふもその實積は一對四以上の差異がある。換言すれば、その收穫量に於ては略々同一なるも面積に於ては兩者間に四倍の差ありと云ふことになる。斗落とは下種の分量より面積を推定し、日耕とは一人一牛を以て一日に耕し得べき面積の意であつて、耕作の便否・土地の肥瘠等の條件が反映せらるゝ結果、それぞれの稱呼は同一の實積を意味するものとはならない。次に土地の所在及び境界に就いては、土地臺帳たる量案に於ても、取引に用ひらるゝ文記に於ても、各地方毎に字番號を附し、量田の順序に従ひ、例へば「天一番」、「天二田」等と呼び、更に四標と稱してその隣接の山・川・道路・墓地又は田番の字番號並に田主名を記入して、その位置を表示した。例へば「東朴中才番、西黃禮丹番、南同人番、北路」の如きである。併しながら時世の移るに従ひ、時々の変遷が故意又は懈怠によつて原簿上に改訂せられざりし結果、これら字番號四標とも、必ずしも土地の實狀を表示せず、一定の表示がいつれの土地を指すかは、現實の所有者耕作者のみ之れを知ると云ふ有様となつたのである。
- 二 李朝時代の法制が、人民に土地所有權を認めたりや否やは、困難なる問題である。蓋し國土は王土也の觀念

が、國初以來成文的に定立せられて居たからである。併しながら、成文と現實とが平然として突離したのは、李朝制度の一特徴とも云へる。尠くとも現實に於ては、李朝末の社會に、土地の個人的使用收益處分が行はれたことは否定し難く、これが證官並に確認の法も存在した。立案・立旨は孰れも官給の證明書であり、文記は土地賣買當事者間の私文書であり、兩者は一括して、或は個々に賣主から買主に引渡され、以てその取引を證明するの手段となつたのであるが、官の證明なるものも、何等正確なる臺帳によりて行はるゝに非ず、文記に至つてはたゞ現實の取引者同志の間に於てのみその具體的内容が知悉せらるゝ有様であつたことは、前段述べるところによつても明かであらう。

三 土地臺帳として立案があり、地稅調定簿として尙記があり、以て土地原簿たるべき性質を備へたるも、毎二十年改量の法制は事實上實施せられず、尙記の改訂にも、吏胥の私利の爲にする結數の増減が行はれ、熟田陳田の改廢も亦顧みられぬ等官紀の弛廢は、取引の客觀的證明の手段を求むるの餘地なからしめた。

斯くて土地に關する取引は、その實際上の引渡し及び占用によつて完成せられ、文書的證據は寧ろ從たる形式であつたことが窺はれる。是れ自給自足的經濟下の李朝社會に於て、土地はこれを直接に利用して自己の生活を支ふるの點に重點が置かれ、これを動産化し商品化するの必要が感ぜられなかつたことに因由するのである。土地は政府にとつては租稅の源であり、宮室官吏軍人を養ふの手段たれば即ち足りた。土地は人民にとつては、その收穫物を以て一家を糊するを得れば足りた。權門勢家による土地の兼併が行はれ、小作細農との對立は存したけれども、當時の地主にとつても、根本的には小作人にとつてと同じく、土地はその稍々贅澤にして大規模な生活資源を直接にこゝに求むると云ふ外他意なかつたのであつて、この限りに於て、土地と人とは直接一面の關係に繋がれてゐたのである。従つて煩瑣なる形式の完備は、若干の附隨的弊害を防止するの效果はありたるべく、またこの方面に時々斷續的な努力

の現れたのもそれが爲であつたらうが、遂にそれは本格的に追求せらるゝに至らずして止んだのである。

如斯き不安定な權利と不確實な數量とが、正確なる貨幣計算と經濟的合理主義との遵奉者たる資本主義經濟にとつて、不満足にして不便宜なる状態たることは云ふ迄もない。併しながら近代的な土地制度の確立は、結局根本的な土地調査によつて基本的な原簿を完成し、所有權者を確定し、これに基いて或は地券を發行し或は登記制度を布くの外ののであつて、それは多額の費用と長年の日子とを必要とする事業である。然も土地の資本化の要求は今や差迫れる問題である。茲に於てこれが解決の方策は、自ら二方面に岐れた。一は永久的な解決策であつて、統監政治の確立後、明治四十三年以來八年有餘の歳月と二千四十餘萬圓の經費とを費して、大正七年に完成したる土地調査事業これである。その二は當面の便法であつて、不充分ながら、當面の要求に副はんとして行はれたる一聯の改革案である。これら諸案は上述(1)の問題には觸れることなく、専ら(2)・(3)の二點に集中せられた。

蓋し土地の丈量・肥瘠の鑑定等のことは、取引當事者自ら之れに當れば問題なく、或場合には、その觀念の模糊たるを寧ろ利用したるの形跡さへ窺はれ、當時の外來資本の侵入は、またその程度の規模に於て行はれたのであつたからである。

朝鮮に於ける土地所有權の觀念そのものゝ曖昧なりしことは、先に指摘したところであるが、外國人の土地所有權に至つては、一層疑はしきものがあつた。その始めより韓國政府は全く之れを豫想しなかつたものと考へられ、明治十六年の韓英條約英文に至つて始めて、開港市場並に其の周圍十韓里の域内に於ける土地家屋の賃借のみならず賣買をも認むる趣旨の語句が使用せられたのは、恐らく當路者側の手落ちの結果と想像せられるのであるが、孰れにしても、それは明文による權利の取得として、外國人側の援用する所となり、政府も之れを否認し得ざることとなつた。然しながら、實際にはこの以前より外國人の土地所有は實力上行はれて居たのであつて、ひとり右の限られたる範圍

内のみならず、内地に迄その手は延ばされてゐたのである。その方法としては、朝鮮人名義の借用・官吏への請托による自己名義の登録・半永久的な土地の使用収益権の獲得・買主の名なき文記の作製・抵當證書と放賣文記との二重作製等さまざまの手段が講ぜられた。土地所有を外來資本にとつて有利ならしむる理由の存する以上、これら皆恰も水の低きにつくが如くにして、實現せられざるを得なかつたのである。

然しながら、斯くて多くの場合に於て、實力關係によつて、支障なく進行し得たりと云ふことは、元よりその手續が全く合法的となるに勝るものではない。先驅者の冒險的な實利主義の後には、有効なる法的保證を伴つて始めて、その實益獲得は一般化せられ得るのである。即ち日露の役終つて統監政治の確立せらるゝや、明治三十九年「土地家屋證明規則」續いて「土地家屋典當執行規則」の發布を見た。本規則は不動産の移轉或は典當に對する不完全なる公證證明の途を開いたに過ぎないけれども、その意義は極めて重大である。即ちその一は土地所有權の觀念を明確にして、内外人に對してその公證の制を開いたことである。その二は外國人の土地所有が全土に涉つて公認せられたことである。これ以來、外來資本は全土を濶歩活躍するの機會を公けに約束せられた。本規則の技術的不備は、後に二三の補充的法令の發布を促したけれども、またその完成は前述土地調査完了の後に俟つの外なかつたけれども、本規則は、從來朝鮮の土地の上に課せられたる桎梏を公然と取除き、これを近代的な投資の對象とならしむるの大道を開けるものと謂ふことが出来る。

本規則の發布が日本勢力の確立後に至つて始めて遂行せられたことには、特別の意義がある。日本は朝鮮開國のイニシアチヴをとり、その渡來者も最多數であつたけれども、その地位は必ずしも幸福では無かつた。例へば明治三十一年末に於て各開港市場内の日本人一萬五千、清國人二千五百、その他外國人二百人と記されるが、極少數の一般外國人は問はずとするも、經濟活動上當面の敵手たりし清國人が、前代以來の宗主國人たる威嚴により、尠くとも日

清役の頃迄は、事實上外國人にして外國人に非ざる地位を享有し、自由に内地に出入し、開棧し、不動産を所有し得たるに對し、最多數なりしに拘らず、日本人は政府當局の嫌惡を排しつゝ、例へば前述の如き苦肉の策を弄して漸くその地位を保持し得る有様であつた。従つて謂はゞ之れらの脱法的手段は、やゝもすれば取引相手の狡猾若しくは地方官憲の惡意によつて動搖せしめられる危険を包藏してゐたのである。されば、今外國人の土地所有權の公認は、これら内地に於ける日本人土地保有者にとつて、最大の福音であつたに相違ない。斯くて彼等の發展の前途は保障せられたのであるが、その實情は如何であつたらうか。

今併合當時に於ける日本人の土地所有の狀況を窺ふに、明治四十二年末に於て、宅地の所有者五千六百人、その價額二千六百萬圓、田畠は三千四百人、八百九十萬圓。山林其他六百人、九十萬圓と概算せられる。これを當時の日本人在留者戸數に比すれば、その三割強に當るが、その所有者一人平均は三千七百圓弱である。土地利用の重要項目は、農事經營に在ること云ふ迄もないが、この方面に於ては、會社組織をも含めても、經營者數七百五十、面積六萬町歩、投資額九百七十萬圓、従つてその平均は一經營者當り八十町歩、一萬三千圓に過ぎず、三十萬圓内外の投資者四者のみとある。當時の狀況に於て調査洩れをも見込むとしても、概ねの内地人渡來者の、而して農事經營者（その純小作に附するものは百五十に充たない）さへもの、資本金の微少を見るに足るであらう。

第三節 貨幣金融制度の確立

土地の資本化と相並んで、半島の資本主義經濟化の過程に於ける一大紀念標は、近代的貨幣金融制度の樹立是れであらう。

朝鮮の開港當時に行はれた貨幣は銅錢常平通寶を主とし、明治二十五年頃平壤に於て鑄造したるものを終りとす。韓錢又は葉錢と呼ばれ、その大小形状區々たるに拘らず、等しく一枚一文として通用した。その他當五錢・新錢と稱せらるゝ品質粗悪なる錢貨が明治十六年及び二十六年頃に鑄造せられ、以上三者が當時の鑄貨であつたが、これらはその品質・形状・量目・名稱悉く紛更し、その通用價值亦同斷であつた。蓋し當時の朝鮮の如く、その政府の財政上の信用皆無なる國家に於て、且つ又貨幣が必ずしも國家の造出物にも非ず、將たその嚴正なる監督に服するにも非ざる場合、貨幣と雖も究極に於ては一種の商品として、その實質價值に従つて評價せられざるを得ない。斯くて韓貨は夫々の含む一定量の地金價值として先づ觀念せられ、需要供給の關係に従つて、その交換價值は變動した。特に葉錢は、今や新規の供給無きを以て、主としてその需要によつてその價值の變動を見たのである。斯かる貨幣事情は、原則として自給自足經濟と物々交換とに依存し、貨幣價值を以て評價の稱呼と爲した半島民にとつては、大なる苦痛ではなかつたけれども、外國商人は韓國の生産品並びに勞働を購入する爲の必須の手段として先づ韓貨を買はざるを得なかつた故に、その價格が居留地に於ける日々々の需要供給の關係、殊に農産物の出廻期や納稅期等によつて著しく變動することに對しては、計算上に於ける甚しき危険を感じざるを得なかつた。この影響は、居留地が韓錢にとつて最大の市場たりし關係上、一層大であつたのである。加之に韓錢の單位價值は極めて低かつたから、多額の決済若しくは遠路の買出し等に當つて、その計算並びに運搬の失費が大であり、且つ又必要額丈の韓錢の調達が困難である等の事情より、價值高く安定せる外國貨幣又はその代用證券若しくは韓貨の預り手形の如きを便とする風が起つた。在來の手形類似のものとしては、於昔と稱する極めて簡單なる形式のものがあつて韓國商人の間に行はれたが、居留地取引には、右と日本の約束手形との混血兒たる韓錢手形が盛行したのである。韓錢手形は表面上債權債務兩當事者間に於ける一定額の韓錢の預り證文であつて、提示次第現錢を以て支拂ふべき約束書なのであるが、實際上韓錢の

授受不便の爲、更に第二第三の取引にも轉帳流用せられた。然もその形式極めて簡易、これを律するの法規なく、又裏書の保證もない。茲に於てこの方法は、一面輕易便宜なると共に、他面許多の弊害を生じた。その形式の簡易より來る濫發は、その尤なるものであつたが、更にその避け難き難點は、手形面に表示せられたる韓錢の價值そのものが日々に變動することである。然もその支拂を要求せらるゝ時期を豫測するを得ない。従つて一旦此手形を振出したる商人は、將來幾許の韓錢の支拂を義務づけらるゝかを知り得ないのである。茲に於て商人の採算は、第一にその取扱商品の價格變動の危險、第二に自己の獲得すべき又は支拂ふべき韓錢の外貨との換算率の危險、第三に振出したる手形の履行期に於ける換算率の危險と、三重の投機性を有することとなる。これ激動期に躍る冒險的企業家にとつては兎も角、堅實なる資本の進出の條件ではない。

更に注意すべきことは、此韓錢手形の振出人は、原則として輸出業者即ち朝鮮財貨の購入者であつたことである。輸入業者は韓錢の受領者にして、居留地に於けるその供給者である。元より彼等も韓錢相場變動の苦痛は受ける。併しながら夫れは前者程痛切ではない。その入手韓錢の處分に就いては勿論、その輸入財貨は大體に於て所謂文化品に屬するが故に、その賣却に就いても自ら考量し得べき餘裕が比較的大であるからである。之れに反して輸出商品は農産物が大部分であり、その仕入れは季節によつて支配され、然も韓錢相場も亦季節によつて支配される。韓錢の最大需要者は居留地商人であるからである。斯くて韓錢の拂底は勢ひ韓錢手形の振出しを促さざるを得ない。右の如く韓錢相場の變動、韓錢手形の弊害の主たる受難者は貿易商人であり、就中輸出業者であつた。當時に於て輸出商と輸入商とは多く區別せられず、兼帯せられたものではあるが、猶ほ且つその打撃面は差別して觀察せられ得るであらう。然も一方當時の貿易は殆んど日本商人の獨占であり、特に輸出貿易に於て、その獨占は壓倒的であつた。貿易上の殆んど唯一の競争相手は清國人であつたが、彼等は概ね輸入貿易に活躍し、且つその賣上げは土産の金に換へて本國に送

るの風があつたのである。斯くて韓錢建の排撃、貨幣制度改革論の急先鋒は、亦日本在留民たりしは必然の情勢であつた。是れ纏て圓銀、第一銀行券の弘布が熱心に支持せられたる所以であり、後明治三十八年に至つて幣制整理の事その緒に就くに及び、「手形條例」及び「手形組合條例」が發布せられ、先づ組合團體を基礎として確實なる信用を限度とする手形の發行及び保證の制度が採用せらるゝに及んで、始めて最後の解決點に到達したのである。

幣制改革論の今一つの衝撃となつたものは、所謂白銅貨問題である。明治二十七年甲午の改革のプログラム中には、「新式貨幣發行章程」なるものがあり、これによつて銀貨本位制の近代的貨幣發行の意圖が示されたが、その實行に當つては、茲に規定せられたる數種の貨幣中、ひとり二錢五分白銅貨のみ無制限の鑄造を見て、他は殆んど顧みられなかつた。これその鑄造利益の莫大なりしによるのであつて、その發行に當つた典圖局は恰も王室の御用金調達所と化し、その需要を顧みることなく、出費に窮すれば即ち同局に命令一下白銅貨を發行せしめた。加之に或は上納金により或は請負の形式により、更にまた密造贗造密輸入等の手段により、この利益多き事業の参加者は國の内外を問はず輩出するに至つた。斯くて官鑄・特鑄・私鑄等と呼ばれる、無統制の白銅貨インフレ時代を現出し、その流通は、政府の努力にも拘らず京畿道並に其隣接地方に止まつたとは云へ、これによる物價の昂騰甚しく財産上の損害は數ふるに堪へない。遂に明治三十五年に至つて各國公使は聯合してその停鑄を韓廷に忠告する迄に至つたが、各國の足並揃はず、その効果は一のジエスチュアに終らざるを得なかつた。

韓國政府の貨幣政策に失望を重ねたる在留外國商人特に最大多數を占むる日本商人等が、茲に於て一致したる見解は、價值安定せる外國貨幣、この場合日本貨幣の内地流用と云ふことであつた。

これより先、韓錢の價值低く且つ動搖する不便を免れんとして、居留地には數種の外國貨幣が通用して居たが、就中墨西哥加銀と日本圓銀とが有力であり關稅收入にも用ひられたが、前者は贗造多くその識別困難の爲に明治二十二年

頃を頂點として漸次廢絶に歸した。斯くて圓銀並に日本銀行券は、その價值安定せるより、恰も本位貨幣の如き役割を演じ、各種の韓貨は之れに對する打歩を計算することにより、その價值の變動を測定せられる有様であつた。殊に圓銀は「新式貨幣發行章程」に於てその本位貨幣に準ずるものと認められ、貿易上決済の要具として又關稅納入の手段として、明治三十年頃その流通額三百萬圓乃至三百五十萬圓と稱せられた。然るに同年十月、日本が金本位制を採用して圓銀の回收を開始するや、在留商民は、その計算の標準を失はんことを虞れて動搖した。茲に於て在韓銀行の銀行を以て任じたる第一銀行支店は刻印附圓銀の流通を以て此の難境を救はんことを企て、日本銀行と折衝して、各開港市場に流通する圓銀を刻印附一圓銀貨と引換へて、これを貿易場の通貨となし、同時に日本銀行券の内地流通を圖り、刻印銀貨を以てその兌換準備となすの策を樹てた。此策は成功し、以來日本貨幣の牢固たる地位が斯土に築かるゝに至つたのであるが、此問題に關聯して、圓銀そのもの、運命よりも、より以上に注目さるべきは、韓國に於ける第一銀行の地位是れである。

韓國に於ける第一銀行の沿革は、夙くその國立銀行時代明治十一年に釜山に支店を開設せるに始まる。由來各開港市場に支店網を張り、半島内最大の資金と最高の信用とを以て金融市場に君臨したのであつたが、然も單なる普通商業銀行たるに止まらず、朝鮮に於ける、又日本の、代表的銀行として、多少づゝ半官的な業務に従事しつゝあつた。その一は、明治十六年以降韓國の海關稅の取扱を委託せられたことである。その二は、明治十七年以降大藏省並に日本銀行の委託を受けて朝鮮産地金銀の買入れを行つたことである。その三は、明治二十二年遞信大臣の論達により釜山・仁川・京城に於て郵便爲替資金保管事務を取扱へることであり、次いで日清の役に、中央金庫派出所として軍用金の保管及び出納の任務に服した。且つまた朝鮮政府に對しても數回に互つて貸上金を爲してゐる。これらの素地の上に、今や同行は、韓國貿易市場用の日本貨幣として、刻印附圓銀流通の支配に乗出すに至つたのである。こゝに於

て、其の斯土に於ける銀行の銀行としての、中央銀行的地位の礎石が置かれたと云はなければならない。斯くて同行は、日本政府及び日本銀行の出張者、代理者たるの機能を持ち、韓國政府に對しても亦、この背景並に自ら擁する金融力によつて、無視し得ざる存在となり來つたのである。

然るにその後、刻印附圓銀は、同行の盡力にも拘らず、或は露國勢力を背景とする韓國政府の流通禁止、或は清國への流出或は日本内地への歸還、或は鑄潰し等によつて、結局次第にその量を減じ、日本銀行一圓券も亦徐々に回收され、所謂「韓國の貿易通貨」の不足を訴ふるに至つた。こゝに於て第一銀行は、遂に自力を以て銀行券を發行し、韓國市場に於ける通貨の統制者たるべき時機到りとなしたのである。その擧示したる理由は、

一 日本の通貨を輸送し來る爲に運賃保険料及び利子の加算あり、依つて割引貸付爲替打歩等を高からしめざるを得ない。

二 韓國では米穀出廻期、節季等には平日に數倍する通貨を必要とする。斯かる際に居留商人に充分なる資金の供給困難である。

三 第一銀行は内外商人のみならず、他銀行支店に對しても援助すべき地位にあり、事實上の中央銀行として、通貨不便の苦痛が甚しい。

四 海關稅收納上の不便

等であつた。明治三十五年五月二十日釜山支店に於ける壹圓券を始めとして、三圓券十圓券等が發行せられ、その徑路は迂餘曲折を経たるも、三十八年一月第一銀行が韓國國庫金取扱事務並びに貨幣整理事務を擔任して、名實共に中央銀行の地位に上るや、同銀行券は韓國公認の法貨となり、明治四十二年その地位が韓國銀行に引繼がる、迄の光榮ある歴史を歩んだのである。併しながら第一銀行が、従前その實力に基いて、また他に競争者無きが故に具有するこ

と、なつた韓國中央銀行としての機能が、形式的並に法制的に完備せられたる、この明治三十八年の取極めは、寔にその明治十一年以來從事し來れる韓國に於ける諸活動の必然的結論たりしと共に、またその頂點を劃するものでもあつたのである。茲に至つて第一銀行は韓國政府の財政上幣政上の中央機關となり、韓國金融界の王座に上つた。契約に従つて韓國政府を代表し、その出生に依つて日本政府に從屬する第一銀行は、右手に日本金融資本の代表權を握り、左手に韓國財界の統制權を把つて、公共的並に私益的活動をば擅にし得るの立場に在つたのである。けれども同時にまた、斯くして到達せる能力の十全なる發揮は、總て同行をして分水嶺上に於て右すべきか左すべきかを決せざるを得ざらしむるの契機に導くものであつた。蓋し同行は元來日本に在つて普通銀行である。朝鮮に來つてその總支店は中央銀行となつた。併しながら斯かる畸形的状態は、たゞ諸制度混沌として實益の爲に便宜を先にせる時代のみ許される。諸制整備して諸機關その軌道の上を走るの時期至らば、此を取るか彼に従ふかの二途孰れを選ぶべきかを餘儀なくせられる。第一銀行がその從事したる幣制整理の事業成るの日、自らの運命を決しなければならなかつたのも亦必然の運命である。明治四十二年十一月、韓國銀行の設立成り、第一銀行はその韓國中央銀行としての業務を、その多くの支店出張所及び行員と共に、擧げて之れに引繼いで、再び「有力なる普通銀行」としての本然の姿にかへつた。當時に於ける韓國金融界には、普通銀行・特殊銀行・金融組合等夫れ夫れの陣容の整然たるものあり、變轉急調の時代に於ける第一銀行の積極的任務は既に終つたのである。

第一銀行券によつて代表せられたる日本貨幣の勢力の確立は、結局その勝利に終つたけれども、その發行より法貨としての公認に至る過程は、決して平坦なる大道ではなかつた。その背景には、常に半島に於ける國際政治勢力の消長が、その影を落して居たのである。明治三十七年第一日韓協約成るや、目賀田種太郎氏入つて韓國財政顧問となり、從來紛亂錯雜を極めたる韓國財政、帝室財産、貨幣金融制度は、これを分別整理按配して、近代的基礎の上に建

て直されることとなつた。幣制整理が愈々本來の軌道に乗るに至つたのも、亦この日からである。

幣制整理に於ける根本問題は、從來の貨幣を如何に處置すべきかと、新貨幣の本位並びに補助貨幣を如何に定むべきかと云ふ二點に歸する。當時國內通用の韓國貨幣は、既述の如く、極めて少量流通のものを除けば、中部及び西北部地方に於ける白銅貨と南部及び東北部地方に於ける葉錢との二者に歸し、外國貨幣は第一銀行券と日本銀行券その他の日本補助貨幣とである。前者は何等の價値の標準無く時々變動し、後者は日本の金本位制度に聯結せらるゝことに依つて價値安定して居る。茲に於て、(一)白銅貨の廢止、(二)葉錢の整理、(三)日本貨幣制度の採用の三綱目が先づ決定せられた。根本方針既に成れる後は、主として技術上の問題であつて、實際にも、白銅貨の弊害甚しきに鑑みて、その引上げに就いて多少強行政策を以てし、爲に人心の動搖を招き、その救済策を必要としたる外は、回收を急がず新貨の自然普及を眼目としたる結果、政治的にも經濟的にも著しい變動を生じなかつた。唯々、茲に注目すべき一點は、この舊貨の回收新貨の普及の爲には、ひとり第一銀行支店その他既存の金融機關の手のみを以てしては足らず、殊にこれらが開港市場に偏在したる關係より、一般地方金融機關の不備が痛感せられたることである。これが爲、或は共同倉庫や政府倉庫を各地に置いて動産擔保特に米穀擔保金融の途を開き、或は農工銀行や地方金融組合を設けて資金を補助する等の方法を盡して、地方金融の梗塞打開の法を講じた。その結果は、從來開港市場に偏せる新貨幣が、先づ觀察使所在都府の如き主都邑に擴まり、次いで漸次内地進出の機を得、従つて貨幣經濟を浸潤せしむるのよすがとなつたのである。

尙ほ幣制整理の實した更に重大なる結果は、上に述べた日本貨幣制度採用の事である。これは元より當地の政治上經濟上の情勢を想へば、當然の歸結であつたとも云ひ得る。日本軍は逸早く露軍を疆域外に驅逐し、政府は日本派の要人によつて占められて居た。日韓貿易は抑々開國の始めより全貿易額の最大部分を占めて居た。更に又貿易外收支

例へば投資關係に於ても然りである。且つ又新幣制確立の資金を仰ぐには、當時の形勢日本以外には存しない。況んや日本貨幣の韓國流通は既にその歴史久しく、近くは眼前に第一銀行券が本位貨同様に流通せるを見るに於てをやである。日本幣制への順應は、此の最も有力なる既成勢力との不愉快なる摩擦を避け得べき最も便宜の方法であつたに違ひない。見來れば、右の決定は最早一つの必然なる道程の再確認であつたに過ぎない。而してこの必然を將來したるものは、第一銀行をその代表としたる日本商民の過去十餘年の努力これであつたと評し得る。然しながら、斯くて日韓兩國が貨幣制度上共通の地盤の上に立つに至つたことは、ひとり右に述べたる如き過去及び現在の事情を清算するに止まらず、更に將來に向つて、兩國の經濟關係をして密接不可分のものたらしむる緣由を形づくるものに外ならなかつた。即ち從來既に實力的に認められたる日本商民の他外國人に對する優越的地位を固定的に保證するものであり、第一銀行券の内地普及に依つて漸く擴大せられたる日本商品、日本資本の全鮮的勢力圏の樹立を促進せしむるものであり、終には日韓兩國が勤くとも地域的に經濟的統一體を形づくるべき日の前提を置けるものに外ならなかつたのである。

第四節 産業部門に於ける資本主義の活動

最後に、資本主義經濟の産業部門への浸潤の態様を窺つて置かう。

李朝の經濟政策が、農本主義を以て不易の題目とし、商業の繁榮は民風に害ありとして、最少限度の活動のみ許したことは、既に述べた。鑛業は大國支那の徵貢を誘發すとて金店・銀店等も壓抑せられた。工業の新奇なる製作は徒に中央・地方の官僚の欲望を唆るものとして戒められた。斯くて押下げられたる限度内に於ける單純なる生活の維

持が、民衆に要求せられたのであり、それは治國の要諦たる儒教精神に合致すと考へられたのである。當時一般民人の消費生活を想像する時、寔に落莫の感なきを得ない。

この間に在つて商業のみは、必要悪として、一定の限度内に於て生存を許され保護をさへ與へられた。對外交易の機會としては、日本及び清國との間に、使節の交換に附隨する贈答並に同行商譯による交易があり、清國との間には柵門開市・會寧開市・慶源開市等と呼ばれる市場の形式による定期貿易が行はれ、又草梁には倭館があつて日本との間にこれ亦定期市が開かれた。品目・人員・價格・時期等窮屈なる制限は存したけれども、兎も角對外貿易の機會とはなつたのである。更に國內商業の機關としては、坐賣として六矣廬以下數十種の商廬があり、夫々一種の組合を作つて特權として特定の財貨の取引を行ひ、その報償として官中・政府並に要人に對する貢納及服役の義務を負つた。御用商人たると同時に獨占組合でもあつたのである。一般民人の取引の機會としては、定期に市場が全國各處に開かれ、生産者對消費者の直接の接觸により、或は物々交換的に或は貨幣若しくは物品貨幣を媒介としての交易が行はれ、尙ほ専門の商人たる負振商も亦財貨の流通者としてこれに参加した。負振商も亦鞏固なる同業組合を結成し、惟り市場に於ける強力なる經濟團體たるのみならず、政治團體としても亦その團結力を利用せんとする爲政者階級と結託した。猶ほ貢契人と稱する多くの團體があつた。前の市廬と並んで官中・政府・要人等への貢納物種の調達請負人であつて、その下附せらるゝ貢價と實際に調達する物種の價格との懸絶せる差額が、その特權的收入であつたのである。更に貨物集散の都邑に位置して、客主及び旅閣なるものがあつた。その主たる業務は卸賣問屋であるが、併せて荷主の爲に倉庫業・委託販賣業・旅宿業並に金融業の機能をも果した。これ亦その取扱品種及び取扱地方等に關して、暗黙の中に認められたる繩張りがあったのである。これらの慶市民、貢人、客主旅閣業者等はそれぞれ別立せることもあり、或は重複兼帯せられたものもあつた様である。以上を通じて見らるゝ特徴は、往時の商業が、常に特定團體によ

る獨占的特權であり、官府は一方これらより何等かの特權料を徴收すると共に、他方これらを監督してその範圍を逸脱せしめざること、その特權の妨害せられざらんことを慮つた點である。右の中市民・貢人は、官府の御用機關たる利益に没頭したる結果、市場に於けるが如き民衆との交渉微弱となり、獨占權の擁護と、官府との利用被利用關係の周圍をドウくめぐりするに止まつて、その進歩の限界は劃されたと見られる。但しその蓄積せられたる資本力は、後の土着資本として無視できない。負振商は元來その資力薄弱であつて、殊に韓末には寧ろ政治團體として一種の暴力機構となり了つた。開港の當初に於て、外國商人と折衝して最も活躍したるものは客主旅閣業者であり、その業務上彼等の擁したる資本は、最初の土着資本たる活動に資したものと考へられるのである。

明治九年の朝鮮開港は、日本の努力によるものであつた。以後、同十五年以降の諸國との通商條約締結迄は、韓國の外國貿易は日本獨占の時代であつた。併しながら、當時一般人民は開國の何たるを解せず、通商貿易の自己にとつて幾許の利弊あるを知らざる有様であつた。否政府當路者にさへも、何程の理解ありたりや疑はしい。さればその開港、その貿易の獨占も、多く著明なる効果を擧ぐるに至らず、唯々日本商人が釜山その他の開港場に於て來住の數を増し、概ねその租界内に於て若干の控え目なる取引を爲したるに止まる。一方に於て外國人に對する反感殊に日本人に對する壬辰役以來の憎惡恐怖の念を去らず、他方に於て從來自家の需要を充たすべき程度の生産に慣れて餘剰生産物少なく、従つて商品たるべき貨物僅少であり、購買力亦乏しい。此の人此の地に對する商業は、善意の來住者に取っては他日の飛躍を期せんが爲の教導的段階であり、惡意の冒險者にとつては一攫千金を夢みて誦詐奸謀を廻らすべき乾坤一擲の機會であつた。貿易品としても、貿易額としても、甚しく顯著なるものを見るを得なかつたのも當然である。

この時代に於ける貿易は純然たる「居留地貿易」であつて、外國商人は租界地内に坐して客主等の取引に來るを待

つの外は、附近市場に於て少量宛の買付けを爲すに止まつた。然るに明治十五年以後諸國との條約により、始めて内地に進入して賣買するの途が開かれた。前に述べたる内地での土地資金化の如きも、この時代以後の問題なのである。而してこの時代に於ける韓國貿易界の立役者は、日本と清國とであつた。日本は獨占時代以降の地盤と經驗とを武器とし、清國はその「大國人」たる社會的尊重感を得物として相競つた。而も大勢は漸く後者に有利に向ひ、日清日露兩戰役の勝利による日本勢力の確立が、辛うじて終始日本の優勢を傷つけざるを得たと言ひ得る。更に詳言すれば、その形勢は特に輸入貿易に於て日本の優勢が脅されたのであるが、その根本的原因は、朝鮮自體の貿易品目に係つてわたと言へるであらう。而してその貿易品目は、朝鮮の根本的に農業國たる事實より來る必然の結果であつた。即ちその重要輸出品は農産・礦産・水産品等の所謂原始産業の所出であり、それらは主として國土狹隘にして漸く工業國に轉向せんとする日本によつて需要せられ、従つて輸出業者としての日本商人の地位は終始揺ぐことなかつた。然るに輸入品に至つては、その多くは所謂文化的欲望に屬する雜貨及び織物類であり、殊に織物類は其の主位を占める。然るに當時の日本は清國と同じく、未だ之等を自ら生産して他國に供給し得る程には工業化せられてゐなかつた。それは當時の貿易品目を参照すれば明かである。斯くて兩國孰れも、朝鮮向輸入品に就いては、阪神上海等に仕向けられたる歐米雜貨織物等の仲繼貿易を營めるに過ぎず、斯かる相似の立場に於ては、高利の資金を運用し、窮屈なる荷爲替の制度に制約せられ、より高き生活程度を持せる日本商人は、安價なる資金關係を有し、取引先との信用取引に依つて仕入れをなし、より低き生活程度に満足し得る清國商人に對し、一籌を輸せざるを得なかつたのである。たゞ幸ひにして二個の戰役が日本の大勝に局を結びたると、この間に金融機關の整備、幣制の整理等孰れも日韓兩國を同一經濟圏に包容するの結果を生みたる故に、日本貿易の覇權確立を全うし得たのである。翻つて他の産業方面をみるに、工業の不振は李朝期を通じてのことであり、外國貿易の途拓くるに及んで日常必需

の品々迄輸入品によつて壓倒せられ、從來微々として存続したる手工業的生産すらも、僅に朝鮮紙の如き特殊産品を除くの外、その存続が困難となり、漸く自家用並に限られたる範圍のみの副業的生産にその俸を存した。これらの實狀は、當時の輸出入品目と市場に於て取引せられたる外國品目の吟味によつて觀取せらるゝところである。然しながら他の一面には、また新しき近代的經營に立脚する工業勃興の形勢が現れた。即ち新來の外國人及びその國內模倣者等が、輸入に不利なる條件を伴ふもの若しくは國內原料に地元にての加工を有利とするもの等に着目し、その餘裕ある資本と進歩せる技術とを齎し來つて、或は國內需要に對し或は輸出目的を以て、若干の加工業を企つることゝなつた。加之に政府も亦新機運に乗じて、或は模範施設として或は自家用として二三の官營工場を起した。これ等は孰れも朝鮮に於ける新工業の黎明とも云ふべきものであつて、概ね明治三十年代にその端を發し、先づ開港市場に設立せられた。その大部分は日本人資本によるものであつたが、孰れも未だ小規模であつて、明治四十一年末統監府調査に従へば、資本金平均二萬六千圓、一工場にして二十萬圓を超ゆるものは存しない。蓋し未だ朝鮮の需要力小にして市場狭きことゝ、殊には日本自身の資本の對外膨脹力が未だ成熟せざりしとの兩事情によるものであつて、斯地に於ける工業資本の發展は、これを後年に俟たざるを得なかつたのである。

この外礦業・交通業にも新しき外來資本の進撃は開始せられたが、これらは純粹に産業的なる立場のみならず寧ろ政治的利権的色彩を多く加味せるものであつた。例へば水運に於ては、早く日本の郵船・商船は定期航路を設定し、韓人名義による沿岸航路への進出を試みたるに對し、露人の特權あり、韓國汽船會社の興廢あり、清國汽船の活躍あり、利權争奪の渦を卷いたが、結局水運の實權は日本人會社の手に歸し、明治三十八年の沿岸河川航行自由の約定によつて、これを名實相伴はしめることになつた。利権問題として更に一層活潑なる列國角逐の題目となつたのは、鐵道及び通信網の設定であつた。京仁・京釜・京義線、京城電氣軌道或は海底並に陸上電信線の敷設權、將た日本郵便局

所の設置問題等、韓廷と各國政府並に各國企業家等が巴となつて暗躍陽争し、列國勢力の消長史たると共に、莫大なる資本投下の問題として注目せられたるも、迂餘曲折の結果、孰れも買収その他の方法に依つて日本會社の特權又は日本政府の權利・監督の下に置かるゝこととなつた。右の決定に争ふべからざる影響を投じたるものは、日露の戦勝による、韓國に於ける日本勢力の終局的なる確立にありと認めなければならぬ。これに對し鑛山利權も亦列國資本の囑目せるところであつたが、この方面に於ては日本は聊か立後れの感があり、又その資本力及び技術に於ても歐米資本に拮抗し得ず、當時諸國人の掌中に落ちたる利權にして、後永く邦人の手に回復し得ざりし著明なる例をなすものである。

第五節 結 語

以上、開港以來日韓合邦に至る近代資本主義の朝鮮への移植並にその初期の育成時代に就いての概觀を試みたのであるが、われわれは茲に若干の著しき特徴を見出し得るであらう。

その一は、前にも述べたる如く、朝鮮の近代資本主義經濟組織への轉移が、自己發展的必然性に基くものでなく、他力的外來資本主義組織の強行的移植に萌したと云ふことである。その二は、この外來資本主義の端緒を開き、その遂行の主要なる擔當者となつたものは、實に日本に於ける夫れであつたと云ふことである。この第二の點は特に注目し得る。顧みれば日本が朝鮮を開港せしめたる當時は、日本自身が世界の資本主義的競争場裡にデビューして以來未だ二十年を過ぎなかつた。日本自身が不平等條約に苦しみ、外資の招來に狂奔したる時代であつた。以後朝鮮經營に力を盡したる期間を通じて、日本は自ら多くの重商主義的産業助長政策を採用し、國內産業の急速なる資本主義的

改装に日も維れ足らなかつたのである。茲に於て日本の朝鮮進出は、歐米諸國の所謂公式的なる高度資本主義の植民地獲得運動に對して、寧ろ多分に政治的國權主義的意識の上に立てる經濟競争の努力であつた。茲に當時日本の上下の嘗めたる「資本力なき資本主義」の悲痛なる活躍史が始まる。經濟力の足らざるところに政治力の援助が、政治力の足らざるところに經濟力の忍苦が、交々要求せられたのである。日本の半島に於ける政治的權勢は、時に高く時に低く、殆ど危殆に瀕したることさへあつたが、日本は其の最悪の場合には國力を賭しても、自己の政治的立場を放棄することを肯んじなかつた。日本の經濟力の熱意に至つては、之れに比してより地味ではあつたが、また之れに劣らず執着力に富んで居た。それは政治權力に依つて不斷に補完せられ且つ屢々危機を救はれたけれども、また政治權力衰退の日と雖も孜々として倦むことがなかつた。これらの努力の中には、往々にして經濟的計量の範圍を超越したる跡さへも認められる。斯かる政治的經濟的精力のメドウレイは、謂はゞ背延びにも似たる、當時の日本資本主義の對外發展の一つの必然的なる運命であつたのである。

更に右の結果たる一特徴として、この「資本主義化運動」は、純資本的進出によらずして、小資本^{ブルジョア}多數の資本代表者なる形に於て機能したのである。日本人在留者は、清國始め他國人に比して、徹頭徹尾、人口に於ても商社數に於ても、壓倒的多數を占めたけれども、鑛山と云ひ交通業と云ひ、一舉多額の資金を要する事業には、動々もすれば立遅れざるを得なかつた。その最優勢を示したる貿易業に於ても、その地域の近接に加へて企業家自ら挺身内地との取引に従事したる底の、人的要素の影響大なるを見逃すを得ない。日本人地主の平均一人當り投資額が約一萬圓餘に止まり、日本人工業の一工場當り資本額が二萬六千圓に過ぎず、在鮮會社の平均拂込資本額三萬七千圓と數へらるゝ等、推して知るべきである。尤も、第一銀行の享有したる特權や、鐵道事業等の如き政府保證の利權には大資本家の参加せるもあり、又日本政府自身が補助金・貸下金の如き形式を以て國家資本を動員したるものもあつたけれども、

それらは寧ろ例外的事例であつて、一般的には日本の有力資本間は未だ國內の經營に忙はしく、その「試験的」以上に危険率多き國外進出を受諾するに至つたのは、朝鮮經營の後期、日本の政治權力の半島に確立せられたる以後のことであつて、朝鮮に於ける資本主義移植の黎明期に當つての功罪は共に、日本の、企業的精神には燃えたるも、然も赤手空拳に近き冒險兒や、資金と經營とを一身に具備到來せる中小資本家等の双肩に負ふべきものである。斯かる朝鮮の資本主義化の特異性は、當時の朝鮮が、經濟的には中世的停滯の底に沈溺しつゝも、歴史的には過去の絢爛たる文化の殘滓を擁したる「文化國」たりしこと、日韓兩國民の種的相似性等の事實と相俟つて、その資本主義化の過程を、過去の機構の疊殺的なる建て替へたらしめずして、寧ろ部分的徐々的なる變革、躊躇ひ勝ちなる征服の道程たらしめた。政治的工作が常に經濟的工作に先立つた。朝鮮社會が、一面には近代資本主義の全風貌を具へつゝも、他面には猶ほ永く前資本主義的殘滓を保存しつゞけたるも亦、斯かる生成の事情より來つたのである。斯くて日韓合邦の前後は、未だ朝鮮にとつては、移植せられたる近代資本主義が、漸く根を下し芽を出してその活力の存在を示したばかりの時期であつた。その花咲き實のる時期は、猶ほ前途遠くに翹望せられたるのみ。

第三章 併合後に於ける内鮮經濟關係の推進と朝鮮經濟の現段階

第一節 大陸に於ける唯一の帝國版圖としての朝鮮

日滿ブロック經濟或は日滿支ブロック經濟は、今や、日本國民經濟にとつて、それを切離しては何事をも考へることの出来ない重要な存在となつてゐることは、茲に言ふ迄もないところである。この日滿或は日滿支の「日」の中には、日本本土と共に勿論朝鮮も包含されてゐる。朝鮮は滿洲國とは異り、日本帝國の版圖の一部分なのであるから、これは當然のことである。

併し、同じ帝國版圖の一部分であつても、例へば九州、四國、中國等の内地諸地方と朝鮮との間には多少の差異を認めない譯には行かぬであらう。地勢とか資源の分布とか氣候とか云つたやうな自然的條件は、元々所が變れば多少の差異を伴ふことは勿論であるから、ここには取立てて問題にはしないけれども、只一つ朝鮮半島が海を隔てて日本本土と結びついてゐると云ふこと、このことだけは自然的條件のうちで特に注目しなければならぬことであらう。成程、九州や四國や臺灣も海を隔てて本州と結びついてはゐるが、朝鮮半島と日本本土とを隔ててゐる海は、大陸と日本列島とを隔ててゐる海であり、「半島」と云ふ言葉が如實に示してゐるやうに、朝鮮は大陸の一角であり、大陸の一部分なのである。即ち、朝鮮は、九州や四國や臺灣と同様に、帝國版圖の一部であり、本州とは海を隔ててはゐる

が、併しそれらの何れとも異つて、大陸の地続きであり、日滿プロックの滿洲國と陸接するところの日本の一部なのである。更に別言すれば、日滿プロック或は日滿支プロックと云ふ風に、日本を中心とする經濟プロックが廣大な大陸の彼方に擴大されんとしつつあるとき、その大陸部面に於て、朝鮮のみが完全なる日本帝國版圖であると云ふこと、この大陸に於ける唯一の帝國版圖であると云ふ點に、九州や四國とは何としても異るところの、朝鮮の看過すべからざる特殊地位があるのである。以上の他に、朝鮮人と云ふ一つの民族がその主要人口を構成してゐること、朝鮮總督の統治と云ふ特別の行政地域を有してゐること等々も、所謂「外地」として、勿論四國や九州と異なる性格である。

それ故に、日滿プロック經濟或は日滿支プロック經濟と言ふ場合、その「日」の中には當然朝鮮が含まれてゐるとしても、その朝鮮は、一應四國や九州とは違つた立場をばこのプロックの中に占めてゐると云ふことが出来る。さう云ふ意味で、内地と區別された朝鮮經濟と云ふものを特に取上げ、その内地との經濟關係の進化、更に日滿プロック或は日滿支プロック經濟に於ける朝鮮經濟の地位とでも云ふべきものを規定することは、決して無駄なことではないであらう。

第二節 内鮮プロック經濟の第一期

——顧問政治・保護政治より併合迄——

プロック經濟と云ふ言葉は、最近の所産であり、最近の世界經濟事象に應じて生れた言葉である。その意味で歴史的な制約をもつた概念であるが、今この言葉を多少ルーズに用ゐて少しく時代を廻らしめることを許されるならば、

日本が大陸にそのプロック經濟の範疇を擴大した最初の舞臺が即ち朝鮮半島であつたことは誰しも否定しないところであらう。單なる通商關係でなしに、多少ともプロック的關係と看做され得るものが大陸に於て結ばれた最初のものは、明治三十七年二月日露開戦と共に京城に於て調印を見た日韓議定書、次で同年八月の日韓協約に基く財政・外交兩顧問の傭聘であらう。これはポーツマス講和條約に先立ち従つて關東州の租借、南滿經營に先立つものであり、然かもこの議定書及び協約の精神は、日露講和と共に日韓新協約となつて具體化し、保護關係が設定せられたのである。

曩にことわつたやうな意味での内鮮プロック經濟關係は、この時に始まると言つてもよいであらうが、これより明治四十三年日韓併合に至る迄は、純然たる準備期、基礎工作期となすべきであらう。この期に於ける施設の詳細は、前章に於て述べられてゐるから、ここには單に内鮮プロック經濟に必要な基礎的條件の確立として最も代表的な内鮮通貨等價制度の確立を擧げるとどめよう。

これは明治三十七年の日韓協約に依り韓國政府に傭聘せられた目賀田財政顧問の幣制改革の結果、日本の金本位制と同じものが朝鮮に布かれたことであつて、この點滿洲國の幣制が最初銀系通貨としてスタートし、昭和十年漸く日本圓とパーでリンクするに至つたのとまさに正反對の行き方であつた。即ち内鮮プロック經濟は、最初から内鮮等價の通貨基礎の上にその出發をなしたと云ふことは注目すべきことである。その他、鐵道の發達連絡、港灣の設備、航路の施設、通信施設の連絡完備等内鮮經濟を緊密化せしめる各方面の基礎的準備工作は大體この期に行はれたものと言ふことが出来る。

要するに、この期は内鮮プロック經濟發達史に於ける基礎確立時代、準備工作時代に他ならないが、この期が同時に我が大陸經濟の搖籃期であり、南滿の新天地と共に、所謂「滿韓經營」に對する熱意の國民的昂揚を見た時代であ

つたことは顧みて頗る興味深いものがあるのである。

第三節 内鮮ブロック經濟の第二期

——併合より大正九年迄——

明治四十三年日韓併合の大業に依つて、朝鮮は完全に帝國版圖の一部となり、内鮮ブロック經濟は茲に第二段階に入るのである。

この段階に於ては、一方に於て、前段階に着手せられ尙完成を見なかつた基礎的諸工事が、朝鮮總督府に依つて鋭意完成に至らしめられたことを注目しなければならない。即ち鐵道、港灣、航路、通信等はこの期に於て益々完備せられ、内鮮交通の基礎的ルートは愈々確立するに至つたが、就中度量衡制度の統一の如きはその最も重要なものであらう。李朝末期朝鮮の度量衡制度は種々雑多で地方に依り標準を異にし亂雑不統一を極めてゐたのであるが、併合と同時に、朝鮮總督府によつて統一の事業が行はれ、内地と共通の制度を布き、それを順次各地方に及ぼして、明治四十五年頃には殆ど全鮮の度量衡制度が内地と共通の標準の上に統一を見ることとなつたのである。

併しながら他方に於て、この段階が内鮮ブロック經濟の推進と云ふ見地からは寧ろ消極的な性格を多分にもつてゐたと云ふことも亦大いに注目せられねばならない。

その一は關稅制度に關する、即ち、明治四十三年日韓併合の事成り、韓國は完全に日本帝國の一部となつたけれども、關稅制度に關しては爾後十年間を期し舊韓國稅率を据置くべきことが帝國政府に依つて對外的に宣言せられた。これは主として國際通商上の急激な摩擦を避け、諸外國をして新事態に應ずる準備期間を有たしめるがためであつた

と考へられるが、これによつて、内地の關稅制度が其儘朝鮮に布かれることが合邦よりも十年後れることとなつたのである。換言すれば、政治的には明治四十三年を以て完全に内鮮一體となつたのであるが、通商貿易關係から云へば、舊獨立國關稅据置の已むを得ざる事情により、朝鮮は、爾後十年間一箇の通商ユニットとして内地から離れた存在を續けざるを得なかつたのである。即ち内地の商品は、外國の商品と同じ關稅壁をくぐつて朝鮮の市場に遣入り込まねばならず、朝鮮の商品が内地に行く場合も同様であつた。これは、内鮮間の商品流通が、對外國の場合と比べて特別に自由であると云ふことではなく、内鮮間商品流通の自由を制限するものであつた。

その二は會社令の實施であつて、前述したところのものがブロック内商品流通の自由を制限するものであるならば、これはブロック内資本流通の自由を制限するものであつた。會社令は明治四十四年一月より實施せられたものであるが、鮮内に於ける會社企業に對しては總べて設立許可主義を採つたのである。蓋し、當時の朝鮮にあつては會社企業に對する知識未だ普及せず、内地實業家また朝鮮の事情に通じなかつたので、この間に乘じて不正泡沫會社を起し、内地及び朝鮮の資本家をして不測の損害を被らしめると共に、健全なる朝鮮産業の發達を阻止するに至るべき傾向があつたために、許可主義に依つてその設立をコントロールする必要があつたからである。これも當時にあつては全く已むを得ざる制度であつたが、後年建國當初の滿洲國が資本の流入に對して採つた態度と思ひ合はせると頗る興味深い。それは兎も角、この會社令によつて朝鮮に於ける會社の設立が不自由となり、内地よりの資本の流入が或る程度人為的に抑へらるる結果となつたのである。

要するに、關稅据置と會社令によつて、併合後約十年間と云ふものは、内鮮間の商品流通と資本流通は極めて不自由であつたのである。この意味に於て、この期は、内鮮ブロック經濟の推進と云ふ見地から寧ろ消極的な性格をも多分に包蔵してゐると言ふことが出来るのである。内鮮ブロック經濟の一般の推進を見るためには、更に第三期を待た

ねばならないのである。

第四節 内鮮プロツク經濟の第三期

——大正九年より昭和六年迄——

内鮮プロツク經濟の第三期は、大正九年と云ふ年から始まる。政治史的には、萬歲騒擾事件及び所謂文治主義への政策變換の行はれた大正八年が一つの轉期を劃するであらうが、内鮮プロツク經濟發達史の見地からは、矢張り大正九年が重要な轉期となる。

第一に、大正九年三月に至つて、會社令が遂に撤廢せられた。蓋し、併合後に於ける朝鮮人經濟力の發展著しく會社企業に對する一般の理解も進歩し、内地實業家また朝鮮事情を周知するに至り、「本令ノ存置ハ既ニ其ノ必要ナク寧ロ企業ノ發達ヲ沮ムノ狀勢」となつたからである。また、ヨーロッパ大戰を契機とする内地經濟の膨脹、その資本蓄積の外地に對する壓力も看過することは出来ない。

第二に、大正九年八月に至り、併合後据置かれた十年の關稅据置が満了したので、これを機として關稅制度の改革が行はれることになり、對外關稅は内地と共通の關稅制度に依ることとなつた。即ち、内地現行の關稅法及び關稅定率法等を朝鮮に施行し、外國との通商に關してはこの統一關稅制度によつて、内地と朝鮮が同じ關稅壁に圍まれることとなつたのである。併合によつて帝國の國境は朝鮮海峽から鴨綠江にまで擴大したが、對外的な關稅線は依然として朝鮮海峽を隔てて別箇のものであつた。然るに、この大正九年八月を以て始めて、帝國の關稅線も海峽を越え半島を抱擁して鴨綠江に及んだのである。

かかる意味に於て、内鮮プロツク經濟發達史の見地からは、大正九年と云ふ年が重要な轉機をなすのである。否、この年を以て内鮮プロツク經濟は、始めて眞の確立を見たと言つても過言ではない。即ちこの年に於て、會社令が撤廢せられ、帝國關稅線が朝鮮をそのうちに包攝し、内鮮間に於ける資本の移動と商品の流通とが、對外國間に於けるそれとは異なる所の、自由な状態におかれるに至つたからである。

尤も、右の關稅制度改正は、實際に於ては一舉にその理想を實現することが出来ず、種々の事情から當分のうち或る種の特例を設けねばならなかつた。その一は、當時の朝鮮の民度及び産業の狀態から特殊の事情ある商品即ち煙草其の他七品の輸入税に關しては、内地現行の關稅定率を課せず、法律を以て特別稅率を設定したことである。その二は、内鮮間の貿易に關し、内地側は統一關稅主義の理想に基き、大正九年八月の右關稅改正を機とし從來の移入税を撤廢したけれども、朝鮮側に於ては主として財政收入上の理由から移入税を當分存置することとしたのである。その三は、内地と朝鮮とは消費稅制度を異にしてゐたため、内地側移入税の撤廢に伴ひ、關係貨物の移動について適當の調節を施す必要があり、また前記特別稅率の下に輸入せられた商品に就ても同様の必要があるので、これら貨物の内地行に對し出港税を課することとしたのである。

如上の特例は過渡期已むを得ざるものであつたらうが、大正十年には朝鮮煙草專賣制度が創設せられ、前記特別稅率適用品中煙草に關してはこれが廢止を見、大正十二年四月一日よりは、内地よりの有稅移入品中酒精、酒精含有飲料並に織物を除く他一切の物品に對する移入税の撤廢が斷行せられた。即ち、尙二、三の物品を残すと雖も、この時を以てほゞ内鮮間商品流通の自由——プロツク經濟の理想たる帝國自由通商が確立せられたと見てよいのである。之と共に、移入消費稅及び出港稅等の課稅關係ある貨物を除く他は、開港地と不開港地とを問はず、一切出入を自由とし、また前記課稅關係ある物品に對しても、開港以外に朝鮮東部及び南部沿岸地方重要な諸港を指定してその出入

を許し、ここに船舶の航行、貨物の陸揚げに關しても、朝鮮は殆ど内地沿岸と異らないものとなつたのである。

この意味に於て、大正九年より内鮮經濟ブロック發展史上の第三期が始まり、それは大正九年—大正十二年の頃に於て、内鮮ブロック經濟の眞の確立を了へ、昭和六年滿洲事變に至るのであるが、この期に於て統計は、朝鮮に於ける會社設立の急激な増加、内鮮移出入貿易額の激増を示してゐる。歐洲大戰を契機とする内鮮經濟それ自體の膨脹も大きな原因であると言ふ迄もないが、また他面に於て内鮮ブロック經濟確立に基く鮮内への内地資本流入及び内鮮間商品流通の激増を反映するものである。即ち、明治四十三年末に於て鮮内に本店を有する會社數一五二、公稱資本金合計三千九百萬圓であつたが、大正八年末に於ては會社數三六六、公稱資本金合計二億圓、而して昭和六年末には會社數二、〇三五、公稱資本金合計六億五千六百萬圓に達してゐる。即ち會社令施行期間は、年平均會社數に於て二七社弱、公稱資本金に於て二千萬圓の増加率であつたものが、會社令撤廢後昭和六年末迄には年平均會社數に於て一三九社、公稱資本金に於て三千八百萬圓の増加率なのである。

また内鮮貿易に關しても、大正元—五年間内地より移入額の年平均は四千百萬圓弱、大正六・七・八の三ヶ年内地より移入額の年平均は一億二千三百萬圓であるが、内地よりの移入税の大部分が撤廢せられた大正十二年には一億六千七百萬圓、昭和六年には更に二億一千七百萬圓と激増してゐる。朝鮮から内地への移出に就ても、大正元—五年間年平均額三千萬圓、大正六・七・八の三ヶ年間年平均額一億三千三百萬圓、大正十年(前年九月より内地側移入税撤廢)一億九千七百萬圓、昭和六年二億四千九百萬圓と云ふ激増である。

以上で、大正九年を轉機とする第三段階が、實は内鮮ブロック經濟の眞の確立期であり、第一及び第二段階は謂はゞその準備期に過ぎず、この第三段階に至つて内鮮間の資本及び商品の流通、延いて一般經濟關係は愈々密接となつたことが明らかにせられたと思ふのであるが、更にこの時期に於ける内鮮ブロック經濟を特色づけるものが何である

かと問はれるならば、典型的な植民地經濟、單なる内地從屬市場としての經濟關係であると答へることが出来る。これに就て、帝國食糧問題解決のための朝鮮產米増殖計畫が、これまた大正九年と云ふ年より實施されるに至つたことも、顧みて興深きものがある。

即ち、大正九年に始まる第三期に於て、内鮮ブロック經濟は眞の確立を見、前記の如き内鮮間資本及び商品の流通の繁盛を齎したけれども、それを内容的に觀察するならば、產米増殖計畫の實行に全努力を傾注してゐる朝鮮の姿を其儘象徴するが如く、内地への工業原料乃至食料品供給市場としての朝鮮、内地工業製品の販賣市場としての朝鮮及びかかる經濟的關係の上に於ける内地資本輸出市場としての朝鮮(主として土地投資の如き)の姿——一言にして言へば典型的、公式的な母國對植民地經濟關係がそこに見られたのである。その意味で、第三段階は、内鮮ブロック經濟の眞の確立期ではあるが、典型的な外地經濟、内地從屬市場的性格を強く保持した段階であると規定しなければならぬ。

第五節 内鮮ブロック經濟の第四期

——昭和六年より最近迄——

第四期は、滿洲事變及び滿洲國の建國を契機としそれ以後最近に至る段階である。この段階に於ては、前段階に確立せられた内鮮ブロック經濟が愈々その量的發展を來たすと共に、前段階とは異なる質的變化を遂げ、内鮮ブロック經濟に於ける朝鮮經濟の地位は、前段階のそれの如く單なる内地商品の販賣市場、内地への原料食料品供給市場及びその基礎の上に於ける内地資本の輸出市場としてではなく、更に複雑なる關係、地位を獲得するのである。

先づその量的方面を見るに、昭和六年末會社數二、〇三五、公稱資本金合計六億五千六百萬圓なりしものが、昭和十二年末には會社數五、二八二、公稱資本金合計十四億四千萬圓と二倍以上の激増である。然かもこれは鮮内に本店を有する會社に就ての數字であるから、内地本店會社の鮮内支店或は工場等の投資額は含まれてゐないのである。内鮮貿易に於ても、内地よりの移入が昭和六年の二億一千七百萬圓より昭和十二年の七億三千五百萬圓に、内地への移出が昭和六年の二億四千九百萬圓より昭和十二年の五億七千二百萬圓に、夫々大激増を來してゐる。

その質的變化の第一は、朝鮮産業に於ける工業及び鑛業即ち近代産業の飛躍的發展とその朝鮮産業に於て占むる比重の増大とである。

先づ鮮内生産額に就て見ると左表の如く、

生産物	昭和六年		昭和十一年	
	金額	指數	金額	指數
農産物	六七三,〇〇〇	100	一,一五二,三四	一七二
林産物	五九,四三三	100	一,一八〇,六四	一九八
畜産物	三九,七五五	100	七五,七七七	一九四
水産物	七五,五六二	100	一六四,〇〇三	二二一
鑛産物	三三,七四二	100	一,〇〇,四三九	五〇七
工業物	三三,九三四	100	七三〇,八〇六	二〇八
合計	一,二二四,九九五	100	二,三三三,三三三	二〇九

總生産額は、この五年間に二倍餘りの増加を示してゐるが、農産物の増加率は各種生産物中最も低く總生産額の増加率を下廻つて居り、畜産、林産等の原始産業生産物これに次いで矢張り平均増加率以下であるに反し、鑛産物の増加率は五倍を超え、工業物も二倍を超えて、工業生産額の激増振りを如實に見ることが出来るのである。

次に、各種産業への投資配分の變化を見るに、鮮内に本店を有する會社に關する數字のみで満足することにし、内地本店會社の支店或は工場を通ずる鮮内投資を考慮の外に

おくとすれば左表の如くである。(單位千圓)

業種	昭和六年末		昭和十二年末	
	金額	指數	金額	指數
農林業	一九三	100	七五,八〇七	三九二
水産業	三三	100	一五,八六四	四七九
鑛業	三三	100	三六,九六九	一一二
製造工業	九五	100	三九,九六九	四二一
瓦斯及電氣業	五九	100	三三,一四八	五五九
銀行業	一六	100	一〇一,四七五	六三三
金融及信託業	一七	100	三九,四四四	二二九
運輸業	三三	100	一〇八,一六九	三二七
倉庫業	三三	100	七,四四七	二二三
保險業	二	100	五,三〇〇	二六五
商業其他	一,七〇七	100	二,八六〇	一六七
計	三,三三四	100	七四,七三七	二二二

即ち、鑛業、工業及び瓦斯電氣業の會社資本金は、農林業のそれよりも激増を示してゐるのみならず、その比重に於ても、鑛・工業及び瓦斯電氣業を含めた近代産業會社資本額の全資本金に對して占むる百分比は、昭和六年末の三七%より昭和十二年末の四七%に増大してゐるのである。これに對し農林業の占める割合は昭和六年末も昭和十二年末も一〇%にとどまつてゐる。即ちこの期に於ける近代産業の躍進、その全産業中に於て占むる比重の増大を知るべきである。

更に、鐵道の荷動狀態から見ても同様のことが肯けるが、ここでは單に相對的な増加テンポに就て言へるばかりでなく、絶對的にも工業品或は鑛産品の運輸量の方が農産品其他よりも大きな割合を占めてゐるのである。例へば、昭和十一年に於ける荷動狀態は、工業品が全體の二二%

鑛産品も二二%を占めてゐるに反して、農産品は一六%を占めてゐるに過ぎない。これは輸送噸數より計算したものであるから、鑛産品や工業品の方が、自然、重量が大きくなると云ふことはあるけれども、併しまた工業品は農産品に比して自家消費せられる部分が少く、従つて流通經濟部に於ては、朝鮮の米が特に高い商品性を有つてゐる

と云ふ事實にも拘らず、工・鑛產品の比重が絶對的にも高いことを示してゐるのであらう。因に、朝鮮鐵道に於けるこの工・鑛產品輸送量の増加、その比重の第一位化（工・鑛併せて四四％）は、鮮鐵最近の黒字景氣、即ち収益向上の一主要原因をなしてゐると云ふことである。蓋し、農産品に輸送貨物の中心がある場合には、季節的影響に煩はさること頗る多く、農産物出廻期を標準とせる線路敷設、貨車準備其の他の施設は、閑散期には全く遊休し、従つて鐵道經營を頗る非經濟的ならしめるが、工・鑛產品の輸送が大部分を占めるに至れば、輸送量に季節的干渉なく經營の經濟化を來すからである。

その二は、上述べたことの當然の歸結であるが、内鮮貿易の内容的變化である。數字は少し古いが、嘗て總督府調査として發表せられたところによると、貿易品中に於て食料品、原料品、原料製品、全製品等の占むる百分比の推移は左表の如くである。

	移出		移入	
	大正一〇	昭和六	大正一〇	昭和六
食料品	六九・九	七〇・一	九・九	二二・四
原料	一三・四	九・五	一六・五	七・六
原料製品	二二・三	九・五	一七・二	二一・六
全製品	二・七	七・四	五・一	七・五
其他	一七・七	三・四	一・五	四・九
合計	100・0	100・0	100・0	100・0

即ち、朝鮮より内地へ移出せらるるものうち、食料品の比重は顯著に低下して居り、また内地より朝鮮に移入せらるるものうち、全製品の比重はこれも大なる減退を示し反對に原料若くは原料製品の比重が増大してゐるのである。これを判り易いために、或る具體的な商品で代表せしめて見るならば、朝鮮より内地への米の移出が相

對的に減少し、内地より朝鮮への綿織物の移入がこれまで相對的に減少し、反對に練綿や人造絹絲の移入が相對的に増大してゐると云ふことである。もとより米が食料品の全部でなく、綿織物が全製品の全部ではなく、練綿及び人造絹絲が原料及び原料製品の全部でないことは言ふ迄もないが、これらの言葉の意味を判り易くするために、その範疇に屬する代表的商品を具體的に擧げて見たに過ぎない。

右の内鮮貿易内容の變化から、大雜把に結論し得ることは、第三期の内鮮ブロック經濟に於ける朝鮮經濟の地位が、この期に入つて質的に變化しつつあると云ふことである。換言すれば、第三期に於て規定せられた内地工業製品販賣市場として、内地への原料、食料品供給市場として及びその基礎の上に立てる内地資本輸出市場としての朝鮮の姿が變容し、原料食料品供給市場としての朝鮮の地位、内地製造工業品の販賣市場としての朝鮮の地位が相對的に重要性を減じ、反對に内地より原料及び原料製品を移入してこれに工業的加工を施し完成製造する朝鮮乃至機械等の資本財を移入して工業的生産設備の擴大に進みつつある朝鮮の姿が相對的に然かも急テンポを以て増しつつあるのである。大正九年に開始せられたかの産米増殖計畫が昭和九年に至つて中止されたこともここに附言しなければならぬであらう。而してかかる新たな基礎の上に於ける内地資本の輸出市場としての朝鮮の姿は、さきに會社資本統計に於てこれを見たのであるが、また朝鮮經濟がこの期に至つて、右のやうに内地從屬市場的地位を止揚しつつある傾向はい次に述べる如く當然に朝鮮の對海外貿易の上にもこれを反映せしめずにはおかないのである。従つてまた内鮮貿易の出入超關係が大正七年以來昭和六年まで、僅かに昭和四年及び五年の兩年のみを除き、連年朝鮮側の出超を記録して來たものが、昭和八年以來各年共入超となり、然かも入超尻を増加しつつあることも、考へ様によつては、前述した如き理由から朝鮮經濟にとつて再生産的な意義を充分に認めることが出来るであらう。

そこで、質的變化の第三であるが、それは朝鮮の全貿易中に於て對海外貿易の比重が増加したことである。

即ち朝鮮の全輸移出貿易額中、輸出の占める割合は、移出の占める割合に比し左の如く顯著な増大を示してゐるのである。

	大正一三—一五年	昭和四—六年	昭和八—一〇年	昭和一二—年
輸出	六九%	八五%	一二%	二七%
移出	九一%	九七%	一〇〇%	一〇〇%
輸移出合計	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%

この全朝鮮貿易中輸出の比重増大傾向は何を物語るか。このことは、前段階の内鮮ブロック經濟に於ては、朝鮮經濟は單なる内地從屬市場としての意義しか有たなかつたのであるが、今や

最近の第四段階に於ては、朝鮮經濟は進んで海外市場に向つて積極的にその經濟力を伸張しつつあると云ふことである。この段階に於ける朝鮮經濟の地位上述の如しとすれば、朝鮮に成育しつつある工業の製品が、内地より移入される同種完全製品を却けて鮮内需要を充たしたる餘力は、當然に外國市場に進出すべき筈である。否、勞働條件、地理的條件、産業統制、輸出統制等の條件の内鮮差異から、最初より輸出を主たる目的として朝鮮に起された工業もあつたのである。而して、かくの如く重要性を増し來つた朝鮮の輸出入貿易は、これをその方向に就て見る時、斷然滿洲國への輸出が壓倒的な割合を占め、支那これに次いでゐること左表の如くである。

昭和十二年朝鮮輸出貿易高別

關東州	三〇、六六六	アメリカ諸國	二〇、八八八
滿洲國	七二、五七七	アフリカ諸國	六、九三三
中華民國	四、八三三	其他	九七
其他アジア諸國	四、一三三	合計	二二、〇九七
ヨーロッパ諸國	二、八六九		

而して、所謂「圓ブロック」即ち滿洲國及び北支への朝鮮の輸出額が全輸出額の八六%を占め、内地の圓ブロック内輸出割合二・四%なるに比し著しき特性を示してゐることも注目せ

られねばならぬ。

このやうに、現段階の朝鮮經濟は、その近代産業の素晴らしい躍進を樞軸として、尠く共その方向に關する限り、内地從屬市場、公式的植民地經濟なる地位を止揚しつつあると言ふことが出来る。朝鮮經濟は今やその姿勢を漸次内地から大陸の方向に轉換せんとしつつあるのである。そしてそれと共に、朝鮮經濟は、日滿ブロック經濟或は最近その確立に向つて進みつつある日滿支ブロック經濟の中に於て、その構成分子としての重要性を愈々昂めつつあることをも認識しなければならぬのである。

第六節 朝鮮産業革命と所謂「農工併進」

朝鮮經濟最近の段階に於ける右の如き近代産業の飛躍的進展、長い間の原始産業段階から近代工業化へのこの急速な移行は、如何にして生じたのであらうか。

その一は、技術的に見た生産力發展の高いレベルが、朝鮮に素晴らしく豊富な水力電氣資源の存在することを再発見せしめたことである。従來の技術の限界では、水力電氣の發電は主として水路式に依るものであるが、この方式に依る場合には、降雨量が一年を通じて著しく不均等であり、従つて河水流差の極めて大きい朝鮮に於ては、濁水期を標準とすれば少量の發電力しか得られず、高水を標準とすれば不定時電力の補充を必要とする結果、既往に於ては、朝鮮の水力發電は殆ど絶望視せられてゐたのである。かの明治四十四年より大正三年にわたつて行はれた總督府の第一回發電水力調査の結果、得られたる全鮮の理論發電力が僅かに五萬七千キロワットであつたことが、充分に這般の事情を物語つてゐる。

然るに技術の進歩は、高堰堤の築造、トンネルの開鑿を容易ならしめ、その結果大貯水池を築造して高水をも貯水し、河川自然流量を調節することを可能ならしめたと共に、他方分水嶺にトンネルを掘鑿することにより河川流域を變更すると云ふ大事業が可能となつた。由來、朝鮮の地勢は、脊梁山脈が著しく日本海側に偏倚し、従つて大河は概ね西流して黄海側に注いでゐる。そこで、技術の進歩は、この西流する大河を上流部に於て堰き止め一大貯水池を築造すると共に、脊梁山脈を貫通するトンネルを穿つてこの水を勾配急なる日本海側に流すことに依り、落差を得て發電することが可能となつた。茲に於て、朝鮮の水力發電は、かつての絶望時代より一轉して俄然有望となり、其上、多量の電力をば動力と謂はんよりは寧ろ原料となす所の化學工業の勃興により、この大量電力需要者たる化學工業と結びつくことさへ出來得るならば、この流域變更の大事業により豊富なる電力を開發することも經濟的に敢て難事ではなくなつたのである。大正十一年より四ヶ年にわたつて行はれた第二回發電水力調査は、この技術的新方式の採用により實に二百二十五萬キロワットの電力資源を朝鮮に再發見したのである。かくして、大正十五年一月、赴戦江水系の電力開發を目的として、日望の野口氏により朝鮮水電株式會社が創立せられ、次で昭和二年五月朝鮮窒素肥料株式會社が創立せられ、昭和四年十一月には赴戦江第一發電所が送電を開始し、昭和五年一月には朝鮮興南工場がその操業を開始した。世界經濟史上に一大轉機を劃したイギリスの産業革命が蒸汽動力の發明利用にあつたことは周知のことであるが、流域變更方式による朝鮮水電資源の再發見は、まさにこれに比すべきものであり、昭和四年乃至五年に於ける赴戦江第一發電所の送電開始及び朝鮮興南工場の操業開始は、所謂「朝鮮産業革命」の第一歩を印せるものと謂ふことが出来る。爾來朝鮮内に簇出した諸工業が、多かれ少かれ、朝鮮の豊富低廉なる電力資源を基礎とせることは言ふ迄もないところである。

その二は、滿洲事變が齎したところのものである。滿洲事變の結果は、一方に於ては、滿洲國の成立によつて、日本の獨占的販賣市場の新たなる確立となり、これは地理的に最も恵まれた朝鮮に於て、工業を起すことを有利ならしめた。それと共に他方に於ては、内外の情勢愈々非常時事的となり、國防經濟的見地より朝鮮の資源が再検討せられることとなつたのであるが、これは所謂「軍需インフレ」下の軍需工業會社にとつても經濟的に必要なことであつた。かくして、各種資源、就中地下資源の發見となり、これと結びついた工業も半島に興るに至つた。

その三は、滿洲事變直後に斷行せられた金本位停止が齎したところのものである。これは金の紙幣價格の騰貴に依り、また政府の積極的産金獎勵に依り、もと／＼金産國であつた朝鮮に未曾有のゴールド・ラッシュを出現せしめた。これが半島に一種のインフレーションを惹起し、延いて工業の成育を促がしたとも言ひ得るのであるが、また狂的な金儲の探求が、その副産物として思はぬ地下資源を發見せしめたことも無いではない。尙また金本位停止による圓爲替相場の低落は、輸入工業原料のコストを高め、國際貸借改善乃至國防的見地に基く政府の原料自給政策と相俟つて、從來は採算上顧みられなかつた資源(例へば貧礦の如き)が水平線上に浮び出たと云ふ關係もある。

その四は、謂はばアウト・サイダーたる朝鮮を利用して、工業が勃興したと云ふことである。例へば、重要産業統制法が從來は内地にのみ施行せられて外地たる朝鮮に施行せられてゐなかつたのを奇貨とし、内地の統制を逸脱せんがために、朝鮮に工業的進出をなしたと云ふが如きである。また内地の輸出検査を免がれる目的を以て、朝鮮に起された工業もあつた。其他、法律的な統制乃至取締と關係なくとも、業者の自治的な統制の束縛から離れて、自由なアウト・サイダー的地位を享樂せんがために、半島に起された工業もあつた。また内地に於ては、工場法其他の社會立法に依る企業家の負擔が或る程度強制せられてゐるが、朝鮮に於てはさう云ふ立法乃至制度は未發達の状態にある。この點に乗じて有利な企業條件目途に進出して來た工業もあるであらう。

かくて、第四段階の最初の時期は、朝鮮半島を擧げての熱狂的な工業化の時期であつた。その餘りにも熱狂的な工

業化運動のために、それが誇張化せられ極端化せられる場合には、勢ひ、工業朝鮮のみが朝鮮經濟の繁榮を約束し、朝鮮に於ける大衆の貧困を救済するものとのみ考へられ易いのであつて、その結果苟も近代的工場工業であるならば、その何たるを問はずこれを歓迎し、遮二無二工場誘致に狂奔するものも無いではなかつた。故に、半島に於ける朝鮮の方針が一途ただ工業化に邁進するのみで、傳統的な農業はこれを捨てて顧みないのではないかと云ふ危懼を抱き、強烈な重農論が今更のやうにあらはれて來たこともあつた。

これは勿論行過ぎに對する反動であつて、朝鮮經濟は、折角軌道に乗つて來たこの歴史の進行、經濟的進化の必然的方向を殊更に後退せしむべきでないこと言ふ迄もないが、然かも朝鮮經濟は、茲にその自然發生的工業化運動を整理し、半島産業開發の根本方針を確立して、新事態に應じた朝鮮産業の合理的な再出發を企圖しなければならぬ時期に到達したことも亦疑ひ無きところである。かくて、昭和十一年秋「朝鮮産業經濟調査會」が總督府によつて京城に開催せられ、その答申になる「朝鮮産業經濟開發ニ關スル一般方針」は、恰かも上述の形勢に應へるものの如く、朝鮮産業政策の大綱に關して一つの指針を與へたのであつた。

朝鮮産業經濟開發ニ關スル一般方針

朝鮮ニ於ケル産業經濟ハ、現下ノ政治經濟思想等各般ノ國際的情勢ニ照シ、且日滿一體強化國策上、朝鮮ガ地理的ニ又資源的ニ負荷スベキ重寶ニ鑑ミ、國策ノ大綱ニ順應シ積極的ニ開發振興ノ方策ヲ講ズベキ時期ニ當面シタルヲ以テ、速ニ原始産業中心方策ヨリ多種廣汎ナル産業ノ全面的發展方策ニ轉換シ、農工併進ヲ旨トシ、産業大衆ノ厚生ヲ圖リ、農本ニ培フノ一面、爾他ノ諸産業殊ニ搖籃時代ニ在ル鑛工業ニ付テハ、其ノ飛躍的振興ヲ期スルト共ニ、内地及滿洲ノ産業トノ連絡ヲ密ニシ、朝鮮ノ地理的且資源的特質ニ鑑ミ、帝國全般ノ需要充足ニ充分ノ寄與ヲナス用意ナカルベカラズ、而シテ此等政策ノ實施ニ方リテハ、世界經濟ノ情勢特ニ現下時局ノ重大性ニ鑑ミ、我が經濟圏内ニ於ケル資源ノ總動員的活動ニ依リ、世界經濟戰ノ勝者タルノ地位ヲ不

拔ニ培フト共ニ、廣義國防ノ要望ヲ充足スル趣旨ノ下ニ、我國財政金融其ノ他ノ狀況ヲ勘案シテ其ノ緩急ヲ律スルノ要アリ
右はその全文であるが、「原始産業中心方策ヨリ多種廣汎ナル産業ノ全面的發展方策ニ轉換」すべきことを強調し、「農工併進」或は「農本ニ培フノ一面爾他ノ諸産業殊ニ鑛工業ニ付テハ其ノ飛躍的振興ヲ期スベキ」ことを主張してゐる點は、大いに注目すべきものがある。即ち朝鮮産業開發方策の大綱は、一途ただ工業化の方向に邁進するに非ず、また原始産業中心方策を保守するに非ず、農工併進して複雑なる産業の全面的發展を期するにあると云ふことが茲に明らかとなつたのである。

翌昭和十二年三月、かねて懸案となつてゐた重要産業統制法の朝鮮施行のことも決し、その適用産業として朝鮮に於て指定されたものはさし當りセメント業ただ一種ではあつたが、これによつて半島がいつまでも産業統制の圏外に超然たり得ざるべきことが指示せられた。續いて次々に繼起した諸々の事象は、朝鮮がこれまで享有した自由主義經濟的、アウト・サイダー的樂土たるの地位を解消せしむるものであつた。昭和十二年にその第一年次を開始した滿洲國五ヶ年計畫がその一であり、内地準戰經濟體制の深化に伴ふ物價騰貴、生産力擴充の結果としての資金並に建設資材の鮮内取入れの不圓滑化がその二であり、而して支那事變勃發後は、戰時統制經濟の強化に伴つて、或は輸出入品臨時措置法に基く貿易管理、或は爲替管理法の一層の強化、或は臨時資金調整法に基く投資統制、或は物資需給調整計畫に伴ふ諸種の配給統制並に消費統制等々の朝鮮包攝がその三である。

茲に於て、最近の朝鮮經濟は全く新たなる事態に應じた新たなる出發を餘儀なくされてゐるのであつて、かつてのアウト・サイダー的自由主義經濟的朝鮮景氣のアフター・イメージはこの際斷然清算せられねばならないのであるが、かかる意味に於て、近代産業の飛躍的發展を以て特色づけられるところの、内鮮ブロック經濟の進化から見た朝鮮經濟の第四段階は、更に次のやうに細分する必要があるかも知れぬ。

- 一 朝鮮産業革命期 第四段階は前述した如く、昭和六年滿洲事變を轉機とするものであるが、この段階が原始産業中心構造より近代産業への轉換を以て特徴とするならば、この段階の初期たる産業革命期は、その胎動期を前段階の末期にも有してゐるのであつて、この意味から赴戦江第一發電所の送電開始及び朝鮮興南工場の操業開始を見たる昭和四年乃至五年に迄遡らしめ、これより滿洲事變を経て昭和七年頃、即ち世界並に日本景氣の最底點の頃までを朝鮮産業革命期としたい。
- 二 自由主義的アウト・サイダー期 景氣上向期たる昭和八年頃より昭和十一年秋「朝鮮産業經濟調査會」の開催或は昭和十二年三月重要産業統制法の朝鮮施行までの時期である。これを政治的に區別すれば、大體宇垣總督の時代に當る。
- 三 統制期 重要産業統制法の朝鮮施行より支那事變を経て今日に至る準戰經濟及び戰時經濟體制下の時期である。政治的には南總督の時代となる。

第七節 朝鮮經濟現段階の諸特質

以上述べ來つたところから、概括的に結言し得ることは凡そ左の如くであらう。

- 一 朝鮮經濟の現段階は、尠く共その方向に關する限り、最早公式的な植民地經濟たる性格を止揚しつつある。即ち、母國工業製品のための販賣市場、母國工業のための原料食料品供給市場及びかかる基礎的關係の上に於ける母國資本の輸出市場たる地位は、前段階に於てこそその色彩濃厚であつたが、現段階にあつてはそれが變容しつつある。朝鮮經濟は今や簡單に内地從屬市場として規定し去ることを許さない各般の徵候をあらはして

居り、その或る者は既に力強い現實として成長してゐる。

- 二 朝鮮經濟が今や單なる内地從屬市場的地位を離脱しつつあるとするならば、然らば内鮮ブロック經濟に於ける朝鮮經濟最近の地位は、積極的に如何に規定さるべきであるか。日滿ブロック經濟或は日滿支ブロック經濟に於ける内地經濟の大陸前衛としてそれは規定さるべきであらう。日滿支ブロック經濟或は東亞ブロック經濟と云ふ風に、我が大陸ブロック經濟が何處まで擴大しても、日滿ブロック經濟が飽くまでその輻軸たるべき事は今や異論はない。それと同じやうに、否それよりも更に深部に於て、内鮮ブロック經濟と云ふものが確固として存在してゐるのである。その意味に於て、朝鮮經濟は單なる内地從屬市場として只管に求心力的な存在に終始すべきものではなく、大陸に於ける内地經濟の遠心力的前衛であり、發展し擴大する我が大陸經濟の最終の基地たるべきものである。

- 三 所謂「大陸兵站基地」としての朝鮮の地位も、かかる關係よりして充分に首肯され得る。それは大陸に於ける帝國の作戦行動と關聯した軍事的意味に於てのみならず、大陸に發展擴大しつつある我がブロック經濟に於ける朝鮮の地位をば、前述の如き意味に於て「經濟戰」的にも規定せるものと理解することが出来る。「兵站」と云ふ字は、戰時經濟と關聯したそれ本來の意味もあるが、譬喩的に用ゐられた經濟戰爭の據點と云ふ意味も併せ有してゐるのである。

- 四 最後に、朝鮮經濟最近の地位以上の如しとすれば、日滿支ブロック經濟或は東亞ブロック經濟の内部に於ける大陸經濟圏と日本本土とを結ぶ經濟流通路——此最も重要なブロック・ルートが朝鮮を除いては考へることが出来ぬと云ふこともこの際大いに注目されてよいであらう。それは、内地から朝鮮海峽を渡り朝鮮半島を縦斷して滿洲國或は北支に至る陸のルートのみならず、日本海を横斷して東北滿洲を結ぶ所謂「北鮮ル―



ト、黄海・渤海を横断して南滿及び北支を結ぶ所謂「黄海ルート」——この二つの海を渡る重要な「大陸ルート」も亦、朝鮮半島の東西の沿海であり、既に北鮮三港を重要な海港とする「北鮮ルート」に就ては論を俟たないが、「黄海ルート」も亦西鮮諸港をその據點とすることによつて必ずやプロック・ルートとしての繁榮を來すであらうことが期待せられる。かくて、「大陸ルート」としての朝鮮の地位が新たに認識される場合、所謂「大陸配給基地」としての朝鮮の新たな地位の重要性も亦首肯されるのである。

第四章 朝鮮財政とその發展的性格

第一節 序 説

朝鮮の財政は、我國の有する數個の外地財政中未だに特異な關心を拂はれてゐる。その原因の一は朝鮮財政が帝國一般會計から受けてゐる補充金問題に關聯する。補充金に關する限り、臺灣や南洋群島はすでに之を廢止して所謂「財政の獨立」を實現してゐるに拘らず、朝鮮は未だに帝國一般會計から之を受納してゐるのである。更に之と共に尙ほ注目されてゐることは、朝鮮の財政收入の地盤たる朝鮮經濟そのもの、前途が餘り豊かなる希望を與へない劣弱なものであること、その故に又朝鮮財政の補充金廢止による一般會計よりの獨立も前途遠慮であると云ふにあるもの様である。

朝鮮經濟一般の現状並にその前途に關する考察は、他章に於て明にされてゐる。茲では専ら財政問題について見るに止めよう。惟ふに朝鮮財政が帝國一般會計より受ける金額は、軍事費をも含めて廣義に互ると、昭和十年度豫算に於いては總額三千五百萬圓に達してゐるが、この中總督府特別會計財政と直接に關聯をもつ行政費に對する支出たる所謂補充金の額は千二百八十二萬五千圓に過ぎない。即ち同年度に於ける帝國一般會計歳出豫算二十二億餘萬圓に對しては僅かに〇・六%、總督府特別會計の同年度歳入豫算三億三千萬圓に對しては三・九%にあたる。そのもつ數字的

意義の低く、また朝鮮自體にとつても往年の如き意義を有してはゐないことは明かであらう。この微々たる金額が尙ほ注目される所以は、朝鮮と等地位にある臺灣や南洋諸島の財政が既に獨立を完成してゐる事、乃至は一般會計に於ける赤字財政の深化にもよるであらう。然し今少し立てて之を見ると、朝鮮經濟の日本經濟全體に於ける地位に對する認識の問題に歸すると考へられる。云ふ迄もなく今日のブロック經濟の時代に於ける朝鮮經濟の地位と、従前の自由通商經濟下に於ける朝鮮經濟の地位とは、そこに本質的な變化が認められるのである。然もこの時代に於ける國家經費のもつ經濟作出力は一段と大きいと云はれて居り、特に朝鮮の如く從來とも財政が經濟の支柱たる地位にある地域に於ける補充金制度の如きは、その數字的地位はたとへ低率であつても、その事自體の經濟的意義は決して單に消費的、不生産的なものと見るを許されない。また現在朝鮮財政に於ける多額の剩餘金の存在、而して補充金の財政的意義の減退等の事實から、之をば専ら朝鮮統治の政治的意味の見地からのみ解釋せんとする見解も行はれてゐるが、ブロック經濟下に於ける財政のもつ國民經濟的意義に鑑み、必ずしもしかく單純には解し得ないものがある。

朝鮮經濟の日本經濟ブロック内に於ける地位の變化は、朝鮮財政の問題をも帝國一般會計よりの補充金を通じて見るが如き獨立問題とか、又は日本經濟の負擔であるとか云ふ如き見解をもつて見るを許さなくなつた。この故に以下には、朝鮮財政に關する内容的考察は單に現状の説明に止めて、専ら内鮮經濟關係の推移に應じての朝鮮財政の性格變化を見ることとした。

第二節 朝鮮財政の發展的様相

朝鮮に於ける財政の地位は永くその經濟の支柱たる實質を有し、この意味に於て朝鮮經濟は財政に從屬する如き發

展を呈した。然しこの事は別に朝鮮の財政が、その地盤たる經濟の動向に支配され影響されることを妨げない。この意味に於て朝鮮財政の發展様相をば、その經濟關係の推移を通じて見ることも亦決して無理な註文ではなからう。然もこの朝鮮經濟なるものは併合後單に朝鮮獨自の問題として發展したものでなく、廣い意味の日本經濟の一部として發展したものである。そしてそれ自體内鮮經濟ブロックの一翼をなし發展したのであるが、この内鮮ブロック經濟も亦世界經濟的意味のブロック經濟下のそれと、自由通商經濟下に於けるそれとに於ける意義の異つてゐることは既に述べた通りである。

併合以後内鮮ブロックとしての兩者の經濟關係の推移に關しては、凡そ四段階の發展が存すること前章所述の如くであるが、朝鮮財政は同時にこの内鮮經濟ブロックの發展段階に應じた性格的變化を有してゐることは見逃し得ない事實である。

朝鮮經濟のかゝる變化は、朝鮮財政の性格にも影響を與へないではおかなかつた。尤も財政現象の經濟發展に遅れる特性からして、その變化が同時的に財政上の數字に反映する事はいさゝか困難ではあるが、然し尙ほその間の事情は覗はれないではない。今之を併合後昭和十二年度に至る數字的發展によつて示すと次の通りである。但し以下に於ては、専ら併合後に於ける朝鮮總督府財政を對象とするが故に、前章に謂ふ第二期をば本章に於ては「朝鮮財政の第一期」とし、以下その順に従ふであらう。

年 度	入			出			増加率	
	經常部	臨時部	合計	經常部	臨時部	合計	歳入	歳出
明治四十四年度	三、五、八、〇〇	三、七、〇、〇〇	七、二、八、〇〇	三、五、四、七〇	三、〇、三、三〇	六、五、八、一〇	100	100
大正九年度	七、三、三、三三	〇、〇〇、〇〇	七、三、三、三三	六、三、三、三三	六、八、〇、〇〇	一三、一、三、三三	171	177

第一部 第四章 朝鮮財政とその發展的性格

昭和七年度	一七、四八八	四、八八一	三三、〇〇〇	一五、四七六	五、〇一八	二二、四九四	四、三三三
同八年度	一九、四八八	五、六五五	三三、〇〇〇	一六、七九七	六、一七四	三九、三三三	四、八八八
同九年度	二六、三三六	六、四二五	三三、〇〇〇	一九、〇〇〇	七、〇〇〇	二六、三三六	五、七六六
同十年度	二六、三三三	六、八七七	三三、〇〇〇	二〇、九七九	七、七九七	三三、〇〇〇	六、五五五
同十一年度	二九、〇六七	八、七三六	三三、〇〇〇	二六、八八八	九、六四五	三三、〇〇〇	七、三三三
同十二年度	三三、〇〇〇	一〇、一〇九	三三、〇〇〇	三六、四三三	一五、六六六	三三、〇〇〇	八、〇〇〇

備考 昭和十二年度は豫算により、他は總て決算なり。

右によると明治四十四年度から大正九年度に至る朝鮮總督府財政發達の第一期に於ける歳計の増加は歳入出共に二倍半餘の増加であるが、次の第二期には併合初期の四倍餘に達し、次いで昭和七年度以降は歳入に於ては八・二倍に、歳出に於て九・二倍に達してをり、その増加率は第二期が最も低く第三期のそれは最も大きくなつてゐる。

之を更に具體的な財政政策について見るに第一期に於けるそれは専ら前代の政策の繼續たるの内容を有し、積極的には鐵道、道路、港灣等の如き經濟發展の基礎的施設に重きをおき、他方に於ては行政整理をなし、更に歳入に於ては民度相應の増新税を實施した。而もこの期に於ける財政政策の基調をなしたものは帝國一般會計よりの補充金の廢止を目的とする朝鮮財政の獨立計畫の實現にあつた。

鐵道の敷設、道路の改作、港灣の整備等、商品流通の基礎工作を、一般會計よりの補充金の廢止を企てつゝ實現した朝鮮財政第一期に次いで登場した第二期の財政は如何なる性格を具備したか。この期は經濟的には前述の様な内斷的統治方策に代つて齋藤總督の「文化統治」の行はれた時代である。従つてこれに伴ふ統治費の増大は文化的方面に於て著しく、經費一般の増加は從來の收入では不充分となり、遂に第一期末に於て辛じて實現を見た朝鮮財政獨立

計畫を中止するの止むなきに至つた。かくて朝鮮財政の獨立は單なる經理上の數字眼を以てなさるべきでなく、朝鮮統治の政治的眼識に於てなさるべきであるとの主張が行はれ、補充金制度の復活を見た。この爲にこの期の第一年度たる大正九年度の歳出は豫算總額一億一千四百萬圓となり、大正八年度のその七千七百五十六萬圓に比して實に四千七百萬圓、六一%の激増を示した。その後も累年増加し、この期の終り昭和六年度歳出豫算總額は二億三千八百九十二萬三千圓の巨額に達した。之に應じて歳入の側に於ても補充金の復活の外、幾多の方策が講ぜられたが大正十年には新に煙草專賣令が實施され、煙草税が廢止された。次で昭和二年には内地に於ける大規模なる税制整理と照應して、内鮮相關的な税制の第一次的改革がなされた。之によつて營業税、資本利子税が新設されて從來の地税と共に收益税體系の整備を見たが、更に又内地に於ける砂糖消費税の改正に順應して朝鮮に於ける之が改正を斷行し、併せて移入税の改正による負擔の輕減を行つた。次いで昭和四年には各種の關稅特例の廢止を行ひ、同五年には市街地稅令を廢して之を地稅令に統一した。尙ほ又昭和五年には曩に設置された稅制調査委員會の決定による奢侈品課稅の原則に基き骨牌稅を創設し、同じく昭和六年には朝鮮取引所令の制定に伴ひ取引所稅に廣範圍の改正を加へ以て收益稅組織を中心とする租稅制度を確立した。

之を要するに朝鮮財政の第二期は内鮮經濟ブロックの進展に應ぜざる外に、尙ほ當時の世界的思潮に順應した統治政策の具現でもあつた。歳入部に於ける租稅制度就中收益稅體系の内鮮一體化への傾向、或は關稅制度の統一による移入税の廢止、移入税の整理の如きその前者に對應するものであり、諸種の文化施設、特に教育制度の擴充の如きは經費面に現れたものであるが、之等は要するに世界思潮の變化に基く統治政策の變化を示したものであらう。

然し乍ら第二期に於ける朝鮮の經濟は、内地市場の從屬的機構たるの外は、専ら農業的開發を中心とした存在に過ぎなかつた。自由通商經濟時代に於ける存在としては之で充分であり、その限りに於て補充金制度を通じて日本財政

の負擔たるの外觀を有すと見られても止むを得ない實狀でもあつた。

世界經濟のプロック化、並に滿洲事變を契機に、朝鮮經濟の日本プロック經濟内に於ける地位が一段と強化せられた事は現在に於ては何人も疑ひ得ない事實である。昭和七年以後に於ける朝鮮財政の發達はこの狀勢に對應するものでなければならなかつた。

第二期の齋藤文化統治に代る宇垣總督より南現總督時代に及ぶ第三期の統治方針は或は南棉・北羊政策と云ひ、或は兵站基地論として表現されてゐるが、その根本政策は從來の農業單一政策即ち内地市場の完全從屬政策に代つて農工併進政策の採用に外ならない。そしてこの傾向は支那事變勃發するに及んで一段と強化された事は周知の如くである。財政の國民經濟上にもつ地位は、世界恐慌後のプロック經濟時代に於ては自主主義的財政理論を無視するが如くに増大してゐる。朝鮮の特殊性に因んで朝鮮財政の意義は從來とも大であつた事は既に述べた通りであるが、この期に及んでは尙ほ一段と前進した。それは前掲の歲計發展の數字に於て見られる如く、歲計の膨脹率は第二期は勿論、第一期に比しても遙に高位にある。

朝鮮經濟の日本プロック經濟内に於ける地位の變化乃至複雑化は財政の上にも亦現れざるを得ない。先づ内鮮間の人・資本・商品の移動は著しく複雑化し、先づそれは收入、就中租稅體系に於ける所得稅・財産稅體系の整備を促すと共に、支那事變の發展は更に軍事費負擔の分擔を通じて稅制の内鮮一體化を一段と強化した。そして又經費の側に於ては文化統治時代より増加し來つた教育費の如きも人的資源の開發と云ふ見地から更に別途に見直され、これに伴ふ經費の増加は勿論の事であるが、更に本期の中心政策たる農工併進の政策と共に登場した大陸兵站基地論の要請に基づく諸政策は朝鮮に於ける鑛工業の開發發展並に交通機關の整備の爲に一段の經費を計上せしめざるを得なかつた。勿論本期に於けるこれ等の特徴が財政特に歲出に現れるのは、ある程度遅れることは止むを得ない事であるが、而も尙

ほその特徴的事實は既にこの期の初期に於ても看取される所である。

かゝる性格變化に伴ひ昭和七年の歲出は朝鮮開拓事業の創始、穀物検査の國營費等を加へて總額二億一千九百萬圓となり、同八年度には二億三千二百萬圓となり、同九年度には二億七千四百餘萬圓となり、同十年度には二億九千餘萬圓に達した。然も尙ほ増加は止まず、昭和十一年度豫算の如きは工業化に伴ふ人的資源開發費としての初等教育擴充費、一般會計への財源繰入及公債償還繰入金の増加、鐵道中央線の敷設等を加へて總額三億二千九百萬圓餘に達した。次いで同十二年度に於ては各種經費の一段の増加により總額實に四億二千五百萬圓の歲出を計上してゐる。

之に應じて收入の側でも、昭和九年には所謂第二次稅制整理を斷行し朝鮮多年の懸案たりし租稅體系の面目を一新した。即ち先づ第一に一般個人所得稅を創設して、第二期に於ける收益稅制度の整備に加へて、以て將來の朝鮮租稅體系の中樞の基礎をおいた。第二に、之によつて土地所有者が地稅の外に尙一般所得稅を課され、その爲に負擔過重の傾向をもつ故、その負擔軽減を必要とした。そこでその現行稅率千分の十七を千分の十五（昭和九年度は千分の十六）に引下ぐると同時に、小土地所有者の負擔軽減の立場から一府・邑面の地稅年額十錢以下の小額地稅の免除を實行した。第三に新に相續稅を創設して相續人の偶然の所得に對する課稅を爲し、以て名目的にはあるが財産課稅の端を開いた。改正の第四點は新に清涼飲料稅を課した事であるが、之は昭和二年の第一次改正の際に設定された骨牌稅同様朝鮮に於ける奢侈品課稅の整備にあつた。改正の第五點は酒稅制度の整備にあるが、之は主としてビールの鮮内釀造に伴ひ從來の移入稅の減少を補はんが爲めと、且つ又朝鮮藥酒の品質改良に伴ふ一般清酒との負擔均衡の爲の稅率引上であつた。

昭和九年即ち朝鮮財政發展の第三期に於て行はれた稅制改革は勿論内鮮租稅體系の一體化と云ふプロックの緊密化に基く社會的意義はもつが、尙ほ併せて朝鮮財政自體の經費に應ずる爲と云ふ內的必要を有してゐた。然るに其の後

日本經濟の準戰體制より戰時體制への移行と共に實施された各般の稅制改革は、何れも東亞ブロック經濟の一員としての朝鮮經濟に課せられた他動的稅制改革である。勿論それは部分的であり且つ、臨時的のものではあるが、例へば昭和十年の臨時利得稅の如き、或は昭和十一年六月製鐵業獎勵法の改正に伴ひ行はれた所得稅、營業稅の免稅規定の改正の如きである。そしてこの傾向は昭和十二年四月よりの朝鮮臨時租稅增徴令、又は支那事變特別稅令の制定實施に至つて更に明確になつてゐる。之等は既述の如く朝鮮自體の必要と云ふよりは、内外地間に互る負擔の調整が眼目であり、朝鮮のそれは第二次的の意義しかもたない。稅制の右の如き改正と共に、尙ほこの期に於ける注目すべき現象としては、かの移入稅撤廢に關する問題がある。前述の様に大正九年の統一關稅制度の實施はこの移入稅の問題にもふれたものであり、この時以來夙に撤廢方針が決定されたのであつたが、當時朝鮮に於ける有力財源たるの關係上その實現は頗る困難とされた。かくて之を漸進的に撤廢すべしとの策がとられ、その後幾多改正がなされては來たが完全撤廢迄には至らなかつたのである。然るにこの期に入りかの昭和九年度より實施の稅制改革に伴ふ租稅の增徴並にその後於ける產業界の好況は之が撤廢の可能を保證するに至つた。昭和十二年三月公布の「移入稅の輕減及廢止に關する制令」により、遂に昭和十六年度以降之を全廢することになつたのである。

茲に至つて少くとも稅制上からの内鮮間に於ける商品及資本の移動は、完全な平等性を有すると迄は云へないにせよ、尙ほ第一期及第二期のそれとは格段の相違を示してゐる事は見逃し得ない事實である。

第三節 經費部面の構成

朝鮮經濟の日本ブロック經濟内に於ける地位の變化に伴つて現れた朝鮮財政の性格的發展はほゞ以上の如くであ

る。今これらの性格が朝鮮財政の歲入出に於て如何に現れてゐるか、之を正確に抽出することは困難である。従つて以下主として最近に於ける朝鮮財政の内容よりして朝鮮財政の特徴を概観することにしよう。先づ昭和十二年度豫算を通じて朝鮮財政に於ける經費の使途内容を見ると上表の通りである。

昭和十二年度歳出豫算内容

項目	實數	百分比
李王家費	1,000	0.04
中央行政費	10,000	1.00
法務費	10,000	1.00
地方行政費	8,000	0.80
警務費	3,000	0.30
醫務及衛生費	2,000	0.20
文教費	1,000	0.10
財務費	6,000	0.60
勸業費	3,000	0.30
官業費	4,000	0.40
交通・通信費	1,000	0.10
福利施設費	1,000	0.10
國債諸費	2,000	0.20
土木費	3,000	0.30
渉外施設費	2,000	0.20
其他諸費	3,000	0.30
總計	25,000	100.00

右によると朝鮮財政の支出中最大の比率をしめてゐるものは交通・通信の費用の四五%であり、之に次では右以外の官業の一・一%である。従つて之等を官業費と總括すると全支出の五六・一%はこの部分の支出である。之は一般會計の如く企業會計を別途に取扱はない外地特別會計の特徴である。この意味でこれ以外の經費の割合は相對的に低下せざるを得ないが、之は會計經理上の特殊性によるものであることを注意すべきであらう。とまれ之につぐ支出は、先づ國債費の七%、次で土木費と勸業費とがそれ〱六・一%をしめるのが目につく。更に之に次ぐものとしては警務費の六%、中央・地方行政費並に財務費を合せた、云はゞ一般行政費關係が四・六%、文教費の三・五%、醫務及衛生、社會施設費を合して〇・七%等の歳出割合である。

之等の經費は最近に於て如何なる發展傾向を示したかは、尙ほ一應の検討を要するが、之については總督府發表の年度別の豫算種目別表がある。即ち滿洲事變後のそれを見ると次の通りである。

朝鮮總督府各年度歲出豫算目的別(金額)

李王家費	昭和十二年度		同十一年度		同十年度		同九年度		同八年度		同七年度	
	增加率	金額	增加率	金額	增加率	金額	增加率	金額	增加率	金額	增加率	金額
李王家費		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000		1,000
中央行政費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
地方行政費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
警務費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
警務及衛生費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
文教費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
財務費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
勸業費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
官業費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
交通・通信費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
福利施設費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
國債諸費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
土木費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
渉外施設費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
其他諸費		10,000		9,000		8,000		7,000		6,000		5,000
總計		100,000		90,000		80,000		70,000		60,000		50,000

中央行政費	昭和十二年度		同十一年度		同十年度		同九年度		同八年度		同七年度	
	增加率	金額	增加率	金額	增加率	金額	增加率	金額	增加率	金額	增加率	金額
中央行政費		100		100		100		100		100		100
法務費		100		100		100		100		100		100
地方行政費		100		100		100		100		100		100
警務費		100		100		100		100		100		100
警務及衛生費		100		100		100		100		100		100
文教費		100		100		100		100		100		100
財務費		100		100		100		100		100		100
勸業費		100		100		100		100		100		100
官業費		100		100		100		100		100		100
交通・通信費		100		100		100		100		100		100
福利施設費		100		100		100		100		100		100
國債諸費		100		100		100		100		100		100
土木費		100		100		100		100		100		100
渉外施設費		100		100		100		100		100		100
其他諸費		100		100		100		100		100		100
總計		100		100		100		100		100		100

右の表によつて見ると昭和七年度を基準として昭和十二年度迄の總經費は約二倍弱の増加を示してゐる。然も制度變更によつて減じた地方行政費を除くと總ての費目の増加が目立つが、就中財務費は三倍半近い増加を示してゐる。之は昭和九年度税制改正後、從來道府郡島行政の下にあつた稅務關係課が分離し、新に稅務監督局及稅務署として獨立した結果、地方行政費中にあつた財務費が新に分割計上されたに基く。従つて地方行政費の減少を犠牲とした増加で、云はゞ制度上の變化によるものである。

以上の二特別費目を除いては勸業費、福利施設費、交通・通信費、土木費が何れも二倍以上の増加を示し、之に於て増加したものは文教費、交通以外の官業費等であり、何れも一・九倍の増加である。

之を要するに滿洲事變後即ち第三期に於ける朝鮮財政は朝鮮産業政策の農業中心乃至米作中心の政策から、多角的農業政策、更には農工併進の政策に影響された事は云ふ迄もない。而もこの政策が財政面に於て収入の側よりも経費に於て逸早く現れる。この結果勸業費を初め交通・通信の経費、或は人的資源の開発費としての文教費乃至福利施設・衛生費の増加となつて現れたものと考へられる。この意味に於て第三期に於ける経費の膨脹はその質に於て従來のそれと著しく色彩を異にしてゐることはその細目に互つて見る場合更に明かになるのである。

第四節 収入の構成

経費の右の如き膨脹に對し、その収入の側面を見ると準戦時並に戦時下の財政とは云へ一般會計と異り經常収入が健全な發展を示してゐる。

今之が滿洲事變以後に於ける數年間の發展を見ると次の通りである。

朝鮮總督府歳入豫算課目比較

	昭和十二年度	同十一年度	同十年度	同九年度	同八年度	同七年度
租 税	六六、九七五	五九、四〇六	五三、三六六	四六、一九六	四三、二四二	四〇、九八一
印 紙 收 入	一八、六二二	一七、一〇九	一五、〇七九	一三、九三〇	一三、三三三	一一、三二六

官業及官有財産收入	三三三、三三〇	一六〇、〇〇六	一六六、二二九	一五九、七一〇	一三七、四三三	一四三、六七〇
其 他	三、三三七	三、〇〇〇	三、八二二	三、七三一	三、六七三	三、五五九
歳入經常部計	三三六、七〇六	一六三、〇〇六	一七〇、〇五一	一六三、四二〇	一四一、一〇六	一四七、一三九
公債及借入金	六五、〇〇〇	三三、六〇〇	三三、〇〇〇	三五、四七九	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
一般會計より補充金	三三、九三三	三三、九三八	三三、八三三	三三、八三三	三三、八三三	三三、九三三
其 他	三三、九三三	三三、二一八	三三、九七九	八、九三三	一、六九二	三、六九四
歳入臨時部計	一〇三、〇七七	五九、六六六	四九、八〇三	五六、六六六	四七、五四五	五九、九三三
歳入總計	四三九、七八三	三二二、六三二	三二〇、二六七	三二〇、三六四	三三三、〇三六	三二九、六一一

右の豫算表に明らかなる如く、朝鮮財政に於ける經常収入は昭和七年の一億七千萬圓を境に漸増の傾向を示してゐる。尤も昭和五年度に於ける二億二百餘萬圓、昭和六年度の二億六百萬圓に比すると昭和七・八年度は著しい減少であるが、之は昭和六年度末に行はれた金輸出再禁止に伴ふ景氣の好轉が財政収入に現れるに相當の年限を要した事である。昭和三年度は第三種所得税の創設を中心とする第二次税制改革と財界好轉による官業諸収入の増加により經常収入だけで二億二千萬圓に達した。次いで昭和十・十一年度に於ては引續く財界の好況により經常収入の増加が依然たるものがあり、昭和十年度には二億四千萬圓、十一年度には二億七千萬圓に達した。これに次ぐ昭和十二年度には中央政府の方針に順應したる新税の創設及税令の一部改正の外、煙草及郵便料金の値上實施に伴ひ經常収入豫算總額は三億二千四百餘萬圓に達した。實に明治四十四年度に於ける經常部収入豫算二千四百萬圓に比較すると十四倍弱の増加である。

以上の収入の内容割合を、昭和十二年度豫算により示すと次の如くである。

昭和十二年度歳入豫算内容

種別	實數	百分比
租	六、六七五	一六・〇
印紙收入	一八、六九三	四・四
官業及官有財産收入	三三、五五〇	五四・五
其	三、五三七	〇・八
歳入經常部計	三三、四四四	七五・七
公債及借入金	六、〇〇〇	一五・二
一般會計補充金	三、九二二	三・〇
其	三、三二二	六・〇
歳入臨時部計	一〇、三〇七	三三・五
歳入總計	四三、七五二	一〇〇・〇

右によると昭和十二年度豫算に於ける朝鮮財政收入全體の五四・五%は官業及官有財産收入であり、租税收入は印紙收入を合して二〇・四%と第二位を占め、次いで公債及借入金の一五・二%があり、問題の一般會計補充金は僅に三・一%に過ぎず、現代に於ては第一期、第二期に於けるが如き意義を持たないことが判明する。

以上の收入内容中官業收入の割合大なるは、一見消費稅的性質の收入大なるを思はしむるも、右の收入は純益に非ざる總收入であるが故に、その中から官業に於ける經常收入を控除して決算するとその比率はもつと減少すると共に、之に應じて他收入の割合の増加することは云ふ迄もない。

第五節 租 稅 收 入

朝鮮に於ける最近の收入上に於ける稅制の地位は略々以上の通りである。然らば現在之等の稅收入は如何なる稅目よりなり、そしてそれら各稅目の稅制中に占める地位はどうなつてゐるか。今之を昭和十二年度豫算によつて見ると次の通りである。

昭和十二年度租稅收入豫算内容

種別	實數	百分比
所得稅	一〇、八七五	二五・五
地稅	一、七七一	三・九
營業稅	二、二四四	五・一
資本利子稅	九、九四	二二・三
法人資本稅	三、三三三	七・六
相續稅	三、三三三	七・六
外貨債特別稅	一、八三三	四・二
朝鮮銀行券發行稅	三、三三三	七・六
酒稅	一、九七二	四・五
清涼飲料稅	三、三三三	七・六
砂糖消費稅	三、三三三	七・六
揮發油稅	三、三三三	七・六
取引所稅	三、三三三	七・六
關稅	一、四六七	三・三
噸稅	三、三三三	七・六
出港稅	三、三三三	七・六
印紙收入	一八、六九三	四二・七
臨時利得稅(臨時部)	六、〇〇〇	一三・七
合計	四三、七五二	一〇〇・〇

右の様に朝鮮の國稅も體系としては所得稅を中心に財産稅、收益稅を配し、之に加ふる流通稅、消費稅を以てし、内地稅制もつ限りの近代性格は一應具備してゐる。茲に至る迄には、昭和年代に及んで二度の大改正を経てゐることは既に第二節に於て述べた所である。然し乍ら之等の稅目を更に尙ほ詳細に互つて檢すれば、そこには朝鮮の民度に應じた適當の修飾が施されてゐることを發見するのであるが、今はその稅法上の内容に迄立ち入ることとは避けて、單にその體系上の割合を見ることにする。

右表によると朝鮮稅收入の根幹をなすものは酒稅、印紙收入、關稅の如き間接稅的性質のもので此等三稅だけで既に六〇%餘になつてゐる。従つて之に更に他の間接稅的性質の諸稅を合すると之等は全體の七〇%内外を占めてゐる。かくて残りの約三〇%程が直接稅的諸稅であるが、之等の中最大の地位を占むるものは依然地稅の一五・六%であり、之に次ぐものは所得稅である。この意味で直接稅に關する限り、その相對的地位は以前から見ても低下したとは云へ、尙ほ地稅が第一位を占めてゐる。然し乍ら之と共に見逃し得ぬは、最近に於ける所得稅の發達であり、之を初めて法人所得稅が朝鮮に設けられた大正五年度に於ける收入僅か

に十一萬五千圓、當時の印紙收入をも含む全稅收入二千一百七十四萬二千圓に對して僅かに〇・五%に過ぎざりしに比して實に隔世の感なきを得ない。然も同じ大正五年度に於ける地稅收入の全稅收入上の地位は四七・九%たりしに比すると、兩稅の變遷が今更目につくと共に、その半面として朝鮮經濟に於ける農業の比重の相對的低下と他産業の發展とが推定されるのである。

以上租稅について見ると、その制度内容は次第に内地のそれに近似して來てゐるにも拘らず、その收入の構成を通じて見る限り、著しい差別が見出される。即ち一般會計に於ける昭和十二年度稅收入（印紙收入を含む）總額十三億九千五百萬圓に於ては勿論前記の意味の間接稅的性質に屬するものは約六億六千六百萬圓に達し、全稅收入の半額近くを占めてはゐるが、尙ほ朝鮮程の高比率ではない。然も尙ほ全租稅收入を通じて最大の地位にあるものは所得稅であつて、實に總額四億二千九百五十二萬圓であり、全體の三〇・九%に當つてゐる。地租の如き、その第一位の地位を去つたのは既に遠い過去に屬する。

この事は勿論高度資本主義經濟の地盤に立つ帝國一般會計と、漸く農業中心時代から工・鑛業への轉換過程にある朝鮮經濟の地盤に立つ朝鮮財政との間に生ずる必然の差別相ではあるが、朝鮮に於ける租稅の特異性として見逃し得ない現象であらう。

第五章 朝鮮に於ける農村の諸問題

第一節 初期の農業政策

併合後における朝鮮經濟の一般的發展は、前述の如く、ほとつ四つの時期に區劃づけることが出来るが、以下右の線にそつて農村經濟の推移をより詳細に跡づけることにしよう。けだし、近來におけるめざましい工業化の躍進にも拘らず、半島における農村の經濟的・社會的重要性は、なほ若干の補足的記述を必要とするものゝ如くであるから。

併合後における總督府の施政方針が、産業第一主義であつたことはいふまでもないが、農業國としての朝鮮において、産業開發の重點が何よりもまづ農業に向けられたことは當然である。しかし、當時の朝鮮は、それに必要な人的ならびに物的の條件をもち合せてゐなかつた。

舊來の朝鮮社會は、兩班と庶民との二大階級に分れてゐたが、この身分關係の經濟的内容は、地主と小作人との對立に外ならず、社會の中堅たるべき獨立の自作農民は、數において寥々たるものであつた。農民といへば、むしろ小作人の觀があつた。兩班の多くは、都市に居住する不在地主であり、ひたすら小作米に衣食する寄生的存在であつて、「舍音」その他の管理人をして自己の小作地を管理せしめるに止まり、直接農耕に携はらぬだけ、農業の開發に

つとむべき積極的な熱意と關心をもたなかつた。會督その他の管理人は、いはゞ單なる中間搾取者にすぎない。他方、彼等に隷屬せる小作人は、高率の小作料の負擔にひしがれ、高利負債の重壓にさいなまれて、掠奪耕作のほか他を顧みる餘裕をもたなかつた。自作農の階級にしてからが、多年にわたる稅政によつて、無氣力と頽廢のどん底に沈んだまゝ、わづかにその日暮しの生活を送つてゐたにすぎない。要するに地主にしろ、農民にしろ、新時代の擔當者として、農業の開發にあたるだけの創意と實力とを缺いてゐた。

いはゞ靜止的な沈滞のうちにあつて、せいぜい單純再生産を繰り返すに止まつたかうした半島の農村に、新しい生命を吹き込むことは、もとより容易でなかつたに違ひない。だが自然的な事情の好轉に一切を委ねることも、到底許されぬ問題である。勢ひ開發は、上からの積極的な指導と助成と獎勵とに俟つほかはなかつた。政府は新設の勸業模範場・道種苗場等をはじめ、あらゆる機關を動員して、半ば強行的に農産物の改良と増殖につとめた。とはいへ、當時における民衆と知識・技術水準の低さが、いやでも漸進主義の採用を餘儀なからしめたことは、否めない。總督府の四大方針は、取りも直さずその端的な表現と見ることが出来る。

(一) 獎勵事項の多岐に涉らざること

(二) 實行容易にして費用の支出少きを選むこと

(三) 效果の的確なること

(四) 實地につき具體的に指導すること

かくて例へば施肥については、金肥の使用を戒めて、なるべく堆肥・厩肥・下肥または綠肥の如き自給肥料の増産を獎勵し、水利事業については、在來の堤堰(内地の溜池)・淤(内地の堰)の修理復舊を獎勵した。優良品種を配付して、その普及をはかり、耕作または飼育方法の實地指導を行ひ、除草・稗拔・病蟲害の驅除豫防・適期刈取・乾燥調製の

改良勵行・農具の共同購入等々、いづれも官において指導的役割を演じた。

第二節 農村における近代化の過程

合併以後大正八年の騒擾事件にいたる寺内・長谷川兩總督のいはゆる武斷政治の時代は、將來の飛躍にそなふべき基礎的整備の時代であり、農業政策の重心は漸進的な農産物の改良増殖におかれてゐたが、この期においてなかなづく特筆に値する出來事として、土地調査事業の完成をあげねばならぬ。それは朝鮮にはじめて近代的な土地所有制度を確立し、財政經濟のよつてたつ根基を据えたところのものである。

由來、朝鮮においては、數百年間「結負」の制度を襲用し、土地の收穫を課稅標準としたが故に、年の豊凶によつて稅額の上に多大の變動あるを免れなかつたのみならず、往々荒廢地に賦課し、既墾地に賦課せざるが如き不合理のあるあり、また「隠結」なるものを生じて、ひそかに脫稅を行つたものも尠くなかつた。耕地面積の單位として「斗落」(一斗の種子を播下する面積)または「日耕」(牛一頭をもつて一日間に耕す面積)等を用ひたが、上田と下田とは、同じ一斗落または一日耕でも面積のうへに大きな相違があつた。土地に關する實買讓渡に際しては、當事者間に作製された「文記」と稱する證文によつて立證するか、さもなければ地方官たる郡守の證明にまつ習はしであつたが、いづれの方法によるも不完全たるを免れず、不法行爲の頻出は日常茶飯事とされてゐた。

土地調査事業はいふまでもなく地籍を正し、所有關係を明かにし、地租負擔の嚴正を期すると同時に、他面、實買讓渡を簡捷ならしめ、土地利用の自由を認めて、農業における生産力の増進を圖らんとするものである。それは大正七年十二月、全部の終了を告げるまで、實に八年十箇月の日子と二千四十萬圓の巨費を要したところの一大事業であ

つた。土地調査事業の完成こそは、定額金納の租税制度の實施と相俟つて、朝鮮の農業經濟に近代化の洗禮を施した重要な契機である。朝鮮の農業經濟は、かうして次第に新しい道程をたどつたといふことができる。新しい道程とは何か。それは農産物の商品化の過程であり、農村における現物經濟の解體の過程であり、また農民層の社會的分化の過程に外ならない。農産物は年と共にその數量と種類を増加し、品質を向上したが、それと同時にますます多くの部分が商品として市場に出廻り、また内地に移出されることゝなつた。農家の經濟は年と共に自給的な現物消費の段階を離脱して、ますます多くの綿糸布・雜貨その他の新しい商品——その大部分は内地製品であることいふまでもない——の購入を敢てするやうになつた。生産物の増殖と民度の向上とは、農民の購買慾を刺戟し、収入以上の消費を伴ふ傾きさへはなかつた。

ともかくも土地の所有權確立後に於ける賣買移轉の簡易と貨幣經濟の農村への浸潤とが、土地兼併の風潮を激成したことは確かであり、とりわけ内地資本の流入によつて一層複雑化されたことは、争はれない。それは當時はやくも、當局者の心を痛めた。初代總督寺内伯の訓令「自作農保護ニ關スル件」(大正元年十一月)の如き、その現はれと見ることができよう。が、いづれにせよ、その後における史的發展の大勢が、農村における階級分化の趨向を阻止しえなかつたことは、事實である。

階級別農家戸數の對前年増減比較

年次	地主(甲)	地主(乙)	自作兼小作	小作	純火田民
大正六年	1,576	1,017	11,213	1,154	1
七年	1,588	1,020	11,201	1,151	1
八年	1,588	1,011	11,201	1,151	1

昭和元年

年次	地主(甲)	地主(乙)	自作兼小作	小作	純火田民
九年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
一〇年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
一一年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
一二年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
一三年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
一四年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
元年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
二年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
三年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
四年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
五年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
六年	1,576	1,011	11,213	1,154	1
七年	1,576	1,011	11,213	1,154	1

備考 地主(甲)とは自ら耕作に従事せず、所有地を悉く小作に付するもの、地主(乙)とは所有地の一部を自作し、一部を他に貸付けるもの。

第三節 産米増殖計畫の實績

大正八年、例の「萬歲事件」についで、齋藤新總督の來鮮と共に、武斷政治はいはゆる文化政治にその席をゆづつた。時代は經濟政策のうへにも新しい何かを要求してゐた。これよりさき歐洲大戰の影響をうけて、朝鮮の經濟は躍進と膨脹を重ねたが、工業化の程度は、まだ微々たるものであり、しかも戦後の反動を迎へると共に、はやく

も出鼻を挫かれた形であつた。産業の根幹は依然として農業であつたし、またあらねばならなかつた。時あたかも内地においては、甚だしい食糧の不足をつけ、年々コンスタントに三百萬石乃至五百萬石の外國米を輸入する必要に迫られてゐたのみならず、米價の加速度的上昇は大正七年におけるかの米騒動を惹起したほどで、いはゆる食糧問題の解決は、まさに焦眉の急務として、朝野の關心をそつた。大正九年立案と同時に着手された産米増殖計畫こそは、かうした内地における食糧問題解決の鍵として登場したものであり、いはゞ國策として絶大の使命を託されたものであつたといへる。

由來、朝鮮は灌溉排水の施設が不備で、自然的な降雨の到來にまつ「天水畜」が大部分を占めるところから、一朝、旱魃にあへば苗の植付さへ不可能であり、收穫高は年によつて動搖つねなき有様であつた。いはゆる三年一作は誇張ではなく、むしろ常態と見なされてゐたのである。合併このかた、米作農業にいろいろの指導と助成が加へられたことはいふまでもないが、大正八年にいたるまでの政策の重點は、優良品種の普及・自給肥料の増殖・乾燥調製の督勵等におかれたものゝ如く、在來の「堰堤」および「淤」の復舊・水利組合の設置等、水利施設の改善はむしろ従たるの觀があつた。しかるに大正九年以降の産米増殖計畫においては、まづ土地改良に重點がおかれ、かねて耕種方法の改善を併用したのであつて、從來といさゝか趣きを異にする。すなはち計畫の輪廓は大正九年以降三十箇年を期し、八十萬町歩の土地改良を行ふにあり、第一期計畫として十五箇年間に總工費一億六千八百萬圓を投じて、四十二萬七千五百町歩の土地改良を行ひ、他方、耕種法の改善と相まつて、九百二十萬石の産米増殖を圖らんとするにあつた。計畫は右の如く巨大なものであつたが、折あしく戦後の反動期に際會したため、採算難に陥れるものも多く、具體的實績の進行は當初の期待に反し、大正十四年にいたる六箇年間に九萬町歩の土地改良を行つたにすぎない。かうして大正十五年、計畫は更新されて第二期に入つた。

更新された計畫は、大正十五年以降十五箇年間に三十五萬町歩の土地改良（既成畜の灌溉改善・地目變換・開墾・开拓等）を行ふことによつて約二百八十萬石、施肥の増加ならびに耕種法の改良によつて五百三十六萬石、合計約八百十六萬石の産米増殖を期するものである。増産見積において、新舊兩計畫の間に大した相違はないが、補助金の増額・低利資金の融通・事業實行乃至代行機關の設置等の點を通じて、政府の補助奨勵が頗る強化されたことは、注目する。かうした積極的な且つ大掛りな政府の助成によつて、更生計畫の實績が從來よりも好調裡に進捗したことは當然であり、それと共に産米額も年々増加するに至つたことも、また當然である。しかし特に見逃してならないのは、米穀の内地移出額が産米額よりも急テンポで増加したことであつて、これは取りも直さず、鮮内における人口の増加にも拘らず、米の消費額が停頓したといふ事實の反面であり、一人あたりの米消費額が從來よりも減少したことを語るものと見られうる。すなはち産米増殖計畫の成功は、一面において豫想外の新しい結果を隨伴したわけである。

それはしばらく別として、昭和に入つてからの朝鮮米の内地移入は急激に増加し、内地における米價低落の大勢に拍車をかけたことは否まれぬ。かつて内地における食糧不足の救援者として登場した産米増殖計畫は、次第に内地米作農業の畏るべき競争者として、やゝもすれば白眼視されることゝなつた。それはなかく昭和五十六年の恐慌以後、ます／＼前面に押出され、いはゆる外地米統制問題として日程にのぼつた。その結果、總督府は昭和九年五月をもつて産米増殖計畫を一先づ打切り、爾後、既設事業の完成と不良水利組合の整理にあたることゝなつた。

朝鮮米の需給一覽表

大正九年	作付反別	收穫高	反當收量	移出高	消費高
	一、五五五	一、四八八	〇、九七七	一、七七〇	一、〇、九〇〇

昭和	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年
備考	昭和一十一年以降調査方法に改正あり。								
件数	1,585	1,622	1,698	1,901	1,639	1,635	1,635	1,635	1,635
参加人員	1,774	1,810	1,784	1,910	1,711	1,711	1,711	1,711	1,711
関係面積	0.93	1.15	1.05	1.11	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05
平均人員	4.62	5.43	5.43	5.43	5.43	5.43	5.43	5.43	5.43
平均面積	9.53	8.85	8.85	8.85	8.85	8.85	8.85	8.85	8.85

第四節 小作爭議と朝鮮農地令

産米増殖計畫は、大正の後半より昭和にかけて、半島農政の最も記録的な事業であつたが、同じ期間において忘れることのできないのは、小作爭議の擡頭である。朝鮮における小作問題は、小作人が農民の八割近くをしめるといふ明白な事實より見ても、その重要性を理解するに足りるが、しかも在來の小作慣習なるものが、内地におけるそれより遙かに不合理である點において、さらに一層の關心に値する。小作慣行の改善こそは、小作人の生活の安定のためのみならず、また農業における生産力の増進のために、極めて必要であつて、歴代總督のひとしく意を用ひたところであつた。にも拘らず、問題の機微と複雑とは、容易にその効果を發揮させるに至らなかつた。一言でいへば、不徹底と便宜主義のうちに推移したといつて差支ない。

すでに韓國時代においても、「民亂」または「民擾」なるものがあつたが、これはわが徳川時代における「百姓一揆」とひとしく、地方行政官吏の失政に對する農民の抗争であつた。併合以後において、農民の間に土地の所有権をめぐつてまゝ紛争を捲き起したことがあつたけれども、土地調査事業の進行につれて、この種の紛争は次第に跡を絶

つた。しかるに歐洲大戰を契機とする經濟ならびに社會思想の急激な變化は、農村における在來の矛盾を激發し、内地同様、小作爭議の勃興を喚び起すに至つたのである。それはまづ大正九年、南鮮の農業地帯に端を發し、その後年をおふて全鮮各地に蔓延して、大正十二年には百七十六件を算へるに至つた。爭議の原因は小作料の輕減に發するものも尠くはないが、とりわけ小作權の移動に基づくもの過半をしめ、朝鮮における小作人の地位が如何に不安定であるかを率直に語つてゐる。

小作爭議累年表

年	件数	参加人員	関係面積	平均人員	平均面積
大正九年	15	4,040	—	269.3	—
十年	27	2,967	—	109.9	—
十一年	22	2,539	—	105.8	—
十二年	176	9,023	—	51.5	—
十三年	164	6,919	—	42.3	—
十四年	20	4,001	—	19.6	—
昭和元年	196	2,745	—	13.9	—
二年	275	3,973	—	14.4	—
三年	1,590	4,633	—	3.1	—
四年	43	5,499	—	128.8	—
五年	77	13,102	—	171.9	—
六年	667	10,122	—	151.4	—
七年	300	4,667	—	15.6	—

第一部 第五章 朝鮮に於ける農村の諸問題

かうした小作爭議の流行につれ、小作慣行の是正と改善の必要はますますのやうに痛感されると共に、單なる行政上の手段のみならず、地主・舍對小作人の關係を規律すべき立法的規範の樹立が、時代の要望となつた。かくて總督府は土地問題の解決のため、昭和七年自作農地創設事業を開始し、昭和八年には小作調停法の施行を實現したのであつたが、昭和九年、懸案の解決に資すべく、朝鮮農地令を制定した。それは舍對の取締・小作期間の法定・小作權の確立等を主要の内容とする

るものであつて、幾多の不備を免れぬにせよ、なほ純然たる小作法であることを注目しなければならぬ。それはたゞに半島の農政に新紀元を劃したばかりでなく、内地に比して一步先んじた點において、特筆大書さるべき價値がある。農地令の施行は、小作人の權益を保護するに違ひないが、その結果、地主をして小作人の撰定を嚴ならしめるから、貧弱な小作人は次第に淘汰され、比較的優秀な小作人に小作地が集中する傾向を生ぜざるをえない。かくて一方においては、經營規模の擴大をもたらすと共に、他方においては、淘汰された小作人の農業労働者への轉落を喚び起しつゝある。

階級別農家戸数の移動狀況

年	自作		自作兼小作		小作		被傭者		火田民	
	戸	占率	戸	占率	戸	占率	戸	占率	戸	占率
昭和八年	555,503	74.7%	74,701	10.1%	1,530,566	20.2%	93,948	1.3%	82,277	1.1%
九年	532,637	72.6%	72,621	10.0%	1,641,944	22.4%	103,335	1.4%	82,277	1.1%
十年	507,929	70.8%	70,876	9.7%	1,591,441	21.5%	111,722	1.5%	81,468	1.1%
十一年	506,337	70.7%	70,849	9.7%	1,533,633	20.6%	116,968	1.6%	81,377	1.1%

備考 自作の中には地主兼自作をも含む。被傭者とは耕地を保有せず、他人に雇傭せらるる農業労働者にして獨立の世帯を營むもの。

第五節 農山漁村振興運動

昭和五・六年の恐慌に際して、農産物が軒並に暴落を演ずるや、破局的な事態は農村窮乏の叫びとなつて一世を震駭したが、とりわけ朝鮮に於ては、農家の八割が零細な小作農であるだけ、内地以上の深刻さを呈した。そして昭和

七年内地において局面打開のため農村更生運動が實踐の途上にのぼつた如く、朝鮮においても同様の試みが企てられた。「農村振興運動」が即ちそれである。

朝鮮における農家一戸あたりの平均耕地經營面積は、一町六反歩であつて、内地の平均一町歩に比し六割ほど大であり、一見したところその經濟に餘裕を存するかに見えるけれども、實際においては、水田に比べて畑の割合が多く、また集約度の低きため反當り收穫高の少いこと等よりして、内地の農家よりも遙かに劣つてゐる。ひとしく窮乏といつても、その程度は到底同日の談ではない。彼等の大多數は、眼に一丁字なき文盲であつて、何らの自覺なく、極めて低度の生活に甘んじつゝ、その日暮しの境涯を彷徨してゐるにすぎない。併合以後、半島經濟は著しく進歩し發展したに違ひないが、農民の多くは依然としてどん底のうちに喘ぎ續けた。彼等の約半數は高率の小作料と高利の負債に追はれ、年々歳々食糧の不足を繰返し、春の端境期に野生の草木によつて糊口をしのぐいはゆる「春窮民」に屬する。そのよつて來るところ遠く、李朝以來連綿と續く歴史的發展の社會的沈澱物に外ならぬ。農村振興運動は、かうした窮乏農家を濟度することを終局的の目的とするものである。

すなはち運動の經濟的目標は、(一)食糧の充實すなはち春窮の根絶、(二)現金收支の均衡、(三)負債の整理償還の三點であり、運動の對象となるべき農家の見込戸數は、おほよそ二百三十萬戸と算せられ、だいたい十箇年間を期して該運動に包含せんとするのが、趣旨である。すなはち邑面毎に年々一箇乃至數箇部落を選定し、各戸について現況調査を行ひ、これを基礎として、およそ五箇年を期し、物心兩面にわたる農家更生計畫を樹立し且つ實行せしめるのだが、その特異性は左の諸點に求められる。第一、自力更生が主眼であつて、農家の自覺と自奮とが眞先に要求され、強調されてゐること。それは精神運動たるの一面をもち、振興の諸對策は畢竟するに農家の自覺自奮を刺戟し、助成する側面的工作にすぎない。従つて農事經營の單なる技術的指導に終始することなく、精神の作興に重點がおか

れる。第二、農事經營の方面に關しては、營利化・企業化をいましめ、經營を合理的に多角形化し、自給自足を標榜すること。右の如き特徴をもつた農村振興運動は、具體的には中堅人物の養成・勤勞精神の發揚・婦人の屋外勞働・生活様式（特に冠婚葬祭に關する）の改善・餘剩勞力の利用・副業の獎勵・消費の節約・高利負債の整理等となつて現れてゐる。

農村振興運動は開始以來すでに五箇年を経過し、實績の見るべきもの少くはないが、他の半面においてあまりに官の指導に依頼するところ多かつた傾きがないでもない。だが、かくの如きは自力更生をモットーとする本運動の趣旨に反すること、勿論である。そこで最近、あらためて官の手を離れた自守自立の必要が強調され、本年度から五箇年振興計畫の期間満了せる部落に更生共勵組合なるものを結成し、團體指導の第一歩を踏み出すこととなつた。

第六節 農業政策の再検討

近年におけるいはゆる外地米統制問題の擡頭と共に、産米増殖計畫の根幹をなす土地改良事業が、昭和九年をもつて一先づ打切りとなつたことは、既に述べたが、これを契機として、米作一點張りの觀ありし總督府の方針に對する再検討が行はれ、從來やゝもすれば閉却され勝ちであつた畑作農業にあらためて獎勵が加へられることとなつた。ただし、産米増殖計畫の進行は、鮮内における一種の食糧不足問題を惹起し、粟・麥等の如き雜穀の輸入増加を結果したからである。これと相前後して、日滿ブロック經濟の成立は、半島における新しき農業政策の樹立を要望してやまなかつた。宇垣總督の南棉北羊政策は、まさしくこの種の要望に對する答案と見ることが出来る。それはいはゆる國策の線に沿うて、棉花・綿羊の増産をはかり、一つにはわが國原料資源の充實に寄與し、二つには朝鮮農民の生活の

安定に役立たしめようとする企圖に外ならない。すなはち棉花にあつては、昭和八年より向ふ十箇年に實棉四億二千萬斤の生産を實現し、また綿羊にあつては、昭和九年以降五箇年間毎年約二千五百頭の種羊（コリデル種）を濠洲より輸入し、同じく十箇年後にこれを將來の増殖基礎たるべき十萬頭に増殖せんとするものである。左に實績を示す統計を掲げておかう。

年	棉花		綿羊	
	作付反別	收穫高 千石	飼養戸數	飼養頭數
昭和八年	一七、六五九	一五九、四二五	一五二	五、四七三
九年	一九、五二五	一五、〇三五	四三三	九、三三八
十年	三〇、五八八	三三、七四八	六九〇	一三、四三三
十一年	三三、五六七	一九、三三五		

支那事變以來、半島の農業もまた新しい脚光を浴びて登場することとなつた。なかんづく特筆に値するのは、米穀問題である。第一、臺灣米の移出管理が具體的決定を見、また内地における米穀配給機構の改革が問題となりつゝある現状よりして、朝鮮米の移出管

理が早晚日程に上るべしと豫想されること。この點に關し、去る八月開催された東亞農林協議會は、朝鮮米の管理問題を後日内鮮代表者間の協議に委ねる旨決定した。第二、戦時における食糧充實の見地より、内地では米穀三百萬石の増産計畫を立てたが、朝鮮ではさきの時局對策調査會（九月開催）において、鮮米増産の必要が力説され、これにもとづき總督府は二百萬石の米穀増産を計畫した。これは、しかし土地改良によるのではなく、他の農事改良（種子更新・自給肥料の施用・深耕秋耕實施・病蟲害の驅除・適期刈取・適期落水）によるものだ、といふ。

小作法としての朝鮮農地令の施行や農村振興運動の進展が、農家經濟の改善に寄與するところ多かるべきは、いふまでもない。が、しかし、朝鮮農村の窮乏の根因を爰除することは、決して容易ではない。特に零細農經營と過剩人

口の矛盾を克服するためには、さらに別箇の方途があはせ考へらるべきであらう。かゝるものとして、我々は次の二つを指摘することができる。第一、都市における資本主義的大工業の發展。こゝ數年來問題となれる工業化の進展は、今後もある程度において農村の過剩人口を吸収するものと期待してよいであらう。だが、それはもちろん過剩人口の一部分であつて、全部ではありえない。そこで第二の道として、對滿農業移民が問題となりうる。又ならねばならぬ。最近この點に關して、滿洲國側における朝鮮移民の制限緩和が傳へられ、總督府における新しい移民計畫の立案を耳にするのは極めて意味深い。

第二部 朝鮮經濟の個別的考察

第一章 朝鮮に於ける資源

第一節 自然的條件の概観

最近に於ける朝鮮の經濟的發達、就中永く原始産業中心に停滯してゐた産業構成が急激なテンポを以て近代化、勢くとも農工併進經濟に再編成されつゝある根因は、滿洲國の建國及支那新事態の發生に伴ふ東亞ブロックの建設、それに基づく朝鮮の地理的中心地位の形成、金輸出再禁止後に於ける内地資本移出の増大、内鮮米穀農業對立に因る朝鮮米穀農業の行詰り、と云ふやうな外來的要因の發生に歸すべき部分多きも、その決定的なものは所謂鮮内資源の存在にあるは言を俟たぬ。

由來朝鮮に於ては、「多種多様且ツ豊富ニ資源賦存シ」と古く言慣はされ來つたのであるが、その多くが最近に至る迄開發或は利用を見るに至らず、即ち睡眠資源に止つてゐたのは、外國資源が經濟的に輸入せられ得たのと、我國技術が未熟であつた關係に基づくのである。然るに自由通商の破壊と自給自足經濟の確立方針、換言せば我國準戰時體制の樹立及進行に伴ひ、帝國經濟圏内の資源開發を不可避とし、他面内地に於ける産業の發展と技術の高度化及前述の資本移出餘力の發生とは、大陸資源に關心を拂はしめるに至り、殊に社會的安定と地理的好位置とを具へた朝鮮の資源に對して、内地企業家が積極的開發工作を進めるに至つたのは當然である。かゝる情勢は戰時經濟完整の愈々急を

告ぐるに伴つて、益々加速化せられざるを得ない。

東亞プロックに於ける外地朝鮮の役割は多角的にして、又至大なものがあるであらうが、その資源的役割は所謂大陸兵站基地の重要成立要素を爲し、此の一點のみを以ても朝鮮の地位は重視せられ、帝國戰時需要に大なる強味を與へてゐることは疑ふべくもない。寔に朝鮮に於ける物的並に人的資源は、質的・量的及類別的に注目すべきところであつて、此の特徴が漸く最近に至つて、認識さるゝに至つたことは、寧ろその遲きに失したるを憾みとせねばならぬ。

物的資源成生の基本的條件は、地勢・地質及氣候にあるは言を俟たぬ。即ち地下資源は地質に依り天賦の性質を有し、水力電源は地形殊に山河系に依り決せられ、一般生産資源は風土氣候に支配されること多大である。依つて先づ朝鮮の自然的條件を概観することゝしたい。

朝鮮は亞細亞大陸の東南に突出する一大半島にして、地勢南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數の島嶼を擁する。本陸の南北最長は二百十里、東西は最廣九十里、最狭四十餘里を示し、東徑百二十四度一分より百三十度五十六分二十三秒に至り、北緯三十三度六分四十分より四十三度三十六秒に互る總面積一萬四千三百三十二方里を占め、略々内地の本州より滋賀縣を差引きたるに等しく、海岸線は四千三百九十五里に達し、東西及南の三面は海を以て圍繞され、北は長白山脈、鴨綠江及び豆滿江の一部を以て滿洲國及蘇聯邦に接壤してゐるのである。

半島總面積の七割は山岳、二割が耕作地となつてゐるのであるが、この山系に就いて見るに、滿洲に起る長白山脈は東に走り朝鮮の咸鏡南北道の北境に沿つて東西に走り、以て鴨綠江豆滿江二大河の發源を爲してゐる。之に併行して江南山脈あり、又狄躡山脈その南方に駢走し、以て咸鏡南道の高地帯を形成してゐるが、更に狄躡山脈の南方を駢走するものに妙香山脈あり、平安南北道の境界を形成すると同時に東北に轉じて咸南に入り、次いで海岸線に沿つて

咸鏡北道を縦貫してゐる。如上四山脈は、所謂北鮮或ひは西鮮をして地下資源の豊庫たらしめ、殊に水力電源地帯を形成するを以て著名である。裏朝鮮と表朝鮮とを劃するものに長白山脈あり、之は長白山脈の一枝分れて平安南北道と咸鏡南道との境を南走し、東海岸に近く蜿蜒南端釜山に達し、半島の所謂脊梁山脈の稱を以て呼ばれてゐる。

河系を觀るに、長白・太白の二大山脈は分水嶺を爲し數多の河流を東西南に三分派せしめてゐる。即ち半島の縦貫山脈は東に偏するが故に日本海に面する地方は急傾斜にして河流に乏しく、僅に豆滿江のみが日本海に注ぎ、他は黄海・朝鮮海峡に注いでゐる。此の河系の特徴が延いて水力發電源の成生となるのである。河川は十五大河あるも、鴨綠江・豆滿江・大同江・漢江及洛東江を五大江として屈指し、此等は皆有力な發電水源を爲してゐる。而して鴨綠江は本流百八十里、豆滿江は九十里、大同江・漢江・洛東江は七十餘里の延長を有し、多くは水運の便あり、又沃野を擁する等河川の通有性を示す外に、その流域に地下資源を包蔵するの特色を持つ。されば朝鮮の山河は、農業時代に於ては水害の發生因として害惡視されたが、農工併進時代に入るや寶庫として尊重されるに至り、或る意味に於ては朝鮮は山河文明にあると云ひ得るであらう。

地質に就いては、學者は朝鮮の地質をその系統上次の如く區分してゐる。

地質時代	地質系統(括弧内は細別地質時代)	主要 岩石
始 生 代	(一) 結晶片岩系 (二) 花崗片麻岩系 (十四億乃至十六億年前)	雲母片岩、石灰岩、苦灰岩 花崗片麻岩
原 生 代	(三) 祥原系 (十億乃至十二億年前)	雲母片岩、粘板岩、珪岩、石灰岩、苦灰岩
古 生 代	(四) 朝鮮系(寒武利亞紀—奧陶紀) (五) 平安系(上部石炭紀—三疊紀) (一億乃至十億年前)	粘板岩、珪岩、石灰岩、苦灰岩 頁岩、砂岩、石灰岩、無煙炭

中生代 (六) 下部大同系(下部侏羅紀)
(七) 上部大同系(上部侏羅紀)
(三千萬乃至一億年前)

頁岩、砂岩、礫岩、無煙炭、
礫岩、玢岩、花崗岩、石英、

新生代 (八) 第三系(第三紀)
(九) 第四系(洪積期—現世)
(十萬乃至三千萬年前)

頁岩、砂岩、礫岩、有煙炭、玄武岩、安山岩、粗面岩、石英粗面
岩、凝灰岩、
粘土、砂、礫、泥炭、玄武岩

右の細説は他の機會に譲るが、立岩朝鮮總督府地質調査所長の言を藉れば、「朝鮮では始生代の基盤と、三回の大海浸に基く原生・古生兩代の地層とが今日尙ほ廣域を占むるが、中生代又はそれ以後の地層特にその海成層に乏しい點に於て、滿洲及北支那に酷似し、吾國內地とは大いに相違する」のである。従つて、「地質の反映であるところの礦物資源が、内地に比し、滿洲及北支那のそれにより、多くの類似點を持つのは當然である。」

氣候・土質等は別々に他の項目に於て述べるから就いて参照されたきも、一應概述せんに、朝鮮の降水年量は約五百耗乃至千五百耗にして、滿洲の約二倍内地の二分一に當るが、雨期の短時日に降雨する爲洪水を惹起し勝ちである。之は延いて發電方式にも影響し、その獨得な方式の採用となつてゐる。氣温は大陸性を示し、冬は最も長く、次いで夏が長く、春秋は短く、而して寒暑温暖の差は南北大いに異り、冬期に於ける最低氣温は南鮮零下十度、北鮮零下四十度、夏期に於ける最高氣温は南鮮中部が最高位にして約三十七度、北鮮は三十二度内外を示してゐる。如斯氣温は農産に於て冬作物の不利、夏期棉花の生産に適する等内地とは異なる點がある。以上により地下及生産資源の基本的條件は概略窺知されるであらう。

第二節 農業資源

過去十數年間農業生産力の擴充に努め來つた朝鮮は、農産資源に於ては豊富なるも、米穀農業に偏傾し居りたるため、農産物中工業原料たるものは棉花其他少數に止まる。之は米を單一産業とする外地朝鮮の特徴であつたが、最近農業の多角經營と工業原料農産物獎勵方針に依り、農産品の工業資源的價値は漸次昂上しつゝある。

鮮内農産物の主要なるものを擧ぐれば次の如くである。

米、麥(大麥・小麥・裸麥)、豆類(大豆・小豆・落花生・綠豆・菜豆)、粟、其他雜穀(稗・黍・蜀黍・玉蜀黍・燕麥・蕎麥)、甘藷、馬鈴薯、蘿蔔、白菜、其他蔬菜、棉、棉莖、特用作物(大麻・苧麻・青麻・亞麻・楮・莞草・柘柳・胡麻・苧麻子・薄荷)、苹果、葡萄、葉煙草、鹽業生産品(家鹽・作鹽)。

此等の生産及消費狀況に就いては「農業」の項目に於て詳述するを以て、こゝには主要産物の資源的價値を概述したい。

米は移出商品生産を目的とし食用とするが、又清酒工業の原料として輕視を許さぬ。昭和十二年生産高は二千六百七十九萬六千石にして、移出高は昭和九年の九百四十二萬五千石を最高とし、最近は七、八百萬石の移出をノーマルとする。

麥は昭和十二年生産高は、大麥九百七十九萬五千石、小麥二百三萬石、裸麥二百七十七萬一千石、ライ麥八萬二千石を示すも、大麥・裸麥は鮮内消費を充すに足らず連年多額の輸入超過にあり、小麥は麥粉の輸入關係を考慮するも生産不足の状態にあり、是等麥類の不足は朝鮮農業の脆弱性を語るに外ならぬが、昭和六年以來畑作改良計畫が進められ、右産物の自給自足が企圖されてゐる。

豆類の昭和十二年生産高は、大豆四百二十六萬二千石、小豆八十八萬九千石、綠豆十三萬石、落花生六萬石を示し而して朝鮮大豆は滿洲大豆と異り食用を主とし、大體生産高の五分の二を移出し、他は自家用或は鮮内消費となつて

る。小豆は半島人の米麥に混じて常食する所にして、生産不足輸入超過を常態とする。其他豆類も大體生産不足輸入超過の趨勢にあり、此の方面に於ては不振と云ふべきであらう。

粟・玉蜀黍等の雜穀も生産不足にして、殊に粟は多額の輸入を以て著名にして、對外貿易入超の主因を爲す。玉蜀黍は生産増加あるも澱粉工業發達せしため、之亦入超の已むなき状態にある。

この様に觀來ると、米穀單一農業たることが明らかになると共に、農産資源は米以外に有力なるものなき感あるも棉花は特筆大書するに足るであらう。即ち棉花生産高は昭和十一年に於ては稍不良にして實棉一億三千餘萬斤（十二年は二億四千餘萬斤）を示し、その我國に於ける資源的價値は大なるものがあるが、朝鮮自體の繰棉需要に應じ得ず輸入超過にあり、之が生産の内地に寄與する所は未だ薄弱である。乍併、昭和八年以來二十ヶ年計畫を以て實棉六億斤の生産計畫が樹立實行せられ、最近は時局上その進行に拍車をかけて居るから、近き將來多大の貢獻を爲すに至るであらう。

家畜は昭和十二年二萬二千五百三十七頭にして、その市場販賣高は大體産畜の半額を例とし、移出は産畜の一割に達せず、多くは鮮内製絲工業の原料となり、生絲は殆ど移出されその額は二百萬斤内外を常態とし、多くは内地經由輸出されるものである。

棉以外の纖維作物の昨十二年生産高を一括するに次の如くである。

大麻四百八十一萬貫、苧麻十三萬九千貫、青麻五萬貫、黃麻七百七十貫、亞麻六十六萬四千貫、楮百九十五萬六千貫、莞草百三十四萬貫。

右の中、大麻・苧麻は生産不足にして輸入超過にあり、亞麻は積極的な増産方針が採られ、その生産高の逐年増加は見るべきものあり期待するに足る。

其他特用作物の十二年生産高は次の如くである。

胡麻三萬八千石、荏四萬九千石、蓖麻一萬石、亞麻子四千石、把柳十萬八千貫、除蟲菊一萬一千貫、薄荷百三十四萬三千貫。

右の中生産増加の趨勢にあるは亞麻種子・除蟲菊及薄荷にしてその將來は刮目すべきものである。

要之に、農産物は米・大豆及棉を除き量的にその資源價値は大ならず、而も生産増加は平面的擴張、即ち耕地擴張に依存せざるを得ず、こゝに於て番中心の農業方針の爲に田(畑)の地目轉換が行はれた過去の方策を根本的に是正し田(畑)の面積擴張と立體的生産増加が要望され、當局又その實現に努力しつゝある現況にある。果實・蔬菜に關しては「農業」の項に譲る。

第三節 林産資源

一 概 観

秃山を聯想される朝鮮の林野は、中部以南に於てはその林相は良好ならざるも、林野の總面積は一千六百三十四萬町歩、その蓄積高は二億二千四百餘萬立方米(昭和九年末)にして、實際は秃山の地に非ずして有数の山林地である。木材の用途は各方面の用材・薪炭材・鐵道枕木・杭木・電柱材・パルプ原料・桶樽材・ベニヤ板其他を主とするが、近來工業資源として重視される方面は、(一)樹脂・蠟・漆液・單寧・コルク等の原料、(二)醋酸・木精・木タール・アセトン・フォルマリン等の工業用品及醫藥品の製造を目的とする木材乾留工業の原料、(三)木材糖化に依る砂糖・アルコール等の製出を目的とする木材化學工業、(四)木炭及木炭瓦斯製造原料、(五)纖維工業原料等多岐に亘り、林産物の多寡は國家經濟に至大の關係あるは言を俟たぬ。

朝鮮の樹種は頗る豊富にして七百餘種の多きに達するが、氣候的に暖・温・寒の三森林帯が形成され、各特徴ある森林型を形成してゐる。北部鴨綠江及豆滿江の兩流域上流地方及其の高山上部は所謂寒帯林にして、エゾマツ・テウセンカラマツ・テウセンハリモミ・タウシラベ・テウセンマツ・カンバ類を主とし、温帯林は朝鮮の大部分即ち北緯三十五度乃至四十一度に亘る部分を占め、楡・楓・樺・柳・赤楊等の落葉闊葉樹及び赤松の分布林となつて居り、暖帯林は北緯三十五度以南の地域にして、黒松・赤松・榧・榿類の常綠闊葉樹林をなしてゐる。斯くて曾ては荒廢に委ねられた林野もその面目を一新し、林産資源地として着目せられるに至つた。

二 林野の概要

既述の如く林野の總面積は一千六百三十四萬町歩の廣大に達するが、著名なる北鮮國境の大森林を除き成林地は少

し。

林相別は立木地が大半を占めてゐることは次の通りである(昭和十一年末、單位千町歩)。
立木地一、五四二。散生地二、一一三。未立木地一、一九〇。火田五一六。開墾適地一九九。放牧地一七六。採草適地二四四。除地三六二。

立木地の樹林別面積は針葉樹林を最多とし、闊葉樹林之に次いでゐる。即ち左の如く(單位千町歩)

針葉樹林五、四六二。闊葉樹林三、三八七。針・闊混生樹林二、六八七。竹林五。

となつてゐる。

右に伴ひ林野蓄積は針葉樹を最多とし、その總數の六割二分を占めてゐる。

朝鮮の林野蓄積(昭和十一年、單位千尺縮)

針葉樹四二八、三七五。闊葉樹二三〇、八一九。總數六五九、一九四。

即ち林野の總蓄積は約六億六千萬尺縮を示し、平均一町歩當り四十尺縮となつてゐる。従つて此の限りに於ては林産資源は有望とは云へないが、その主たる原因は民有林が人為的に荒廢されたからである。蓋し國有林の要存地(國有としての保存すべき林野)は四百六十萬町歩に對し約三億二千萬尺縮の蓄積を有し、一町歩平均七十尺縮となつてゐるに比し、民有林は九百五十七萬町歩に對し二億七千萬尺縮、一町歩平均二十七尺縮に止つてゐるに過ぎない。斯くて平均一町歩當り蓄積は良好ならざるも、鮮滿國境方面に於ける國有林は、有望なる林野として著名にして、此の所謂北鮮の密林地帯は國有二百十六萬町歩を占め、その林相は良好にして、千古斧鉞を入れざる大森林が見られ、林力無盡の寶庫である。而して密林地帯の開発は從來閉却されてゐたのであるが、總督府は昭和七年以來十五年計畫を以て開拓を積極化するに至り、之れ北鮮開拓事業として宇垣時代の重要遺産の一に算へられてゐる。此の開発に併行して北鮮製紙化學工業會社が創設せられ、北鮮材を原料にパルプ工業に着手し既にその製品は市場に出廻つてゐる。されば朝鮮の林産は愈々工業資源としてその眞價を發揮するに至り、他面林野の保護造林は進められつゝあれば、我國の山林地として林産資源の供給上その地位は一層重きを加ふべきことは疑ひないであらう。

第四節 畜産資源

一 概 説

朝鮮は主穀式農業なるを以て、畜産は、農業の一小部に過ぎないが、近來その資源的價値は小ならざれば敢て獨立的に取上げる。

朝鮮は氣候及農業方式に於て畜産に適し、殊に農民は畜牛の飼養管理に妙を得、且つ愛畜心が普及發達して居る等畜産の自然的及社會的條件が具備せられてゐる。即ち幾多の美點長所を有する朝鮮牛は、氣候の影響を餘り受けず全鮮に亘り普及してゐる。馬は中・南鮮の溫暖地方に限られてゐるに反し、驢馬・騾馬は寒冷な西・北鮮に多く、その孰れも勞力の提供に資してゐるが、概して馬は内地に比しその飼育利用は劣つてゐる。緬羊は主として寒冷な北鮮地方が好適地とされ來つたが、近來中鮮地方にも飼育が旺んとなつた。山羊は南鮮地方に多きも、豚及養蜂は全鮮に普及してゐる。斯様に氣候を考慮し、適地適養を以て畜産が發達してゐることは、朝鮮が有畜農業に留意したからに外ならぬ。

從來の畜産奨励は、家畜の衛生・繁殖に重點を置き來りたるも、耕牛の習慣に着目し、家畜の利用就中農業化、即ち農具又は肥料の給源としての利用の普及を爲すに至り、その効果見るべきものがある。殊に西北鮮の農業は主穀式を不可とすることが痛感され、農産と畜産とのタイアップが推進され、その具現として緬羊の奨励となつてゐることは注目するに足る。茲に朝鮮に於ける畜産の變化と、その資源的意義の重大を認めねばならぬ。

二 畜産資源の分布

先づ主要家畜の飼養戸數及頭數を觀るに次の如くである。

家畜飼養戸數及頭數(昭和十一年末、蜜蜂は戸數及箱數)

種別	飼養戸數	頭數	種別	飼養戸數	頭數
牛	1,333,000	1,000,000	馬	70,000	11,000
豚	1,177,000	1,114,000	山羊	14,000	10,000
雞	1,000	1,000	山	14,000	10,000
養蜂	20,000	101,000	兔	11,000	21,000
緬羊	220,000	111,000	雞	1,424,000	4,118,000

右の如く牛、豚の飼養が最も發達し、その頭數も壓倒的に多いが、今此等の中資源的價値大なる牛・豚・緬羊・馬に就き概観してみよう。

(イ) 牛 朝鮮の牛は性狀溫順、體質強健、粗惡なる飼養管理に堪え、動作も概して活潑、肥育性に富み、且つ皮膚良好等幾多の長所を有する。體形は一般に西・北鮮地方のものが南鮮地方のものに比し大にして、農業戸數・人口に對する比例よりせば、飼養の普及度は平安北道・咸鏡南北道・江原道が最も多く、次いで平安南道・黃海道・慶尙南北道が多く、京畿道・忠清北道之に次ぎ、全羅南北道・忠清南道は最少となつてゐる。

總督府は昭和四年以來當時の百六十七萬頭を二百二十萬頭に増殖する計畫を樹て、その實現に努め來つてゐるが、需要多く増殖率は比較的微々としてゐる。時局は牛皮を倍々必要とする際とて、當局は更に積極的對策を採らんとするものゝ如くである。

(ロ) 馬 朝鮮在來種は體軀極めて矮小にして、此の體質改良は困難なるを認められ、氣候風土に適する新馬種の普及を圖りつゝあるも、在來馬は未だ總數の九割内外にあり、新馬種は一割に止まり、現狀は頼むに足らず、將來に待つべきものとされてゐる。

(ハ) 豚 在來豚は體軀矮少、體重七、八貫に過ぎず且つ晩熟なれば、施政以來品種の改良に意を用ひられ、改良種及雜種は六〇%を超えるに至つた。而して飼養方法も漸次改良され、農家の副業として歡迎せられてゐる。豚皮は從來はその利用の道は餘り開けなかつたが、最近牛皮の代用として考慮されてゐる。

(ニ) 緬羊 歐洲大戰前蒙古羊の成育に成功せしを以て、その飼育奨励に努めて來たが財政上の理由により中止

斯くて朝鮮の水産物は、イワシを中心とし、而してイワシが工業資源として極めて重要なことは周知の如くにして、その漁獲及處理に於て朝鮮の水産業は誇るべきものがあるのである。

尙ほ、鹽の生産状況を觀るに、天日製法に依る官鹽の生産高は天候關係に依り増減あるも、大體年三億斤内外にあり、煎熬鹽法に依る私鹽は年産七千萬斤内外を通例としてゐる。即ち次の如くである。

官製鹽(天日鹽)		私製鹽(煎熬鹽)	
年	生産高(千斤)	年	生産高(千斤)
昭和六年	二、四四六	昭和六年	三、八〇〇
同 七年	二、四七四	同 七年	三、五七三
同 八年	二、四七四	同 八年	三、五七三
		昭和九年	三、六五八
		同 十年	二、七五五
		同 十一年	四、五〇一
			三、二一〇

年	製造者數	釜數	鹽田面積(町步)	製造高(千斤)
昭和六年	五、三三三	一、四九七	二、〇七一	五、一三三
同 七年	四、九六六	一、四七七	一、九八一	六、五七三
同 八年	七、八四三	一、四四四	二、一三三	六、九七三
同 九年	七、八八〇	一、四〇〇	一、九五七	六、三三九
同 十年	八、一五五	一、三三二	二、一五五	七、六九〇
同 十一年	八、二七六	一、三〇七	二、六二六	六、四四五

依存せねばならぬものと思はれる。

従つて朝鮮の製鹽高は年三億五千萬斤内外であるが、鮮内需要高は六億斤内外に上り、朝鮮は鹽の不足地である。當局は昭和八年以來鮮内の増産を講じつゝあり、自給自足を企圖してゐるがその前途は遠い感がある。されば鹽に關する限り朝鮮は他のプロツク地域に

第六節 鑛産資源

一 概 説

朝鮮の地質に就いては前に一言したが、その特色は内地と異り始生代・原生代、或は古生代等の古い岩石が全體の六割以上を占めて廣く發達してゐるにある。従つて胚胎する有用鑛物も内地と異なるものあり、今朝鮮の鑛物資源の特性を要約せば次の如くである。

- (イ) 古い時代に石灰石・マグネサイト・無煙炭・黒鉛・鐵(茂山鐵鑛)の資源が生成した。
- (ロ) 中生代にタンゲステン・水鉛・明礬石・鐵(黃海道所在)其他特殊鑛物が生成した。
- (ハ) 金・鉛も一般に内地より古い時代に生成した。

されば内地に産する石油・銅・クロム鐵・錫・蒼鉛・滿掩・硫黃等は、朝鮮に於てはその産出皆無乃至極めて乏しきに反し、内地に産出なきか又は缺乏せる鐵・黒鉛・タンゲステン・雲母・螢石・明礬石・重晶石・マグネサイト等が豊富に賦存し、而もその多くは特殊鑛物として今日の時局産業上不可缺の重要資源たるものであり、茲に準戦時經濟政策の採用以來朝鮮が着目せられる事由があり、又時局産業の躍進原因があるのである。

朝鮮の四大鑛物として屈指されるのは、金・鐵・石炭及黒鉛であるが、既述したやうに各種の鑛物が賦存産出し、殊に最近新鑛物が陸續と發見せられてゐるが、なほ未調査區域が多いのみならず鑛量の闡明を缺くことゝ鑛物資源地としての朝鮮の將來は、今後に期待されるものが多いが、今現在迄に發見されてゐる鑛物資源を金屬類と非金屬類とに大別して、その主要鑛物名を擧ぐるに次の如く多岐多様である。

朝鮮の礦物

金屬礦物——金、銀、鐵、銅、タングステン、鉛、水銀、ニッケル、クロム、コバルト、錳、鉛、亜鉛、アンチモン、錫、モリブデン、マンガン、ゼオライト、マグネサイト、明礬石、シリウム、水銀、砒、硫、非金屬礦物——石炭、黒鉛、螢石、重晶石、珪砂、珪石、燧石、滑石、高麗土、高陵石、長石、石灰石、白雲石、雲母、石棉、珪藻土、漂白土、海綠石、石膏

右は未だ採行されてゐない礦物をも含むが、なほ將來發見の可能性あるもの多きが故に、右を以て鮮内礦物資源の總てとは断定し難い。

二 礦物資源の個別的概観

礦物資源に關する詳述を避け概要を記述してみたい。

(一) 貴金屬礦物

金——朝鮮の金は花崗片麻石、雲母片石、花崗岩等の中の含金石英脈と、それ等の礫層陶汰に依つて生じた砂金を主とする。従つて地質的に觀るならば、金は朝鮮全土に普遍的に分布してゐる理である。事實、金礦區は二億三千四百一十一萬坪、金銀礦區は二十六億一千九百九十七萬坪(昭和十二年七月一日現在)に上り、最近の礦區開發の願及許可件數の半は金銀礦區の實狀なれば、礦區面積は著大に達してゐる。而して當局の産金増産計畫は本年より五年目に年産七十五萬兩を目標とするものにして、昭和十一年の實績は金銀七九、〇二九兩、金一四七兩、砂金二、八兩を示してゐた。

銀——朝鮮には銀の採鑛を目的とする鑛山はなく、銀は金鑛床に伴つて産出するもの多く、又鉛・亜鉛との混合

鑛床を成してゐる。従つて産額は金産額に依據すると觀るべく、昭和十一年は五八・八兩を示してゐた。

尙ほ朝鮮では白金の賦存は現在迄に於ては皆無とされてゐる。

(二) 鐵鑛及特殊礦物

鐵鑛——埋藏量四億乃至十數億噸と謂はれる茂山鐵山の名に於て朝鮮の鐵鑛は著名であるが、此の鑛山は未開發にして産額は未だ大ならず、即ち昭和十一年に於て、鐵鑛二三四萬噸、銑鐵一五六千噸、硫化鐵鑛七八千噸を示し、鑛石として年産六十萬噸内外にある。茂山鐵山は近く採鑛、製銑鋼の豫定なれば、鐵鑛の年産額は、數年を出でずして倍加するであらう。茂山鐵鑛は磁鐵鑛床にして含鐵品位は四〇%内外、其他鐵鑛は赤鐵鑛及褐鐵鑛にして比較的高品位なものが多し。

鋼の合金材料礦物は、通俗的に特殊礦物と謂はれてゐるが、その賦存は豊富且つ多種多様で、然も内地に於て殆ど産出を見ざることを、是等礦物の産出意義は大なるものである。

タングステン——合金材として重視され、時局産業、殊に高速鋼には不可欠のものである。産地は鮮内各地に見られ、主として鐵滿庵重石として賦存してゐる。昭和十一年に於て採行鑛區は五七、産額は一、七〇七噸を示してゐるが、最近は増産が圖られ以て時局下に於ける朝鮮の役割を發揮せしめてゐる。

水鉛鑛(モリブデン)——用途はタングステンと略同様に於て、産出の場合もタングステンに隨伴すること多く、従つて鮮内の賦存は相當豊富である。

ニッケル——鑛床は五ヶ所程發見されたが、その開發は未だ經濟的採算に達せざる爲に産出するに至らない。但し採行價值が確認され、近く開發着手の噂はある。

滿鐵鑛——鑛區は三區あるも未採行の状態にあり産出を見るに至らないが、採鑛着手の上は有望と謂はれてゐる。

チタン鑛——含チタン磁鐵鑛の賦存は明らかにされてゐるが、未だ開發產出を見ない。

コバルト鑛——その鑛床たる砒毒砂、コバルト華は發見されたが、開發利用に至らない。

(三)輕金屬材料鑛物

マグネサイト——之は朝鮮は滿洲と共に世界に誇るべき鑛物なるも、近來漸く利用を見るに至つた。賦存量は明らかにされないが咸南端川郡に發見されたものゝみにて推定鑛量六億五千萬噸と謂はれ、その產出高は昭和十一年一萬四千噸餘となつてゐる。

明礬石——アルミニウムの原鑛石にして、主たる賦存地は全南地方である。賦存量は二千萬噸と推定されて居り、アルミナ含有量は二〇乃至三五%と謂はれ、昭和十一年產額は十一萬五千噸を示してゐる。

礬土頁岩及ディアスポール——之は共にアルミニウム原鑛にして、礬土頁岩石は平壤附近に於て數百萬噸の埋藏あるも、その利用は耐火材に限られてゐる。ディアスポールは若干の採掘あるも工業的に利用するに至つてゐない。

リシヤ雲母——此の鑛床も發見され、又埋藏量も豊富と謂はれるが未だ開發を見ないが、將來期待すべきものがある。

(四)其他の金屬原料鑛物

銅——單獨鑛は極めて少數にして、金銀鑛の製鍊副生産品として回收されてゐる。昭和十一年の產額は銅鑛二、五九〇噸、銅三、六三七噸であつた。

鉛及亞鉛鑛——兩鑛床は密接に隨伴し、その分布は廣きも大鑛床は發見されてゐない。従つて多くは金銀鑛の隨伴物として產出されてゐる。昭和十一年の產額は鉛二、七三八噸、亞鉛鑛五、五七一噸であつた。

アンチモン鑛——此の鑛區は最近各地に發見されて、稼行區は四ヶ所を數へる。埋藏量は明らかにされないが多量

を見込まれてゐる。昭和十一年の產額は三五噸にして前年の七倍を示し、最近開發の進捗せるを物語つてゐる。

水銀鑛——各地に新鑛床が發見されてゐるが、未だ詳細は不明であつて、昭和十一年の產額は七一噸に過ぎなかつた。

蒼鉛鑛——金銀鑛及タングステン鑛に隨伴して產出されるが、產出額は微々たるものである。

カドミウム鑛——最近單體として硫カドミウム鑛が發見され、近く開發着手ありと噂される。

(五)燃料鑛物

石炭——無煙炭・有煙炭・褐炭(泥炭)及油母頁岩が燃料鑛物として著名である。就中無煙炭は最特色あり、埋藏量は十三億四千餘萬噸と謂はれる。その主産地は平壤南部・北部炭田、寧越及三陟炭田にして、後三者は最近の開發に係はる。有煙炭は北鮮を主として全埋藏量は四億噸と謂はれてゐる。泥炭は北鮮及西鮮に賦存し埋藏量は數千萬噸なるも、開發利用は大ならざるものがある。油母頁岩は北鮮に多量賦存するも、未だ開發利用を見ない。出炭高は近年累増し昭和十一年二百二十八萬二千噸に達した。

尙ほ朝鮮には石油資源は賦存の徴候なく、且つ地質的にも鑛床胚胎の可能性は乏し。

(六)窯業原料鑛物

苦灰岩——用途マグネサイトと略々等しく、産地は北鮮を主とするも未だ大々的に採掘するに至らないが早晚此の鮮内工業が實現するであらう。

石灰岩——無煙炭層の下部に賦存する爲、原料及燃料が容易に得られる關係上、此の利用は大に發達しつつある。

高嶺土——全鮮各地に產出を見、陶磁器原料及耐火材として利用され、近來内地移出が増大してゐる。

珪砂——黄海及全南兩道に無盡藏に分布され、内地硝子工業用として移出されてゐる。

珪石——大鑛床は少ないが最近有望な鑛床が発見され、採掘に着手されたと云ふ。

(七)其他の非金屬工業用鑛物

黒鉛——鱗状及土状兩黒鉛があり、全北及慶南を除く各道に分布せられ、四大鑛物の一として埋藏量豊富にして誇るべきものである。昭和十一年の産出額は四一〇噸に上つてゐる。

螢石——豊富なる鑛量を有し世界的に著名であり、最近も新鑛床の発見相踵いでゐる。之は製鋼の熔劑其他に利用せられ、内地移出を主としてゐる。年産八、七四〇噸(昭和十一年)。

寶石——ペイント・製紙等其の用途は多い、良質にして且つ豊富な埋藏を有し、時局産業上着目されてゐる。昭和十一年の産額は五、一一三噸であつたが最近は激増してゐる。

硫化鐵——埋藏量は明らかにされないが鑛量は豊富と謂はれ、昭和十一年の産額は七八、〇三六噸に上るが、硫酸及硫安工業の發達に依り不足の狀勢にあり、開發の促進が叫ばれてゐる。

雲母——豊富な埋藏量を有してゐるが、最近は外國品を壓倒して産出の増加を齎してゐる。昭和十一年の産額は七〇噸であつた。

滑石——有望な鑛山が発見され稼行を見るに至り、内地移出も増大してゐる。

其他砒礦・石綿・珪藻土・白土・海綠石等の賦存も確認され、それ等の開發が進められて居り、以て朝鮮の鑛業資源地としての價値を昂めてゐる。

第七節 動力資源

一 概 説

發電原動力は水力・石炭・液體燃料を主とするが、潮力・太陽熱利用・風力・地熱・海熱の溫度の差・天然瓦斯の利用も理論的には可能にして、既に諸外國に於ては潮力發電が實際に行はれてゐる。朝鮮に於ける動力資源は水力を筆頭に石炭及潮力を擧げられるが、潮力發電は經濟的に利用の段階に達してゐない。然し水力發電が經濟的最高の域に達した際に於ては、石炭の節約を必要とする時期なるを以て、近き將來潮力發電の着手は必然と云ふべきであらう。

元來天然資源は與へられたものであるが、資源價値を決するものは技術にありと觀るべく、殊に朝鮮の動力資源は曩に述べたる如く、發電技術の革命的變化に依りその經濟的價値を喚起されたものであつて、従つて朝鮮の動力資源は水力に於ては自然的な水流及水量そのものよりも、動力技術の向上方面に於て重視すべきであらう。このことは明治四十四年乃至大正三年の第一回水力調査に於て、水力の理論的發電力は五萬七千キロ、經濟的發電力二萬五千キロと斷定されたのに對し、大正十一年以降八ヶ年の第二回水力調査に於て、發電方式に新發見を爲したるに依り總發電力を二百二十三萬キロと幾何級數的な増大を斷定したことを以て首肯さるべく、又誇るべき無煙炭は家庭用燃料としてのみ利用され、その動力資源的價値は抹殺されてゐたのであるが、ボイラーの無煙炭使用の特殊装置が考案され、その利用の普及を見るに及んで無煙炭に依る火力發電の旺盛を齎した。されば動力資源を検するに當つては、發電技術に關し特に考慮せねばならないが、大體に於て水力及火力發電に於てはその革命的變化は見越されず、此の限りに於て水力發電資源は所與のものとしてよからう。又火力發電は石炭埋藏量に左右され、その狀態未だ闡明を缺くを以て火力發電の將來性は豫斷し難い。而して茲に特に力説したいのは潮力發電にして、朝鮮黃海側の沿岸は、仁川の潮差三十尺内外を最大とし、普遍的に潮差が大であつて、現在の潮力發電技術を以てするも百萬キロの發電が可能と謂はれてゐる。水力發電に觀たるが如き潮力發電技術の進歩も想像されるを以て、近き將來その發電の經濟的採算は可

能なると共に、此の發電力も尨大を加ふることを豫想したい。斯くて動力資源地としての朝鮮は極めて多望なるを力説して置く。

二 水力資源の概観

大正十一年以來八年間の歲月を以てした第二回發電水力調査に依れば、水力の總發電力は既成のものを合し二百二十三萬キロと推定されたのであるが、昭和十一年より四ヶ年計畫を以て行はれてゐる第二期電力統制資料調査の進行に従ひ、總發電力は第二回調査より増大すること百七十萬キロ、即ち朝鮮の水力總發電力は三百九十二萬キロと推定され、而も調査の進捗に伴ひ一層の増大が豫想せられる現況にある。而して内地の總發電水力は八百二十萬キロと謂はれてゐるが、之を面積との比例を以て内地の比較を求むるに内地は總面積に對し總發電水力は一平方軒當り二一・四キロ、朝鮮は一平方軒當り一七・八キロを示し、その間懸隔を見ざるものである。而も内地に於て水力總發電力の四〇%内外が既開發なるに比し、朝鮮は未だ一三%内外の既開發に止まり、之が資源的將來性は内鮮比較に於て朝鮮に期待されざるを得ない。茲に朝鮮工業の躍進原因があることも此の際附言したい。

第二回水力調査に於ける水力地點

水系名	地點數	最大發電力 (キロワット)
鴨綠江	二	一、三三三
清川江	一	一、九七〇
大同江	〇	一、七〇〇
漢江	七	二、一八〇
錦江	三	一、四三三
滄江	八	一、九八六
豆湍江	二	三、〇三三
朱乙温川	一	六、三三三
漁郎川	六	一、九〇六
其他及計	二六	二、三三六、一八二

更に朝鮮水力資源の特質として擧ぐべきは、集中的水力發電が可能にして、同時に開發上一水系一社を原則とされ水利の濫用が防止されてゐる點である。最近の水力地點の分布は鮮にし

得ないが、第二回水力調査に依る水力地點を觀るに次の如くである。

右の如く代表的巨大河川が集中的發電を爲し得ることは注目し得るが、その後の調査に依れば是等巨大河川の發電力は更に増加してゐる。このことを一層明らかにせんに、許可水力發電は次の如く集中してゐる。

許可水力發電の概要(昭和十三年六月末)

事業業者	水力地點	道名	發電力 (キロワット)	發電所
朝鮮窒素肥料會社	赴戰江	成南	三〇、三三三	■
長津江水力電氣會社	長津江	成南	三九、六〇〇	■
同	黃水院江	成北	三三、〇〇〇	■
朝鮮鴨綠江水力會社	鴨綠江	成北	四〇、〇〇〇	■
江界水力電氣會社	秃魯江	成北	一〇〇、〇〇〇	■
富寧水力發電會社	富寧江	成北	二七、〇〇〇	■
金剛山電氣會社	通川	成北	一三、三三〇	■
其他 共 合計			一、三三〇、六八〇	

即ち、一社及一水系に依る集中的發電が行はれ、之が爲に發電コストの低下と水力遺利を尠少ならしめてゐる。斯くの如きは發電方式の上にも現はれ、即ち朝鮮の總發電水力三百九十三萬キロに於て、五三%は堰堤式發電方式、四五%は流域變更方

式、水路式に依るものは僅か二%に過ぎないと斷定せられて居り、之は降雨の分布状態及地勢に對する關係に依るとは前述した通りである。

最近に於ける水力發電狀勢は、許可水力百三十二萬餘キロに對し、落成五十二萬餘キロに過ぎず、落成水力の總發電力パーセンテージは僅か一三%に止つてゐるのである。斯くて水力資源に於ける朝鮮の優越性は、寔に他の資源と相俟ち大陸兵站基地としての發展を保證するものと謂はねばならぬ。尙ほ電力資源に關しては、本年報第二輯以降に於て詳細に紹介する方針である。

三 火力資源の概観

火力資源は石炭及石油を主とするが、石油は朝鮮に賦存なき爲石炭を唯一の火力資源とせざるを得ない。鮮内石炭の埋藏量は既述の如く十七億五千萬噸の豊富を告ぐるも、之が開発は慎重なるを要し、他面朝鮮に於て昭和六年以來電力統制方策が實施せられ、之亦統制的開發が採られ居るを以て、火力發電の資源としての石炭は統制的に利用せられてゐることを指摘したい。而して電力統制方策に於ては水力發電を主とし火力は従とされ、又地域的には中・西・北鮮は水力依存、南鮮は火力依存となつてゐる。之は南鮮に水力發電力が乏しきと石炭が所在するに基因する。

火力發電は本年六月に於て、許可中落成分六萬二千九百九十二キロ、未落成二萬五千五百五十二キロとなつてゐる。従つて水力發電に比せば微々たるも、水路變更方式に依る水力發電が考案せられざる以前に於ては、動力は火力萬能であつた。

石炭に對する動力資源的價値は、資源保存又燃料國策の觀點から規定されて居り、之を具體的に云ふならば、現地發電以外に炭田の開發を經濟的採算に合致せしめる必要からか、水力發電に依る供給が送電關係上不利とせられる地方に於ては已むなく火力發電に依らしめ、或は自家發電の場合のみ火力發電とせしむる方針にある如く察せられる。此の限りに於て石炭の動力資源的價値は埋藏量に比例するものでない。而して前述した如く火力發電は南鮮地方に限定され、西鮮地方は豊富なる無煙炭田あるも火力は豫備發電の方針にあり、石炭の動力的使用は消極的の現状である。

昨十二年の石炭需給は次の如く推定される(單位千噸)。

生産高二、三二八 輸入高七三七 移入高九一一 輸出高六〇 移出高五九二 消費高三、三三四

右の如く實際は石炭不足、即ち昨年に於て九十九萬六千噸の輸移入超過となつて居り、甚だ芳しからぬ状態にあるも、之は無煙炭燃焼に特殊装置を要するに拘らず、未だ之が一般的に普及されず、且つ有煙炭は出炭不足する等に原

因する。電氣事業家及家用發電者は最初は有煙炭を使用してゐたが、最近に於ては特殊装置を以てする無煙炭使用が多く、朝鮮電力會社寧越發電所(第一期發電五萬キロ)はその代表的なものである。

要之に火力資源としての鮮内石炭は、水力資源程に大なる評價を爲し得ず、寧ろ人造石油の原料として重視すべきであらうが、山元利用の石炭開發の觀點より火力發電も豫定せられ居れば、石炭の電源的價値は無視し得ない。

第八節 人的資源

一 概 観

朝鮮が勞働力のタンクとして著名なることは、所謂外地的特色の一つとして怪しむに足りない。それは主として内地勞働力の補充地として立つにあり、歴史的には歐洲大戰時代に端を發し、當初は土工勞働者として供給されたものであるが、近來は鑛山工としても使用せられるに至つた。然るに最近は勞働力の豊富に着眼し現地企業が旺盛を告げ内地に對する勞働力の供給地としてよりも、それが企業條件に有利と云ふ點に於て重視されるに至つた。されば一般的に「朝鮮は過剩勞力豊富にして」と謂はれ、内地工業の誘致原因となつてゐる。之は確に首肯すべきものであるが戰時體制下に於ける勞働力の不足は全日本の問題にして、此の觀點に立つとき豊富なる朝鮮の勞働力は、常に朝鮮に於ける工業發展の促進原因としてのみならず、内地に於ける勞働力不足に對する補充地として再評價されざるを得ないであらう。又時局的見地に立つならば、半島出身者に對しては徵兵制は適用されず、戰地前線に於て皇國意識を發揮する機會に恵まれざるを以て、その意識を銑後經濟方面に於て動員することは、蓋し適切なる對策と云ふべきであらう。未だ戰時勞働對策の觀點から朝鮮の勞働力の組織的利用は考慮されてゐないが、鮮内工場従業者として之を有

効に利用する施設は一二講ぜられ、極めて良好なる成績を収めてゐる。即ち最近鮮内に於て低度熟練工の養成方策が採られ、工場労働者不足の緩和に資してゐることを指摘し得る。此の施設が擴充せられ、以て内地に於ける労働力の不足を補充するに役立つに至ることが望ましく、斯かる要望が内地側に於て行はれてゐることは注目すべき現象である。

人的資源の考察に當り冒頭に於て労働力を取上げたのは、前述した如く外地的特性に重きを置いた結果であるが、歴史・社會及教育情勢の現狀に想到するならば、朝鮮の人的資源は知能・技術に於て大なる評價を加へ難く、労働力の對象としてその價値を認むるが妥當であらうし、又人的資源として取上げる場合には主として労働力の供給力が問題となるだらう。

朝鮮の最近の人口は二千三百萬人に近いのであるが、昭和十一年に於ては二千二百四萬七千餘人であつた。その職業別構成は次の如くである。

朝鮮の職業別人口構成(千人)

職業	總數		
	内地人	朝鮮人	外國人
農林及牧畜業	一六、四三三	一六、四九四	二一三
漁業及製鹽業	三二七	三三八	〇
工業	六九八	五九五	二二
商業及交通業	一、六六九	一、四六三	二〇
公務及自由業	八八六	六八六	二
其他有業者	一、三三六	一、〇九二	九
無職及無申告者	五九九	三七五	〇
計	三三、〇八八	三二、三三四	六五

この詳述は避けるが、朝鮮農村が所謂労働力剩餘地なることは何等の説明を要せず、又、そこに労働力の源泉地として期待せられる所以がある。

如斯職業別構成に對し、今統計の判明せる工場従業者數を觀るに、工場従業者數(五人以上の職工を使用する設備又は五人以上使用してゐる工場の職

員及職工)は僅々一八八、二五〇人(昭和十一年末)に過ぎず、労働力の利用乃至消化に於て十分の状態に達してゐない。茲に工場労働力供給の餘力と、工業發展の餘地が潜在することは贅説を俟たないであらう。

内地に對する労働力供給如何は複雑な問題があつて、平時と戦時とは別箇に觀念しなくてはならぬであらう。是等の詳述は省略するが、戦時労働力不足の際こそ、朝鮮が労働力の貯水池として内鮮一體的な職能を演ずべきであつて又事實、施設の如何に依つては十分効果を擧げ得る状態にあることを力説したい。

二 半島人の労働適性とその將來

人的資源は量的に考察するが適當であらうが、之に關しては計數不備なれば他日を期し、以下専ら質的方面を検討してみたい。只茲に一言せんに、土木建築勞務調査の必要に基き最近總督府内務局が試みた勞力所在調査に依れば、第一次的男子労働可能者は六十四萬餘人、第二次的男子労働可能者は百八十四萬餘人と發表されてゐる(昭和十二年十月一日現在)。「労働可能者」の説明を要するが、兎に角自由労働に従事し得べき労働力は朝鮮農村に豊富であり、從つて農繁期には必ずしも「労働可能者」の豊富を意味しないことは注意すべきであるが、猶ほ且つ一般的に見て過剩状態にあることは争はれざる事實と謂ふべく、殊に女子勞力に着目するならば、量的に極めて將來性を有つことは現に普く目撃する通りである。労働資源的價値の質的方面より半島人を觀るに、男女子供に各種労働に適應性を有つことが擧げられるが、之は同時に缺點でもあつて、労働技術に於ける半島人的特性の成立しないことを意味する。然し鮮人女子は普遍的に手先が極めて器用な習性ある故、訓練の如何に依つては特異的技術の普及をみるに至らう。労働の修得力乃至消化力は教育と相關的にして、小學校の卒業者と簡易學校(尋常四年)のそれとは、可成りギャップのあることが實證されてゐるが、近來教育普及の結果男女共に一般工業労働能力を保持するに至り、修得力は向上する傾

向にあり、此の實質より半島人職工に依る企業の旺盛を齎してゐるのである。勿論熟練の度合に於ては内地人とは差あるものゝ如く、殊に能率に於ては可成りの懸隔が現はれる。されば能率賃銀よりせば、現狀に於ては必ずしも半島人使用が内地人使用に比し有利に非ずと謂はれてゐるが、藉すに時日を以てせねばならぬであらう。體力の優勢に於ては既に言を俟たない。

以上の事柄は内地人と相對的に理解すべきものであるが、之亦内地人と比較して特に缺點として一般的に擧示されるのは、怠惰・不精の習性と、同一労働に對する持續性を缺くと云ふことである。しかしながら是等も亦徐々に改善傾向にあることは實績の證明する所である。

斯様に觀るならば、半島人の労働適性は既に議論の餘地なく、只急速に能率的な低賃銀を希求することは困難、例へば一般的に賃銀の絶對額は内地人の六割内外の低賃銀なるも、能率的に換算するならばそのデイスカウントがその儘有利とされない如く、或程度の教育的精神を必要とするであらう。而して労働精神の普及とその社會的訓練が進歩しつゝある現狀に鑑み、半島人勞力の工業方面に於ける吸收は近き將來全日本的に重視さるべきであらう。

第二章 朝鮮に於ける農業

第一節 概 説

朝鮮に於ては近年農工併進が唱へらるゝも、農業は今尙朝鮮産業の樞軸たるに變りなく、今後に於ても特に米を大宗とする主穀農業が朝鮮經濟の重要要素たることに變りないであらう。即ち、昭和十一年末に於ける農家戸数は鮮内總戸数の七三%、農業生産額は産業總生産額の五二%、農業生産物及其の加工品の輸出額は總輸出額の六一%を占めてゐる事實が正に之を裏書するものであり、特に我國戰時統制經濟の下に於て朝鮮の農業とその生産力の強化は愈々重要な使命を荷ふに至つて居る。朝鮮農業は總督府治下に於ける適切なる技術的指導と増産政策に依つて躍進的進展を経て來たが一面半封建的零細農耕制の有する諸條件を基底に持ちつゝ資本制化に順應しつゝあること自體が朝鮮農業の比較的目的しき進展への因子たるものである。

昭和十一年末現在に於ける耕地面積は四百五十萬餘町歩に達し、作物の分布は米・麥・粟・大豆を中心とする食糧作物を主として工業原料作物之に次いでゐる。後者のそれは棉麻類が數へられてゐるが更に楮・莞草等も栽培されてゐる。また養蠶、家畜飼育も政府による獎勵計畫の實施と相俟ち比年増産しつゝあり。而して如上普通農作物、養蠶、畜産の各部門に亘り鮮内需要を充足したる殘餘は内地外國に輸移出を見てゐるが、何れにしても朝鮮農業の生産力の擴充強化は今後に於て見るべきもの多々あり、その生産物品質の向上と共に市場性の擴大が朝鮮農業進展の將來を制

約するものであらう。

第二節 耕地面積

昭和十一年末に於ける土地臺帳登錄済の耕地面積は四百四十二萬六千七百七十町歩であり、朝鮮全土（二萬四千三百十二方里）の約二〇%を占めてゐる。この耕地面積の内畜（水田）は百六十八萬九千七百八十六町歩（三九%）、田（畑）は二百七十三萬六千九百八十三町歩（六一%）であるが、畜の内二毛作地は僅かに四十四萬九千五百二十町歩を算するに過ぎないことは、農耕技術の進歩せざると謂はむよりは寧ろ氣候に因るものであり、事實半島の中部以北は冬期作物の耕作に困難なるものがあるのである。而して耕地を自作小作別に觀察すれば、畜については自作地は僅かに三一%を占めるに過ぎず（五十三萬九千三百八十町歩）、小作地は百十五萬四百町歩を算して居り、また田については自作百三十三萬七千二百七十町歩、小作百三十九萬九千七百町歩で、ほぼ伯仲の間にある。而して更に一農家當の耕地面積を見るに昭和十一年末現在に於て畜五反七畝歩・田九反二畝歩計一町四反九畝歩の平均となつてゐる（純火田民を除く農家戸數二百九十八萬四千七百七十六）。併しこれは平均數であつて地理的・經濟的に見ても南北に於て著しい差が認められる。即ち、南鮮地方に於ては畜が比較的大なる部分を占め（南鮮七道Ⅱ京畿・忠南北・全南北・慶南北は平均畜六反三畝歩・田四反八畝歩、計一町一反歩）、北鮮地方に於ては田がその多くを占め、且一般的に耕地面積が大であるが、（北鮮六道Ⅱ黃海・平南北・咸南北・江原は平均畜四反二畝歩・田一町六反歩計二町二畝歩）、これはまた南鮮地方の農業經營が比較的集約化されて居り、一方北鮮地方が粗放である事實を物語るものである。また、土地臺帳未登錄耕地が五十一萬四千八百町歩（内、畜二萬八千七百町歩・田四萬八千四百町歩・火田四十三萬七千七百町歩）存在す

ることも注意さるべきことであつて、林野を伐採した荒蕪地がその儘原始的農業經營の對象となる火田は、主として朝鮮北部地帯の特殊性ある農耕法として資本制化しつゝある朝鮮農業とあたかも矛盾するが如き後進性の一面を露呈してゐるものである。

次に昭和十一年末に於ける耕地の階級別区分及農家一戸當耕地面積を地方的に表示すれば次表の如くである。（明治四十三年以降の耕地面積の増加傾向に就いては、卷末附表参照。）

道別	階級別及農家一戸當耕地面積（昭和十一年末）		自作及小作の割合		農家一戸當面積	
	自作	小作	自作	小作	畜	田
京畿道	二五・六%	七四・四%	三二・二%	六八・七%	〇・八五町	〇・七四町
忠清北道	三三・五%	六七・五%	三四・七%	六五・三%	〇・五〇町	〇・五九町
忠清南道	三三・六%	七六・四%	三四・五%	六五・五%	〇・七四町	〇・五八町
全羅北道	一九・〇%	八一・〇%	二九・八%	七〇・二%	〇・七二町	〇・二八町
全羅南道	三三・五%	六七・五%	六〇・三%	三九・七%	〇・五三町	〇・五三町
慶尙北道	四一・八%	五八・二%	四七・一%	五二・九%	〇・五五町	〇・五五町
慶尙南道	三三・九%	六七・一%	四二・九%	五七・一%	〇・六〇町	〇・三三町
黃海道	二七・九%	七二・一%	三七・〇%	六三・〇%	〇・五八町	〇・三三町
平安南道	三六・八%	六三・二%	四三・七%	五六・三%	〇・五〇町	〇・五〇町
平安北道	三二・四%	六八・六%	三八・一%	六一・九%	〇・四八町	〇・五二町
江原道	四三・一%	五六・九%	五五・五%	四四・五%	〇・四〇町	〇・五九町
咸鏡南道	五〇・四%	四九・六%	七〇・〇%	三〇・〇%	〇・三八町	二・四四町
計					一・三九町	一・三九町

成 畿 北 道

六四〇

三六〇

七〇四

三三六

〇二五

二七七

二八三

計

三九二

六八一

四〇九

五二一

〇五七

〇九三

一〇九

第三節 農作物

朝鮮に於ける農作物としては、上述の如く米・小麥・大豆がキャッシュクロップスと算せられ、食糧雜穀としては大麥・裸麥・小豆・粟・玉蜀黍・黍等、更に特用作物として工業原料たる棉花・大麻、藥用嗜好品として人蔘・煙草、其他家畜、また農家副業製品として吠・繩・苧・莞草細工品・乾果等、次には果樹園藝作物として苹果・梨・桃・葡萄等が數へられる。而して本項に於ては重要穀物たる米・麥・大豆・粟、特用作物としては棉花・麻・其他果樹、家畜並に農家主要副業品たる繩吠について各別にその大勢について記述することとし、政府專賣品たる人蔘・煙草、其他産額よりみて比較的少なきか又は市場性尠なき農産物個々についての記述は總て之を割愛した。更にまた農業部門に入るべき牛・馬・豚・鶏・緋羊等の家畜飼育については、別に牧畜の項に於て論述さるゝに付き併せて之を除外することとする。

一 米

米が朝鮮農業の根幹をなしてゐることは、近年に於ける棉花、麻等の工業原料たる農業生産物への政策的指導獎勵がなされつゝあるにかゝらず儼然たる事實であり、事實朝鮮農業の進展が米作の改良増産と同異語であると稱しても必ずしも誤りでない。また朝鮮農業がその資本制化の部面を最もよく露出してゐるものはこの米の生産とこの市場化の部門であることは今更暇を要しない處である。「秋收期小作料を納めて且多少の米豆を放賣して債を償ふに於ては殘餘幾何もなく早春既に食盡き或は地主に高利の食糧を借り或は山野に草根木皮を漁り辛うじて露命を繋ぐの狀

態」であつた施政當初の朝鮮の農村が、内部機構は兎も角少くとも萬頃の開墾された水田にめぐられてゐる現實の姿は、爲政者による農家の食糧充實を目的とする産米増殖政策の結果であるとされてゐる。事實朝鮮に於ける氣候土質は米作に最も適當せるものであり、古來の主要農作たりしものであつたが、しかも舊韓國時代の多年の秕政は、封建的土地制度を規定しつゝ生産力の擴大を制約してゐたものである。しかるに總督政治下に於てこの粗笨な舊來の朝鮮農耕に對し内地の近代的科學的施設を移植し、こゝに近代的經濟組織への農村經濟の適應のための諸條件が具備せらるゝに至つたのである。即ち、優良品種の普及、優良品種の種子更新、在來種の改良により品種の一般的改良をなし、或は耕地の改良、苗代の改良、肥料の施用、稗拔、害蟲豫防驅除、適期刈取等一聯の栽培技術上の改良をなす外その收穫物に對しては乾燥調製、玄米調製の獎勵をなし、一方米穀検査規則（大正四年公布）に基き嚴密なる検査を施行しその商品價値の向上が圖られて來てゐる。かくて獎勵品種としては多摩錦・穀良都・銀坊主・陸羽一三三號・福坊主・龜の尾等が算せられ、之等改良品種の増産のみにも年三百餘萬石と推定されて居り、今やこれ等の改良産米も玄海を越えて本州西部、中部、九州、及四國を主要市場として内地に移出されてゐるが、その數量も昭和十一年は八百九十四萬石、價格二億五千萬圓の巨額に達するに至つてゐる。而して上述の水稲獎勵品種の作付反別は昭和十一年に於ては百三十萬町歩に達し、その收穫高も一千六百六十六萬石（全鮮米産額の約八六％）を算するに至つてゐる。尤も之等優良品種は栽培後馴化劣變する虞あり、之に對しては政府は優良種子を更新し、普及促進を圖る政策を樹て、既に大正十一年より實施してゐるが、昭和十二年よりはこの更新計畫は第四期に入り、向ふ五ヶ年間に百三十五萬町歩の更新がなされることになつてゐる。今、朝鮮産米の生産増加の情況並に朝鮮米移出額を示せば、次の如くである。

年次	鮮米果年生産額			鮮米果年移出額		
	作付反別	收穫高	反當收穫	數量	價額	
明治四十三年	1,323,977	10,605,413	0,767	539,035	4,153,589	
大正四年	1,498,010	11,846,085	0,858	2,257,331	2,333,868	
昭和十年	1,533,546	14,334,353	0,935	3,387,435	8,795,663	
昭和元年	1,587,988	15,300,707	0,960	5,755,955	1,923,599,093	
二年	1,623,333	17,298,887	1,000	6,455,734	1,911,400,790	
三年	1,717,753	18,511,735	0,890	7,010,338	1,833,421,035	
四年	1,833,000	19,701,746	0,840	7,760,907	1,848,599,647	
五年	1,962,010	21,180,677	1,150	8,166,990	1,905,506,559	
六年	1,974,600	22,873,999	0,948	9,056,100	1,848,388,409	
七年	1,983,499	23,455,835	0,995	7,478,481	1,532,693,011	
八年	1,967,460	21,912,730	1,071	7,888,850	1,532,693,011	
九年	1,711,949	16,777,338	0,977	9,845,639	1,332,693,011	
十年	1,640,559	17,844,669	1,055	8,892,226	1,400,433,335	
十一年	1,601,335	19,410,733	1,211	8,892,226	1,400,433,335	

備考 昭和十一年の作付反別は畦畔面積を除く實際作付面積とす。

二 麥 類

大麥及裸麥は農家の食糧として重きをなしてゐるものであり、その増産は食糧の充實と輸移入防遏のために不可欠の條件となつてゐる。一方小麥は棉花に次ぐ重要移入品なるのみならず、販賣用としても價値有るが故に一般田(畑)

作の他、南鮮地方では畜(水田)の裏作として作付されてゐる。この麥の田作面積は施政當初は田全面積の三五%の八十五萬町歩に過ぎなかつたものが、十一年に於ては百四十萬町歩に達しその生産量も六百二十萬石よりその後十六倍の一千四十萬石(内、小麥百六十萬石・大麥六百八十一萬石・裸麥百九十六萬石・ライ麥二萬石)に達してゐる。一方畜の二毛作としての麥の作付段別は大正元年の十二萬七千町歩より昭和十二年には三十二萬町歩に達し、政府による優良品種の普及への努力も相當拂はれてゐるがその普及成績は米作の優良品種程には達せず昭和十一年に於ては在來種に對して大麥は三七%、小麥は二五%の域に止まつてゐる。今各種別麥生産高を示せば次表の如くである。

年次	(イ)大 麥			(ロ)小 麥		
	作付段別	收穫高	價額	作付反別	收穫高	價額
明治四三年	575,958	4,746,955	15,866,951	333,894	1,301,973	6,675,837
大正一年	816,310	6,889,733	5,678,035	363,179	2,057,409	2,970,888
昭和元年	853,289	7,021,236	7,906,540	365,404	2,133,626	3,076,499
五年	893,933	7,567,498	8,577,757	366,080	1,863,151	1,840,299
六年	900,343	7,821,277	8,965,889	373,299	1,799,482	1,069,979
七年	898,504	8,003,766	9,168,016	373,769	1,778,269	1,072,110
八年	888,822	7,585,304	7,766,710	373,227	1,762,387	1,072,110
九年	887,950	7,993,969	7,511,903	373,633	1,877,761	1,072,110
一〇年	876,844	8,751,965	7,313,699	373,543	1,933,817	1,072,110
十一年	861,353	8,823,696	7,173,010	373,533	1,933,817	1,072,110

年次	(一) 標			(二) ライ麥		
	作付反別	收穫高	價額	作付反別	收穫高	價額
明治四三年	五、七〇一	三、四七五	一、一六〇、八六六	三、四七五	三、四七五	三、四七五
大正一一年	三、八〇四	三、七〇〇	四、三〇七、六二一	三、四七五	三、四七五	三、四七五
昭和元年	五、一五五	三、八五〇	五、三三三、七二六	三、四七五	三、四七五	三、四七五
昭和五年	六、〇〇八	三、三三〇	五、八〇三、五七四	三、四七五	三、四七五	三、四七五
昭和六年	八、三三三	六、五九三	四、七四四、五二六	三、四七五	三、四七五	三、四七五
昭和七年	九、三三〇	八、七一一	六、九七七、八八〇	三、四七五	三、四七五	三、四七五
昭和八年	二、四、五八	一、〇、三三三	一〇、〇〇六、〇一三	三、四七五	三、四七五	三、四七五
昭和九年	二、〇、二七	一、八、一三三	一四、〇〇〇、〇三三	三、四七五	三、四七五	三、四七五
昭和十年	二、六、九三	一、六、三五六	二、一、九、四〇九	三、四七五	三、四七五	三、四七五
昭和十一年	三、〇、六三	一、九、六二七	二、六、三三、三三三	三、四七五	三、四七五	三、四七五

ならず豆腐製造、味噌醬油醸造材料として内地市場に於て需要せらるゝもの多く、其市場に於ける市價は滿洲大豆を凌駕する實情にある。かゝる情勢に於てその作付面積も累年増加しつゝあるが、施政當時四十八萬八千町歩の作付反別が昭和十二年には七十八萬七千町歩に増大し、その收穫高もこの年間に於て二百七十五萬石より三百七十八萬石に増加するに至つた。

次に小豆は北鮮地方に於て品質優秀なるものを産出し之また内地市場に於て需要されてゐるが、一般に小豆は米・粟と混用して農家の常食として使用されてゐるので鮮内消費が大部分を占めてゐる。而して昭和十一年に於てはその

三 豆 類

朝鮮に於ける大豆は品質優良にして市場性を有する點に於て米に次ぐ重要なキャッシュユク ロツプたるものであり、輸移出品として極めて重要性あるものである。朝鮮産大豆の優秀性は施政當時に於ても認められてゐたもので、就中咸鏡南道の端川及安邊、京畿道の長端産出の大豆は内地産を凌駕する品質を有してゐたものであるが、其後政府による一般的優良品種の普及と調製技術上の改善奨励とは、大豆検査制度(大正十一年)の施行と相俟つて、生産の増加と品質の統一化が實現され、たゞに食用としてのみ

作付反別二十三萬町歩收穫高七十五萬石を算し、これは施政當時と殆んど大差なき状態にある。大豆及小豆の生産額並に輸移出額を示せば次表の如くである。

年次	大豆累年生産額			大豆累年輸移出額		
	作付反別	收穫高	價額	數量	價額	數量
明治四四年	五、四七、七四五	三、一五五、二七九	二、一六三、二四一	七、五、四〇九	四、六、一八七	一、四、三三三
大正一一年	七、九六、一〇五	四、五二五、八三六	六、六、〇九六、八〇一	一、四、三三三	三、〇、〇三三	一、四、三三三
昭和元年	七、九一、五五六	四、三五一、五三七	五、九、二二二、九一一	一、四、三三三	三、〇、〇三三	一、四、三三三
昭和五年	七、九二、九九九	四、四九〇、〇四八	三、一、四三九、九七九	一、四、三三三	三、〇、〇三三	一、四、三三三
昭和六年	七、九二、六八三	四、一三二、七九五	三、一、〇三三、〇一九	一、四、三三三	三、〇、〇三三	一、四、三三三
昭和七年	八、〇九、九九二	四、四〇九、〇四八	三、一、〇三三、〇一九	一、四、三三三	三、〇、〇三三	一、四、三三三
昭和八年	八、〇三、八五一	四、三三三、五二七	三、〇、一〇〇、一六六	一、四、三三三	三、〇、〇三三	一、四、三三三
昭和九年	七、九五、〇四二	三、八二二、三七七	二、四、五三七、五六五	一、四、三三三	三、〇、〇三三	一、四、三三三
昭和十年	七、九一、八五八	三、七五五、二七八	六、〇、二九三、二〇八	一、四、三三三	三、〇、〇三三	一、四、三三三
昭和十一年	七、七九、四七七	三、七六四、二二五	六、二、八七三、二八〇	一、四、三三三	三、〇、〇三三	一、四、三三三

小豆累年生産額

年次	作付反別	收穫高	價額
明治四三年	二、九、〇〇〇	八、八九、三三六	一、三、〇、〇〇〇
大正一一年	三、六、一、三二七	九、〇三、六四七	一、三、〇、〇〇〇
昭和元年	二、五、五、六六六	九、八六、〇〇〇	一、五、〇、三三三
昭和五年	二、四、一、二二四	八、九八、九八〇	七、九七〇、七二四
昭和九年	二、三、三、五七四	八、七三、三六七	二、一、七、六、九八五

四 粟

粟は朝鮮農家特に北鮮地方に於ける主要食糧であり、主として西北鮮地方及び山間部に於て産出されてゐるが、その生産額は鮮内需要を満たすに足らず、滿洲より輸入するゝもの相當額に

が、優良品種の選定、其他栽培技術上に缺點あり、従つて生産量も比較的少ないが、その需要は市場に放出さるべき米の代用食として南鮮地方に於ても増加しつゝある状態にあり、政府に於てもその收量増加に力を致してゐるが、昭和十一年に於ける作付反別は七十八萬八千町歩生産量五百六萬石（輸入額の約四倍）に達してゐる。

五 棉

棉花は朝鮮に於ける特用作物中最も重要な地位と將來性を有するものである。我が國に於ける紡績工業の需要する原棉が印度、米國及支那より年々數億圓輸入されてゐる事實は、一の有望な棉花産地たる半島に對しその生産の將來性に大なる期待が掛けられてゐることを當然首肯せしむるのである。既に舊韓國末期に於て、我國先覺者の提唱になる米國種陸地棉の移植計畫が

進められたが（明治三十八年原敬、野田卯太郎、大石正巳等の發起せる棉花栽培協會に端を發す）、未だその試作時代を出でず、施政後大正元年より六ヶ年に亘つて南鮮六道に於て棉作擴張計畫が政府の指導下に實施され、或は技術員

栗果年生産額

年次	作付反別	收穫高	價額
明治四三年	三三、二七〇	三、四六〇	一、二九〇、一一〇
大正一一年	七五、九六六	五、一三八、一〇六	五、四七四、六四三
昭和元年	七九、八三二	四、七七〇、〇〇〇	五、九六、三七二
五年	九〇、八二五	五、七三三、三六六	六、三三、三三九
六年	九一、一三六	五、九〇、五六四	五、〇七、五六八
七年	八〇、六六五	五、三九、六一一	四、七八、四六四
八年	九七、三二六	五、一三三、〇〇一	四、〇二、三三一
九年	九一、六〇六	五、七二、七三〇	四、二六、七〇八
一〇年	九七、四三三	五、八〇、七四七	五、九七、五六〇
一一年	九八、三五六	五、〇五、〇九六	六、二九、〇八六

の配置、改良種子の配付、更新をなし、或は棉作組合の特設に基き棉花の共同販賣をなす等相當見るべき實績を収めたが、更に第二期計畫として大正八年に向ふ十ヶ年を期間とする所の棉花の増産計畫を樹て、栽培面積二十五萬町歩（陸地棉作付反別十萬町歩、在來棉作付反別三萬五千町歩の擴大）を目標とし更に栽培法の改良、生産棉花の増大（實棉量二億五千萬斤目標）を期した。而してその施行地域は從來の南鮮六道に止らず更に京畿道及西鮮三道にまたがつたものである。この第二期計畫は昭和三年を以て一應終了したが、既定計畫に達せざるに鑑み、更に第三次増産計畫を樹て昭和四年以降十ヶ年を期間とし、上述せる南鮮六道の外、京畿・黄海・平南・平北・江原の十一箇道に集約栽培を獎勵して收量の増加を期したのだが、更に昭和七年度に至つては新に棉花増産計畫を樹立（昭和八年以降二十ヶ年間に作付面積五十萬町歩、實棉生産高六億萬斤）した。斯の如き棉花増産への政府當局の努力は一に本邦棉花の自足自給による國際貸借の改善と云ふ國策的見地に立つものであり、且つは農家の現金所得の増加と云ふ農村政策とも關聯せるものである。かくて本計畫に關聯して政府は道郡産業技手の設置、指導郡の設置、指導郡移動後の郡に對する施設等多額の國費援助を爲してその獎勵に努むる處があつたが、昭和十一年に於ては作付反別二十二萬八千町歩、收穫高一億三千七百三十七萬斤に達し、反當收穫高は平均六十斤にして最高は全羅北道の九十一斤である。何れにせよ棉花は纖維作物中最も重要性あるものであり、特に時局に於けるその増産の意義は益々重きを加へて來てゐる。次に棉花の累年生産量と繰綿及棉實の移出額を示せば次の如くである。

年次	陸地棉			在來棉		
	作付反別	收穫高	價額	作付反別	收穫高	價額
明治四三年	一、一八六	六、八八、一八一	五、四、四五五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一、五〇〇、〇〇〇	一、一、五〇〇、〇〇〇
昭和元年	一〇、七七七	一、一八、二、六四七、〇七〇	一、〇〇、九、七〇〇	四、三、八、八九、七五〇	一、一、七〇〇、〇〇〇	一、一、七〇〇、〇〇〇
一一年	一四、三二六	八、九、三、九二二、四七〇	一、五、四、四、一、五九二	六、四、三、三、三五二	四、七、九、八、二、七三六	七、四、五、三、五五〇

繅綸及棉實累年移出額

年次	繅		棉實	
	數量	價額	數量	價額
明治四四年	11,017	3,310,000	25,211	2,599,970
昭和元年	12,545	4,546,813	47,748	1,883,314
五年	17,357	7,546,013	94,019	3,567,759
六年	18,000	7,268,648	30,339	6,733,000
七年	18,983	8,541,000	19,988	6,373,000
八年	14,233	6,477,911	21,619	7,146,500
九年	14,447	8,137,010	7,590	3,356,000
一〇年	13,100	7,771,316	5,508	1,935,500
一一年	10,394	5,457,477	7,136	2,448,813

六 麻

朝鮮に於ける特用作物特に繅維作物としては前述せる棉花を首位として之に次で重要なものは大麻、苧麻、亞麻を以て代表せらるゝ麻類であるが、この麻こそ衣服地として、其他の日用使用品の製造材料として、朝鮮民衆にとつて不可欠の生活資料たるものである。即ち、麻は或は麻布とし或は苧布として紡

織されその製品は逐年増産改良されつゝあるが、然も鮮内生産量を以てしてはその需要を充足するに足らず、年々支那より多額の麻布を輸入せる實情にあり（昭和十一年四百六十四萬反、價額百四十七萬圓）之を防遏するがためにもその増産が要請されるのである。その生産情況を示せば昭和十一年に於ては、大麻の作付反別二萬六千五百町歩、生産量四百八十萬貫にして、一方苧麻は作付反別一千四百町歩、生産量十一萬六千貫であるが、この苧麻は氣温の關係上専ら南鮮地方に於てのみ栽培されてゐる。

次に亞麻は近年の栽培奨励により漸次普及しつゝあるもので、主として北鮮地方就中咸鏡南道に於て栽培されてゐるが、その成績見るべきものがあり（反當收量十八貫）、政府は昭和九年より増産計畫を樹立したが、現在（昭和十一年）の作付反別は一千八百町歩、生産量三十三萬四千貫に達した。これらの累年生産額は次表の如くである。

年次	大麻		苧麻	
	作付反別	收穫高	作付反別	收穫高
明治四三年	18,633	1,749,700	8,640	477,500
昭和元年	29,926	5,799,011	15,870	1,557,000
五年	29,005	5,566,941	17,333	1,991,279
六年	26,341	5,283,337	19,917	3,441,184
七年	27,579	5,251,126	15,210	1,454,406
八年	26,766	5,267,399	15,337	1,455,337
九年	26,759	4,827,506	15,088	1,591,088
一〇年	26,759	5,074,626	17,622	1,762,083
一一年	26,463	4,794,531	14,337	1,264,634

七 果 樹

朝鮮に於て産出される園藝作物特に果樹類は氣候風土の適應によつて極めて優秀品が數へられてゐるが、就中梨、苹果、桃、葡萄は相當多量産出されてゐる。苹果の如きは内地種を凌駕するのみならず、米國産の優良種に對しても毫

年次	亞麻		價額	
	作付反別	收穫高	數量	價額
昭和八年	11,250	5,644,433	7,833	7,833,000
九年	6,900	1,676,631	2,361	2,361,000
一〇年	11,000	3,477,277	3,036	3,036,000
一一年	11,070	3,333,351	3,986	3,986,000

も劣らぬ品質を維持してゐるが、その市場性の擴大に伴ひ鐵道沿線に於ける果樹栽培の機運勃興し（京畿道の仁川・素砂、忠清南道の儒城・鳥致院、慶尙南道の三浪津・金海・鎮海、全羅南道の羅州、黃海道、海州、平安南道の平

壤・鎮南浦、咸鏡南道の咸興・安邊等)その重要産地に於ては大規模の企業的經營や資本家的經營家の組織する組合組織の結成さるゝを見てゐる(五畝歩以上の果樹園經營をなすもの全鮮四千人、栽培面積五千餘町歩)。その販路も地方に擴大され、關東州滿洲を初め遠く西比利亞、上海、香港に於ける需要も漸増し、内地に於ては大坂以西は殆んど朝鮮産品の商圏に包含されてゐる。昭和十一年に於ける苹果の收穫高は一千五百七十九萬貫、栽培樹數二百三十二萬本にして、梨は三百六十三萬貫、栽培樹數九十九萬本、葡萄(優良品種)は三十九萬貫、栽培樹數二十六萬本に達した。夫等の累年の生産額を示せば次表の如くである。

年次	苹果			梨		
	樹數	收穫高	價額	樹數	收穫高	價額
大正二年	六〇,一四四	三五四,六二九	二九六,五七七	五八〇,三三三	二七七,八七四	三五六,一八六
昭和元年	一,三三三,九〇〇	四,三七五,九一七	三,九四九,一一三	三,〇一七,一一一	二,四九七,七三三	二,四九七,七三三
五年	一,五七六,九九八	六,六七七,七〇三	三,一九四,三〇四	三,三〇七,三九五	一,五六四,一八五	一,五六四,一八五
六年	一,七六六,七三三	一,〇五七,四一一	三,五二一,一六二	三,四三三,七五五	一,六三七,六四四	一,六三七,六四四
七年	一,八六八,四三三	二,三二七,〇二七	四,三二一,三三七	三,八九六,七三三	一,八七〇,一〇〇	一,八七〇,一〇〇
八年	一,九九一,六五九	二,一八九,一五三	四,四九一,三九一	三,四七三,二五八	一,八九七,四三七	一,八九七,四三七
九年	二,〇八七,二二四	一,四四四,〇〇〇	四,七四五,一八四	三,五三三,四七三	一,七四五,九七一	一,七四五,九七一
一〇年	二,〇八八,〇六六	一,六〇五,四七九	五,八九一,〇〇五	四,〇四五,二一九	一,九四三,五四八	一,九四三,五四八
一一年	二,三三七,六六〇	一,五七九,二八三	六,三六九,七七七	三,六三三,一〇一	一,八七二,九六六	一,八七二,九六六
大正二年	二四三,一五本	一〇一,四七三	九五,八六九	二四三,一五本	一〇一,四七三	九五,八六九
昭和元年	二七六,九五五	一三〇,三三〇	一五七,七五五	二七六,九五五	一三〇,三三〇	一五七,七五五

養蠶は古來半島に於て家内副業として行はれて來たものであるが、植桑を嫌ふ舊慣ありした

年次	葡萄			養蠶		
	樹數	收穫高	價額	樹數	收穫高	價額
五年	一八〇,三三三	三三,八八八	一七四,三七七	一八〇,三三三	三三,八八八	一七四,三七七
六年	一八四,一八七	三〇,七一一	一三四,九八二	一八四,一八七	三〇,七一一	一三四,九八二
七年	一八九,五五八	三〇,〇四九	二二一,〇三三	一八九,五五八	三〇,〇四九	二二一,〇三三
八年	二三〇,七〇九	六五三,一四四	六四七,七三〇	二三〇,七〇九	六五三,一四四	六四七,七三〇
九年	二五〇,一六三	七〇一,七六九	五九〇,七三三	二五〇,一六三	七〇一,七六九	五九〇,七三三
一〇年	二四四,〇二四	七三八,七〇六	五九六,八四四	二四四,〇二四	七三八,七〇六	五九六,八四四
一一年	二六一,五三三	五九三,〇三二	二九六,八八八	二六一,五三三	五九三,〇三二	二九六,八八八

め見るべき發達をなさず、特に李朝末期に於ては桑田荒廢する實情にあつた。しかるに政府は風土其他の飼育上の諸條件が適應せる事實に鑑み、施政後その増收獎勵につとめ、農事試験場に蠶絲部を設置し、中央及各道に専任の技術官を配置する外或は蠶業傳習會の開催、蠶室及蠶具の改良、稚蠶共同飼育、蠶種の統一及優良蠶種の普及等をなしたが、朝鮮蠶業令の制定(大正八年)は補助事業と相俟つて蠶業取締上一期を劃した。而して養蠶の發達情況を回顧するに、併合當時に於ける養蠶戸數は僅かに七萬六千戸、産繭額一萬三千石に過ぎなかつたものが、大正十二年に於ては、養蠶戸數は四〇萬戸に、産繭額は二十萬石に増大し、更に其十三年後の昭和十一年には養蠶戸數八十二萬戸、産繭額七十二萬石と云ふ躍進的增加の跡を示してゐる。この養蠶の躍進に關聯して、桑田の植付面積の増加と種類の改良もなされて來て居り、桑田反別の如きは大正十二年の三萬二千町歩より昭和十一年の七萬六千町歩に擴大されて來てゐる。

而して從來朝鮮養蠶業の一つの特質をなしてゐたものは、養蠶者が即ち製絲業者であると云ふ點であつた。勿論それは資本制の移入せられざる家内手工業としての埒内に於てであつたが、大正の中期に製絲資本の進出を見るに至りしまでは、産繭は鮮内に於て之を消費することを得ず、勢ひ内地製絲工業の原料供給のための移出品たる地位を有する状態にあつた。一方政府はその勤農行政機關たる朝鮮農會を動員して生繭の共同販賣の獎勵をなしつゝあつたが、漸次その出廻は統制付けらるゝこととなり、昭和十一年度に於て産繭總額の約五〇%が共同販賣さるゝに至つたことは農業經濟の協同化の一面を物語るものとして注意に値する。次に上述した家内工業的地位少くともマヌファクツール

の域を脱し得なかつた（手繰法より座繰・足踏への發展）製絲界に、大正七年頃より製絲資本の進出漸く目覺しく、特に大正十四年以降に於ける政府による工場増設への保護獎勵策の進展に伴ひ各地に機業の勃興するを見たが、昭和十年に至り朝鮮製絲業令の公布せらるゝを見て本業の哺育的統制が一層強化されることゝなつた。現に昭和十一年に於ては製絲工場七十四を算し、その生絲生産額三十二萬五千貫、價額一千三百六十九萬圓に達し（製品は外國輸出向として總て内地へ移出さるゝ）、從來の繰絲器使用の製絲戸數は三十四萬戸、生絲生産額十七萬貫、價額五百二十七萬圓に達してゐる。次に繭生産額並に輸移出額累年表を示せば次の如くである。

年次	家蠶繭累年生産額		同累年移出額	
	養蠶戸數	産繭額	繭價額	數
明治四三年	七六、〇三七	一三、九三三	四三、八六一	—
大正一二年	五三、六三三	二〇、七三二	一四、九三三	一九九、七三三
昭和元年	七六、四九〇	三二、〇八〇	一九、三三九	二〇六、四七〇
五年	一、〇七三、〇六八	五五、五三三	二二、六五〇	一、三〇三、四九七
六年	一、一五八、二五三	五七、二六一	九、三九七	一、二六八、八一五
七年	一、三三二、七〇一	五九、三〇八	一〇、七四三	一、三五三、五〇二
八年	一、三九〇、三五五	六八、〇三四	二、八六四	一、二九四、四〇三
九年	一、三九八、〇三三	七三、一六一	一〇、〇三二	一、三三三、六六一
一〇年	一、三九八、〇三三	六八、一〇一	一六、〇三二	一、四〇四、八六九
一一年	一、四一五、三三〇	七三、三三三	一六、〇三二	一、四〇四、八六九

備考 明治四十三年の夏秋蠶養蠶戸數は不明。

九 副業生産物

朝鮮に於ける農家副業としては自給經濟時代より家内工業として發達して來た機業、製紙、特用作物（藥草採取）、草鞋、莞草蓆、柳行李、竹細工、簡易なる農具、干柿、乾果等が數へられるが、施政後に於て全鮮的に普及してゐる農家副業製品としては、繩呷及苴が指摘される。これは米穀農業が當然要求する處の藁製品であるが、從來の規格不統一且つ不完全な製造法を改良して増大する需要に應ずべく、政府は昭和二年府令を以つて呷検査規則を制定し、道及郡農會職員をして製品検査を實施して繩呷の統一増産を圖る處があつた。次で昭和七年穀物検査實施に伴ひ、この製品検査を國營となすに至つたが、かゝる指導方針による藁加工に對する積極的獎勵は、全羅南道を嚆矢として既に大正年間より開始され來つたものであり、或は夫れが爲に傳習會及競技會の開催、製造器具の配付等がなされて居り、その實際的獎勵機關として地方的農民の協同團體たる地方金融組合等もこの生産増加のために看過されない活動をなして來たものである。かくて大正初期に於ては呷の輸移入額は相當多量に達してゐたが、近年に於ては著しく生産量を増大し、自給自給の域を脱し内地或は滿洲方面に輸移出する状態にある（昭和元年、呷二百二萬枚、繩百萬斤、昭和十一年、呷七百三十五萬枚、繩二百四萬斤）。

年次	呷		改良苴		繩	
	數	價額	數	價額	數	價額
大正二年	五七三	四〇、一三五	二四	二、三五七	一六、四七七	一、一五三、四三三
一三年	二五、〇〇〇	四、六五一	一、六八七	三五四、三三七	三九、六四〇	六、五八〇、三八四
昭和元年	二九、〇〇〇	五、三九四	一、九一五	四一〇、三九〇	四三、〇〇七	七、二〇五、五六三
五年	四三、四九九	五、五五二	二、四九七	三三〇、八二八	五五、四六九	五、六七二、二九六
六年	四三、九一五	五、一五一	二、九八八	三〇八、五二二	五八、九三五	五、五七七、九〇七

第二部 第二章 朝鮮に於ける農業

七年	四九、七二四	六、九五九、九一一	三、三九〇	三、四五、四八五	六、一、三六二	五、八、三、四八八
八年	五三、八四五	五、七〇〇、五三四	三、三二二	三、〇〇、七五三	六、三、三三七	五、二、二、四四五
九年	五九、六三三	七、〇〇九、〇〇〇	四、二五九	四、四四、三〇八	六、七、〇一一	五、七、三、五七七
一〇年	六六、九六四	九、一〇七、四八八	四、九三九	五、三九、二六六	七、六、六四八	八、一〇、三、五〇三
一一年	七六、八六三	一〇、五四九、八八八	六、二五八	六、五三、六三三	八、三、九七二	八、五〇、七六八

第四節 産米増殖計畫と米穀統制

朝鮮に於ける産米が我が國食糧政策の重要な一要素をなしてゐることは何人も之を認むる處であり、朝鮮農業は政府の哺育政策によつて急速なる進展を劃したが、就中産米増殖計畫が大正九年度に樹立されたことは朝鮮産米今日の基礎を置いたものとして高く評價されなければならない。之より先、一般的農事改良施設の基本となるべき農業水利の改善のために大正六年朝鮮水利組合令が公布され、従来の堤堰淤及小規模な水利及土地改良事業の外に、大規模なる灌溉施設が遂行さるゝに至つたが、産米増殖計畫の確立は、更に土地改良事業促進へ拍車を加へることとなり、各地に水利組合の設立計畫を見るに至つた。昭和十一年度末に於ては、既定工事を完了せる組合數一九〇、蒙利區域は二十一萬六千町歩に達したが、一組合にして蒙利區域一萬町歩を越ゆるもの全鮮に七組合を算する。即ち全北二、黄海三、平北一、咸南一。一方には、政府による農業水利の改良並に一般的土地改良への關心は更に深められ、大正十五年に於ては所謂産米増殖更新計畫（大正十五年度より以降十四ヶ年を期間として三十五萬町歩の土地改良事業の完成と約八百二十萬石の産米増殖を目的とす）の樹立を見たが、之等技術的並に行政的の米穀農業に對する開發獎勵と關聯して内地に比を見ざる大規模の企業が簇生するに至つた事實も（昭和四年末一千町歩以上の耕地を所有する大

農場十五）、朝鮮農業の資本制化への一つの指標として看過することの出来ないものである。兎も角、土地改良事業を含めたる政府による産米増殖計畫の遂行は、鮮米の品質の向上と共にその増産見るべきものがあり（その生産量、産米増殖更新計畫の實施年度たる大正十五年一千五百三十萬石、昭和七年一千六百三十五萬石、昭和九年一千六百七十二萬石）、内地に對する移出量も比年増大するに至つたが（大正十五年五百七十七萬石、昭和三年七百萬石、昭和六年九百五萬石）、かゝる躍進的増産は我國の米穀事情を一變せしめるに至つた。即ち帝國の米穀需給状態は朝鮮を主とする産米増殖の結果約二百萬石程度の餘剰を生ずるに至り、茲に必然的に鮮米に對する増殖計畫の調整が要請さるゝに至つたのであるが、かくて昭和七年に於ては從來本事業の企畫遂行機關たりし總督府の土地改良部は廢せられ、更に昭和九年に至り産米増殖計畫中土地改良事業の遂行は之を中止することとなり、事業代行機關たる朝鮮土地改良會社は解散するに至つた。然るに支那事變の勃發は、朝鮮に對して所謂「兵站基地」としての使命を課するに至つたが、特に内地に於ける戦時下農村の必然約生産力の減退に關聯して、朝鮮産米の重要性は、將來商品としての需給状態の角度ではなく、戦時食糧問題解決の角度よりして新たな意義を加へらるべきものであらう。

上述の如く、昭和九年以來産米増殖計畫の基底をなす土地改良事業は一時停止さるゝに至つたが、しかも鮮米の増産は比年加はりつゝあり、その品質の改良と共に市場性愈々大に、内地市場への移出高も増加して來てゐる。然るに鮮米の内地移出は常に季節的に偏倚する傾向を有して居り（例年移出高の大半は收穫期後四、五ヶ月の内に移出されてゐる）、かゝる事實も朝鮮農民の零細小作制に基礎付けられたる農村經濟機構の不合理により、生産期に於ける産米の放賣を餘儀なくされてゐることに依る社會的、經濟的の必然的歸結であるが、かゝる鮮米の偏倚的移出が内地市場及び農村に與ふる影響と朝鮮の生産者自らが受くべき價格上の不利益を除去するために、收穫期に於ける放賣防止と有利なる穀價時期に於ける平均賣をなすと共に季節的過剰移出を統制するために、昭和五年米穀倉庫計畫を樹立す

る處があつた。この政府による米穀倉庫計畫は、農業倉庫（主として生産地に設け米穀の保管をなさしむ）及び移出米穀倉庫（開港地に設置し移出米の調節をなす）を昭和五年より七ヶ年を第一期計畫とし、前者は五十ヶ所、収容力五十萬石、面積一萬二千五百坪、後者は借庫、新設、買収により之と同等の坪數と収容力を確保せんとするものである。昭和十一年度末現在に於ける實績は、農業倉庫六十五ヶ所二萬七千六百坪収容力百十萬石、移出米穀倉庫は朝鮮米穀倉庫會社の經營せるものであるが、現在開港地八港（釜山・馬山・麗水・木浦・群山・仁川・鎮南浦・元山）に於けるその經營倉庫の總坪數は七萬一千八百坪に達してゐる。

而して前述せる内地移出米の季節的偏倚を調節せんとして意圖されたる農業倉庫及移出米穀倉庫の實績は必ずしも豫期の効果を擧げる域に達せざりし事實に鑑み、政府は更に之が統制を強化せんがために、昭和八年、（一）穀貯藏倉庫の設置、（二）穀の野積施設、（三）所謂春窮期に於ける細農救済の意圖をも併せ有する邑面（地方最下位自治體）が營む社還米施設をなし、玄米に換算して約百五十萬石の調節をなすことを目的として、新たに米穀移出統制計畫を樹立したが、貯藏米穀に對して融通すべき資金は大藏省預金部に仰ぐこととしたのであつて、特殊銀行の他金融組合をして農民に對するその實際融資に當らしめたのである。

第五節 肥料の生産配給とその統制

朝鮮に於ける農家一戸當耕作面積は一町六反歩にして、之を内地農家に於ける一戸當面積一町歩に比して著しく大と云はねばならず、且つ高度の豐饒性を有してゐると稱せられて居るにかゝはらず、しかも主要作物の反當收穫量が内地の夫れの半ばにも達せざる状態にあることは、灌漑の施設の未だ完備されてゐないと云ふ耕作技術上の不足と、

肥料の使用がまだ不充分であると云ふ點に係るものである。誠に「餓えたる土地」である朝鮮の農地は多年に亘る奪掠的農耕法の餘弊が豐饒であるべき土地を徒らに瘠土たらしめてゐるものである。いかに農民が奪掠的な農耕法に從來習慣付けられてゐたかは、全くの自然力に依存して耕作をなすかの火田民の存在によつて瞭かである。併し乍ら政府による勸農施設の促進に伴ひ、施肥の重要性について漸次農民は理解するに至つて來たが、特に、産米増殖計畫の促進、田作改良増殖計畫、棉作獎勵計畫等一聯の農業増産計畫が急テンポを以つて進行せしめられるに及び、必然的に肥料消費量の増加が要求せらるゝに至つた。而して農家によつて最も簡易なる自給肥料については從來無制限に採取がなし得られた山野の綠草、嫩葉が林野調査によつて制限されたり、或は以繩筵の副業製品の原料として藁が多量に使用せらるゝに至つたこと、乃至は畜牛の内地向移出の増加によつて厩肥の生産が減少する等、その肥料給源の相對的減少によつて自給肥料にのみ依存し得られざる結果となり、勢ひ販賣肥料の使用を積極的に必要ならしめるに至つたものである。かくて政府は大正八年以降、大豆粕其他の有機質肥料にしてその使用簡易にして安全なるものゝ施用の獎勵をなして來たが、更に昭和元年に至つて肥料改良増殖獎勵計畫を樹て、肥料購入資金融通（金融組合等の團體を通して消費者に現物貸付をなす）の途を開いたのである。而して朝鮮肥料取締令の公布（昭和二年）、土性調査の實施（昭和十一年）、朝鮮重要肥料業統制令の施行（昭和十年）、朝鮮臨時肥料配給統制令の施行（昭和十三年）等肥料配給の統制強化は、販賣肥料の品位の改善をも併せて鮮内販賣肥料の配給機構を合理化せるものと謂はなければならぬ。勿論この化學肥料の増殖獎勵と相俟つて、自給肥料の増産獎勵がなされてゐたが、特に昭和元年度より十ヶ年間に期間として遂行された増殖獎勵計畫の實施に於ては、堆肥及綠肥の増産につき特に力が注がれた。即ちその實際的方策として綠肥の種子配給、綠肥堆肥指導里洞の設置、肥料獎勵技術員の設置等につきその經費に對し毎年國庫補助金（二十萬圓乃至三十萬圓）の支出をなした。昭和十年に於てその實績は計畫實施直前の一九六、五四五萬貫（堆肥

一九一、二五六萬貫、綠肥五、二八九萬貫)より七四六、七〇四萬貫(堆肥六九三、五五一萬貫、綠肥五三、一五三萬貫)に増大したが、更に増産の必要を認め昭和十一年度よりは十ヶ年の第二期増産計畫を樹て、邁進してゐる。

次に朝鮮内に於ける販賣肥料の生産配給情況については昭和五年咸鏡南道に朝鮮窒素肥料株式會社設立され、硫安を初め硫磷安、硫加磷安、過磷酸石灰、石灰窒素等各種の化學肥料が生産されるに及んで、硫安を主とする化學肥料の鮮内需要も著しく増加するに至つた。而して鮮内の肥料市場に供給される硫安には、上述の朝鮮窒素の他内地製品及外國製品もあるが、消費界の大部分は鮮産が占めてゐる。而して化學肥料の配給は鮮内に於てもカルテル統制が實施されて居り、例へば朝鮮窒素はその直屬の窒素肥料販賣會社より、自己工場に於て生産せる肥料を、特約店(農業團體としては朝鮮農會並金融組合聯合會)を通して地方分散卸商、小賣商へ配給し(農會は系統農會を通して消費者農民へ、聯合會は單位金融組合を通して消費者組合員へ)、また鮮外に工場を有する其他の製造會社は夫々の販賣代行機關を通して特約店其他の分散卸商への行程を経て地方小賣商、消費者へその製品の配給をなしてゐる。併し近年に於ては、系統朝鮮農會並に朝鮮金融組合聯合會がその系統的組織を通して消費者農民の利益のために中間利得者を排除して生産者より直接消費者への配給合理化に進みつゝあり、公定價格の決定についても或程度のイニシアチブを有するに至つたことは注意すべきものがある。特に支那事變勃發後、肥料需給の圓滑及び價格の公正を圖ることを目的として發布された戰時經濟統制法たる臨時肥料配給統制法に基き昭和十二年十二月朝鮮臨時肥料配給統制令が制定施行されこの法令に基いて中央統制組合(朝鮮販賣會社、日滿商事、及硫安販賣會社の特約の組織する組合がその組成員となる)が結成され、配給數量、價格、其他配給統制上必要な事項を決定することとなつた。この配給統制と關聯して、政府は昭和十二年度に於ては鮮内化學肥料消費高の約半分を農會系統並に金融組合系統によつて配給斡旋せしめる計畫を樹て、之に要する特別資金の融通が四千萬圓に達せんとしてゐる。また、鮮内に於て生産される魚肥は近

年躍進的增加をなし極めて重要性あるものであるが(昭和十一年生産高五千五百五十萬貫、價格二千五百四萬圓)、鮮内に於て需要せられる處僅かにして(昭和十一年消費高五百十二萬貫、價格二百三十六萬圓)、その殆ど總てが内地に移出される實情にあり、大豆油粕を主とする植物質肥料も製造高並に消費高何れも微々たる状態にある(大豆粕昭和十一年消費高七百一萬貫、價格百八十七萬圓)。

次に販賣肥料の消費高並に自給肥料生産高及農家一戸當肥料消費高を示せば次の如くである。

種別	年次				
	昭和元年	昭和五年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
動物質肥料	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
(魚肥)	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000
植物質肥料	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(大豆油粕)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
礦物質肥料	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(硫酸アンモニア)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(石灰窒素)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(過磷酸石灰)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

販賣肥料消費高(右、數量 左、金額 圓)

種別	昭和元年		昭和五年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
合成肥料	11,224	1,111,111	11,224	1,111,111	11,224	1,111,111	11,224	1,111,111	11,224	1,111,111
其他肥料	11,224	1,111,111	11,224	1,111,111	11,224	1,111,111	11,224	1,111,111	11,224	1,111,111
合計	22,448	2,222,222	22,448	2,222,222	22,448	2,222,222	22,448	2,222,222	22,448	2,222,222
耕地一反歩消費額(錢)	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111

綠肥堆肥生産高表(單位 面積町歩)

種別	昭和元年		昭和五年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
綠作付反別	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111
堆肥	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111
反當製造高	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111
合計	3,366	333,333	3,366	333,333	3,366	333,333	3,366	333,333	3,366	333,333
耕地一反歩消費高	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111

耕地一反歩當肥料消費高(左、右、數量、金額、圓)

種別	昭和元年		昭和五年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
自給肥料	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111
販賣肥料	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111
合計	2,244	222,222	2,244	222,222	2,244	222,222	2,244	222,222	2,244	222,222

種別	昭和元年		昭和五年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
自給肥料	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111
販賣肥料	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111
合計	2,244	222,222	2,244	222,222	2,244	222,222	2,244	222,222	2,244	222,222

農家一戸當肥料消費高(左、右、數量、金額、圓)

種別	昭和元年		昭和五年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
自給肥料	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111
販賣肥料	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111	1,122	111,111
合計	2,244	222,222	2,244	222,222	2,244	222,222	2,244	222,222	2,244	222,222

第六節 農村産業團體と農村經濟の協同化

朝鮮農村に於ける團體としては農業者の利益代表機關たる朝鮮農會と農民の協同組織體たる金融組合、産業組合、殖産契とが數へられるが、夫等は何れも独自の法令に基いて組織された法人であり、制度上よりは別個の存在たるものである。併し乍ら何れも農民の組織する團體であり、窮極の目的とする處は農業者の社會的經濟的地位の向上、生産技術の改善進歩を意圖する點に一致する處あり、且つ時代と環境の相違はあれ、何れも政府の農業政策の具現化されたものに他ならない處にその共通點を有するものである。特に近年に於て農會、金融組合、産業組合が何れも購買

販賣事業を營むに至り、その監督指導系統が分立し、制度上の相違よりして事業上の競合を生じ、必然的に三者對立の機運が醸成さるゝに至つたが、一般的農業恐慌を契機として開始された農村振興運動（昭和七年以來）の進行に伴ひ、農村の生産及流通經濟部内の合理化が要請されるに至り、特に如上の農村三團體の連絡統制の強化と調整が刻下の重要問題たるに至つた。かくて昭和十二年六月に至り總督府事務分掌規程が改正され、從來の上述三團體に對する監督系統の分立（農會—農林局、産業組合—殖産局、金融組合—財務局）が調整さるゝこととなり、爾來産業組合、並に殖産契、金融組合及び同聯合會の購買販賣事業に關する事務は専ら農林局農村振興課に於て主管することとなつた。かくて農村協同體によつて遂行さるゝ購買事業が農村振興運動とタイアップするに至つて本問題に對して一應の解決が與へられた譯である。併し乍ら系統農會に於ける購買事業の實際的遂行（肥料の共同購買斡旋は金融組合の夫れに倍して居り、農機具の配給、生産物^{II}特に繭、棉花、鶏卵等の販賣斡旋も相當額に達してゐる）は、勃興しつゝある朝鮮金融組合聯合會を樞軸とする金融組合の系統の購買事業と必然的に接觸面を持つに至り、この二大系統組織に於ける事業上の調節が今尙問題として殘されてゐる。

一 農 會

朝鮮に於ける現在の系統農會組織は、大正十五年一月公布された朝鮮農會令（本令は農會法を依用したもので機構上行政方針による監督指導が極めて強化されてゐる點を除けば目的、事業、其他の機構に於て變る處が無い）に基いて組織されたものである。その沿革を述べれば、この農會制度は舊韓國末期の統監府時代に帝國政府の方針に基き設置された韓國中央農會をその濫觴とするものであり、併合後に於てはその名稱を朝鮮農會と改め朝鮮農業の近代化に順應すべき各般の農業生産技術の改善のために活動して來たものである。然るに大正末期に於ては政府による各般の勸業施設の獎勵助長によつて農業各部に亘る農業者の勸業機關の設立を見るに至つたが、當時全鮮を區域として活動せ

る機關は朝鮮農會の外に、朝鮮畜産協會、朝鮮蠶絲會あり、道を區域とするものに畜産同業組合聯合會、棉作組合聯合會等十餘團體、更に郡を區域とするものには農事獎勵會、勸農會、地主會、棉作組合、養蠶組合、畜産同業組合、繩刈組合等々實に六百に垂んとする多種多様の團體が群立簇生してゐた。かくて團體濫立による獎勵施設の不合理を矯正し、併せて官廳の行政と相俟つて活動すべき強力なる團體の創設によつて、以上各種團體の諸機能を包含せしめんとして茲に現在の農會の成立を見るに至つたものである。斯くて系統農會の成立によつて各種團體は農會の機能の内に解消せしめられ僅かに畜産協會、畜産同業組合及朝鮮蠶絲會が残存するに止まつたが、更に昭和八年に至り畜産關係團體（畜産同業組合、同聯合會、朝鮮畜産協會）が系統農會に吸收合併さるゝこととなつた。之により農會の機能は更に擴充されるに至つたが、現在この系統農會に於ては中央農會たる朝鮮農會及各道を區域とする道農會十三及び府、郡島を區域とする府、郡、島農會（二百二十）があり、何れも獨立した法人組織であるが、系統組織の内に包含されてゐる。而して農會は農會の改良發達を圖ることを目的とするもので、その目的を達するために、（一）農業の指導獎勵に關する施設、（二）農業に従事する者の福利増進に關する施設、（三）農業に關する研究及調査、（四）農業に關する紛議の調停又は仲裁、（五）其他農業の改良發達を圖るに必要な事業をなすものである。以上の如く農會は本來營利事業をなさず農業生産技術の改良發達、農業者の利益の擁護を圖るを第一義的目的とするものであるが、近年その埒外に出で、積極的に購販斡旋事業に進み、特に肥料の共同購入事業については昭和十一年度に於ては一千八百七十一萬圓（四千七百四十六萬貫）に達し更に仁川、長項、群山、木浦、麗水、釜山等十ヶ所に肥料配合所を設け共同配合に乗り出してゐる。

二 産 業 組 合

朝鮮に於ける協同組合としては、後述する産業組合及金融組合があり、更に部落的協同組織として殖産契が兩種組

合の機構の内に織込まれ、その尖端組織として活動してゐるのである。産業組合は大正十五年一月公布された産業組合令に基いて組織されたものであるが、その特徴とする處は機構上官治的色彩が濃厚である許りでなく、(組合の設立理事の選任の認可制と、官廳による業務の監督検査)、その營む事業を専ら販賣、購買、利用の三種に限定してゐる點である。朝鮮の産業組合が内地の産業組合と異つて信用事業をその業務より排除したことは信用事業を主要業務とする金融組合が創始後既に十九年の歴史を有し、独自の發達をなしてゐた事實によるものであり、かくて兩組合制度が業務上の重複を來すことが避けられたのである。産業組合の設立に當つては、初め農家の副業品乃至家内工業製品たる織物、朝鮮紙等の特産品の取扱をなす組合に殆んど限られてゐた状態であつて、その發展も遅々たるもので農村協同組合としては殆んど見る處が無かつた。然るに近年に至つて農村振興運動の進展するに従つて産業組合もその一面の役割を擔當することとなり、農村物資の需給についても積極的に之を行ふこととなつた。従つて従來の特産品の取扱の外に肥料、農機具、其他經濟用品の共同購入、各種農産品の共同販賣に事業を轉回せんとしつゝあり、その組合設立も比年多きを加へて來てゐる。次に産業組合の創始以來各年度末現在の組合數を示せば次の如くである。

各年度末産業組合數

昭和元年	昭和二年	昭和三年
昭和元年 一三	昭和二年 二二	昭和三年 三〇
同 四年 三四	同 五年 三八	同 六年 四三
同 七年 五一	同 八年 五五	同 九年 七三
同 十年 九二	同 十一年 一一〇	

次にその營む業者別に之を觀察するに、購販利三種經營のもの最も多くを占め八十三組合を算し、二種經營のものは二十五組合を算してゐる。而して組合

員數は殆んど總てが農業者を以て構成されて居り、朝鮮産業組合が本質的に農村産業組合たる事實を現はしてゐる。その營む購買事業についても産業材料を始め肥料其他農業用必需品であつて、農家の常食たる粟の共同購入を除けば

日常消費資料の購買は徹々たる状態にある。而して消費組合と稱すべきものは、嘗ては全く任意的團體として地方的に農民の間に組織された事實もあるが、何れも短命に終りその見るべきもの少く、産業組合令に基いて組織された所謂家庭購買組合として主として俸給生活者を組織員として特殊の發達を示してゐるのは京城府並に群山府に存在する組合である。而して産業組合制度創始以來既に十二年を経過し、組合擔當者の間に於ては聯合組織の必要性が論ぜられてゐるが、まだその域に達しない。しかるに從來資金上の援助を受けてゐた各道金融組合聯合會が昭和八年に機構を單一集中化して中央金庫たるの實を擧げるに至り、更に昭和十一年より事業部を設置するに至つては、それと産業組合との關聯も深めらるゝに至り、昭和十三年三月末現在に於て朝金聯の會員たる産業組合は六十組合、その借入金は五百十三萬圓に達して居り、之等の會員たる産業組合は朝金聯と專屬的取引の關係にあり、また業務上の指導と監査も遂行されてゐる。次に最近十ヶ年に於ける産業組合主要業務概況並に朝鮮金融組合聯合會との關係を示せば次の如くである。

産業組合業務概況 (各年度末、但決算未了組合を除く)

年 度	調査組合數	組合員數	出資總額	拂込濟済積立金	借入金	販賣品	購買品	利用料及加工料
昭 和 二 年	二九	三、六四六	三、九、四〇〇	四〇、三三〇	四六、五七〇	一、三三三、〇〇〇	三、四一七、七三三	八、四六六
三 年	二八	三、三三〇	六、〇、八〇〇	八〇、七六五	八三、三二二	一、九九八、五二九	六、九、三九四	一、三、二八二
四 年	三三	三、七、五七〇	七、〇、五〇〇	九四、九七九	三三、〇二二	一、三、一八、六九〇	八、八、四四九	一、七、一八七
五 年	三五	四、〇、〇八〇	七、四、八、三〇〇	一〇九、六四四	三七、八三二	一、六、八、〇〇七	三、四、四、八六八	一、七、六、一七
六 年	四〇	四、九、〇〇七	八、六、三、二〇〇	一六六、九五四	三五、六三三	一、九、七、三、〇〇〇	四、三、〇、七、七二〇	三、九、六、九〇〇
七 年	四三	五、一、七、七五八	九、八、一、三〇〇	二一六、九八八	六五、三〇三	二、三、七、九、三三三	四、六、一、九、七二二	四、三、八、六九
八 年	五〇	六、三、四、八八一	一、〇、六、六、六〇〇	三三九、三〇三	九六、九九九	三、六、四、四、七七一	五、四、四、四、四四四	六、〇、〇、〇〇〇

九	七、七〇一	一、五三三、四〇〇	二、六六、七六六	一、三四、五三九	三、三三、三七六	六、〇三、五〇一	二、八四三、九八一	七〇、〇八九	
一〇	七、五	九八、五七七	一九、七七一〇	三、七三、九九四	一九、九、三五	四、七三、一八	八、六八、七〇〇	四、三六一、三五四	九一、五八九
一一	九、三	二九、一九八	二、三三三、三四〇	四、九、九、六九	二、四三、九八三	六、七三、九七九	一、三、八、〇、五〇	六、二八二、七三四	九一、六五五

朝鮮聯合會產業組合業務概況 (各年度末)

年 度	組合數	組合員數	出資總額	拂込濟準備金	積立金	借入金	販賣品	購買品	利 用
昭和八年	四	五、七七六	八八、三九〇	一四九、九三九	八、八九、九六九	二、四四三、五六五	四、八九三、〇三二	一、四九、七三三	六、七、八四
九 年	七	六、八二七	九八、三六〇	一七〇、九四六	—	二、五五、九六一	五、四八、八九六	一、六四、三四三	五九、三〇〇
一〇年	五	六、六二七	一、三三七、一〇〇	二九八、三三三	一八、三、三七	三、七九、三五六	六、九八、六七六	三、七、八、〇、九	七四、六五九
一一年	五	七、〇〇〇	一、三、八、八三〇	—	一八、五、九九九	四、九、六、七、三	九、〇、七、八、六、四、三	三、三、五、一、四、七	七、四、八、三

三 金融 組 合

朝鮮金融組合制度は舊韓國末期の明治四十年(光武十一年)五月に發令された地方金融組合規則に起源を持つ金融組合に基き組織される所の朝鮮農村の協同組合で、特殊な價值を有するものである。元來朝鮮に於けるあらゆる産業施設がすべて政府の統治的意圖の下に設けられてゐる事實は一般的に認められてゐる處であるが、金融組合制度もまた政府の對農村政策實行のための機關として創始されたと稱しても差支なきものである。併し乍ら夫れが協同組合としての機構を有し農民の共同自助の精神をその事業の基底に有してゐる點は他の施設とは異つてゐて、ある程度の自主性が其處に認められるのである。上述の如く明治末期に創始されたこの制度は既に三十有二年の歴史を持つものであり、その間に於ける政府による親權的な哺育と組合擔當者の開拓的な努力とにより、幾多の推移を經過しつつも一般的に見るべき成績を収めて來てゐる。その特質とする處は政府による保護獎勵が極めて濃厚なる點(理事の官

選、精密なる監査制度の確立、資金的援助)であり、これは朝鮮の社會的經濟的事情によるものであつて其處に所謂正統派的協同組合理論を以て律し得ざる點がある。この組合制度の發展過程について一應の瞥見をすれば、草創期に於ける金融組合は全くの貸付組合としての地位に止つたが、大正三年の組合令改正により、組合員の權利義務が明確にされ協同組織としての實體を有するに至り、大正七年に至つて都市に於ける庶民銀行とも稱すべき都市金融組合が設置され、且つ同年には道を區域とする金融組合聯合會が結成されてその會員として單位組合たる村落及都市金融組合の外朝鮮總督の認める産業法人(産業組合、漁業組合、畜産同業組合聯合會)をも包含することゝなつた。ついで昭和三年に至り全鮮の組合及び各道聯合會を會員としその組合運動の聯絡的機關として朝鮮金融組合協會が設立され、更に昭和八年八月に至つて各道聯合會及朝鮮金融組合協會を併合して單一全體的中央機關たる朝鮮金融組合聯合會が結成さるゝを見、今日の組合運動二段階制が實現さるゝに至つたものである。而して次で昭和十年八月殖産契令の公布に基いて法人制を持つ部落的組織が主として購買、販賣、利用事業を營む單位組織として、組合に加入するに及んで金融組合體制は朝金聯、金組、殖産契の一貫した機構に於て農村經濟の全面的協同化を實現し得る新段階に入るに至つた。

金融組合令は金融組合を以て「組合員の金融を緩和し其の經濟の發達を企圖する社團法人」と規定し、組合員の出資義務と區域内生活者の加入の任意性とにより協同主義の機構を樹て、居るが、執行機關としての理事者の官選主義によつて、組合長其他の役員の組合員中よりの相互選任主義による組合民主制に對して或程度の調節を加へ以てその運用の適實を期してゐる。この點歐米的協同組合の範疇に入れることは出來ないが、これは獨特の外地協同組合の類型として、その實績よりしても高き評價に價するものであらう。金融組合は貸出及預金業務を主要業務とするものであるが、更に倉庫保管業務、媒介貸付業務(半官的産業金融機關たる朝鮮殖産銀行の貸付業務の代理媒介)、共同購

買、共同販賣斡旋業務等を營んでゐる。斯くてあたかも獨逸のライプアイゼン型信用組合が貸付及預金業務を主要業務としてゐる（事實その名稱たる「貯蓄及貸付金庫」が指示するが如く）にかゝらず、多額の購買販賣事業を營んでゐるのと類似してゐるが、その規模に於ては著しく大であり寧ろシュルチエ型信用組合との間の中間的存在たるものである。

朝鮮金融組合聯合會（朝金聯）は、本部を京城に置き支部を各道廳所在地に置いて居る金融組合の中央機關であるが、その特徴とする處は内地・外國の例と異なり、中央金庫・中央會・卸賣組合の三者の機能併せ有してゐる點である。即ち定款に於ては會員のために、（一）貸付業務、（二）手形割引、（三）爲替業務、（四）預金業務、（五）業務の指導監査、（六）會員相互の聯絡業務上の便宜、（七）會員職員の教育、（八）會員共同の利益の増進と定められてゐるが、その業務遂行上の機構を、（一）庶務部、（二）金融部、（三）事業部、（四）教育部に分ち、金融事業、購買販賣事業、共済事業、教育普及事業を行つてゐるものである。更にまた朝金聯には金融組合の外に、産業組合、漁業組合等の他種協同組合が會員として加入してゐるのであつて、事實上朝鮮協同組合運動單一中央機關としての立場にあるものであるが、特に事變下に於ける統制經濟強化と統後に於ける經濟活動の分野に於て極めて重要性ある任務（農村生産力の強化、國民貯蓄の造成、物資の流通行程の合理化及其の統制化）を擔當せるものである。金融組合の累年業務概況並に朝鮮金融組合聯合會の業務趨勢は卷末附表を参照せられ度い。

三 殖 産 契

朝鮮協同組合體制上、劃期的の變化を見たのは殖産契制度が新たに設置さるゝに至つたことである（昭和十年八月殖産契令の公布）。殖産契は該令に基いて組織された部落組織であるが、その目的とする處は契員のために購買、販

賣、共済、共同利用の各事業を契員の隣保相助の精神に立脚して遂行せんとするにあり、従つて之等の組織は部落的産業組合たるものである。斯かる組織は古來朝鮮に存在して部落的共助の實を擧げてゐた任意的團體たる契の組織を近代化したもので、内地に於て所謂五人組精神を基調とする部落的團體たる農事實行組合に類するものである。殖産契はその地區に存在する金融組合又は産業組合に法人組員として必ず加入すべきもので、金融組合又は産業組合は契を以て業務遂行上の尖端組織としてゐる。この殖産契こそ眞の部落協同體としての機構を有するものであり、一面原始ライプアイゼン組合に髣髴たるものがあるが、その營む事業が産業組合と全く重複してゐる關係上、産業組合傘下にあつては單なる配給、集荷上の組織たるに止まるものである。従つてその組織さるゝものが比較的紛ないが、金融組合傘下に於ては組合の金融事業と關聯して其處に相互に補足しつゝ農村に於ける生産流通の全行程が協同化される可能性のある譯であつて、現に朝金聯提唱の下にその五ヶ年全部落契組織化への目標に向つて進行しつゝあること

金融組合所屬殖産契業務概況（年度は七月より翌年六月末に至る）

年 度	所屬組合數	契 數	契 員 數	借 入 金	購 買 高	販 賣 高
昭和一〇年	102	37	8,202	—	—	—
一 一 年	212	177	10,013	1,333,333	3,300,000	3,200,000
一 二 年	—	—	—	1,333,333	1,771,111	1,110,000

備考 括弧内書は金融組合員たる契員。

産業組合所屬殖産契業務概況（年度末現在）

年 度	所屬組合數	契 數	契 員 數	借 入 金	購 買 高	販 賣 高
昭和一〇年	—	—	—	—	—	—
一 一 年	—	—	—	—	7,000,000	5,000,000

は、朝鮮農村の集荷配給網組織の強化のために期待さるべきものであらう。而してかゝる組織が購買組織の進化の線に沿つて行はれる以上中間者排除と云ふ結果を生まうとも、農村資本制化のための一つの役割として客觀的に觀察さるべきものであらう。次に金融組合及産業組合各